「自転車および中食デリバリーの危険走行に関するドライバーアンケート」（2020年11月実施）

■Ⅰ・調査について

■本アンケート調査について

自転車による交通事故は、全体的には年々減少していますが、「自転車対歩行者」や「自転車相互」の事故は横ばいか微増という状況にあります。

また、自転車は、原則、車道を走行しなければならないことから、「自転車専用レーン」等の設置が進められていますが、その大半は道路幅の狭い「車道混在」区間であり、自動車との接触または走行を妨げる事例が増えており、交通事故の誘発が懸念されます。

さらには、コロナ禍による外出自粛で、自転車やバイク等（原動機付自転車、自動二輪車）を使用してのいわゆる「中食デリバリー（飲食料の配達）」が急増し、悪質な運転や事故の発生等の新たな課題が生じています。

本アンケート調査は、ドライバーから見た自転車走行や中食デリバリーの問題点を把握し、道路利用者の交通ルールの遵守や今後の道路政策などへの政策要求につなげることを目的に実施しました。その結果、各地連・都府県連および加盟単組の方々にご協力いただき、計9,148名のアンケート結果をまとめることができました。ご協力いただいたすべての方々に本行動の取り組みに対し、感謝申し上げます。

■調査方法

１．調査対象　：運輸労連加盟単組のドライバー

２．調査手法　：各地連・都府県連経由で、職場に調査票12,700枚を配布し、回収した。

３．調査期間　：2020年11～12月を行動期間とし、12月4日を回収期限とした。

４．調査項目　：ドライバーの属性とともに、①二輪車等の走行マナー、②自転車専用レーンおよび、車道混在区間で気を付けていること、③中食デリバリー（自転車、原付、自動二輪）の走行マナー、④安全を守るための当面の施策について調査した。

５．集計結果　：9,148枚を集計し、次項以降に収録した。なお、沖縄の集計については九州に追加し、「九州・沖縄」と記載した。

■Ⅱ・回答者の属性

■回答者数（全体）

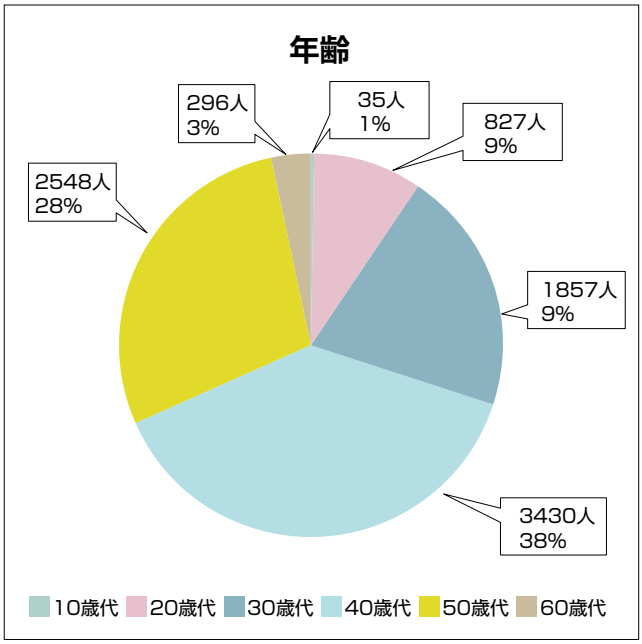

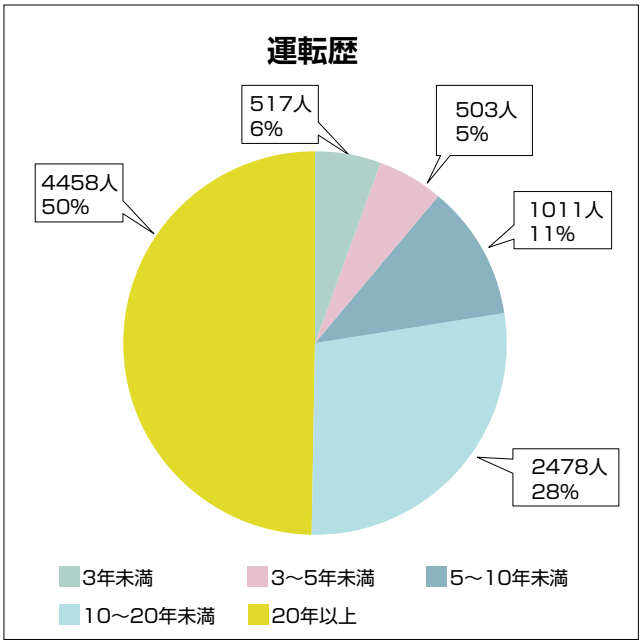

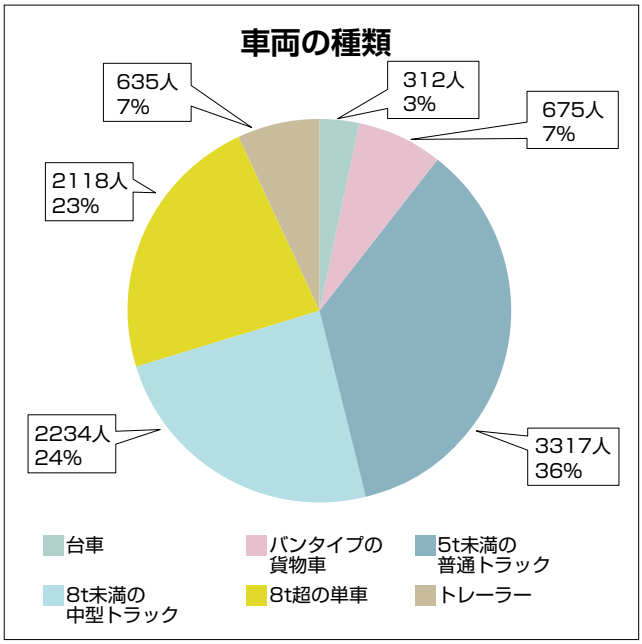

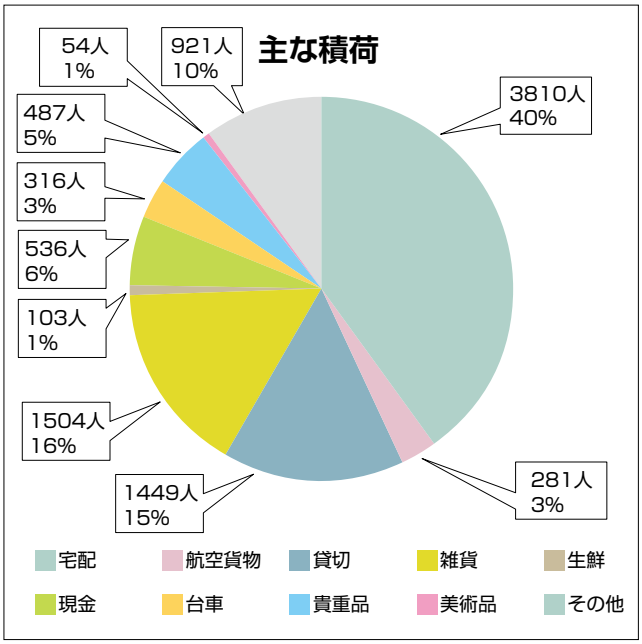

※「回答なし」は集計に含まない。以降の各項目についても同様。

※クロス集計の各項目は複数回答あり。「回答なし」は集計に含まない。

■クロス集計（全体回答）

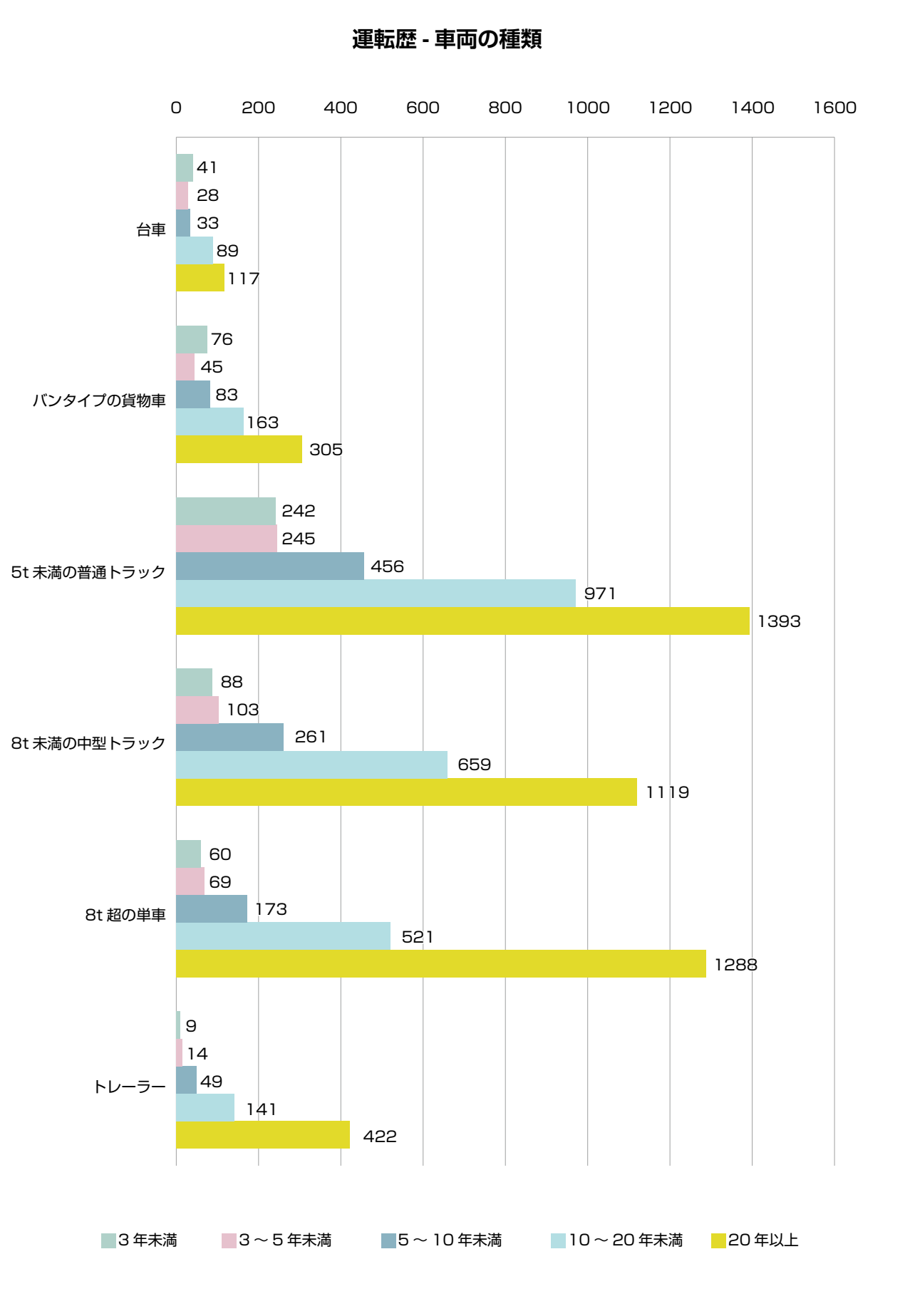
運転歴 - 車両の種類
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
台車
41
28
33
89
117
バンタイプの貨物車
76
45
83
163
305
5t 未満の普通トラック
242
245
456
971
1393
8t 未満の中型トラック
88
103
261
659
1119
8t 超の単車
60
69
173
521
1288
トレーラー
9
14
49
141
422
3 年未満
3 ～ 5 年未満
5 ～ 10 年未満
10 ～ 20 年未満
20 年以上

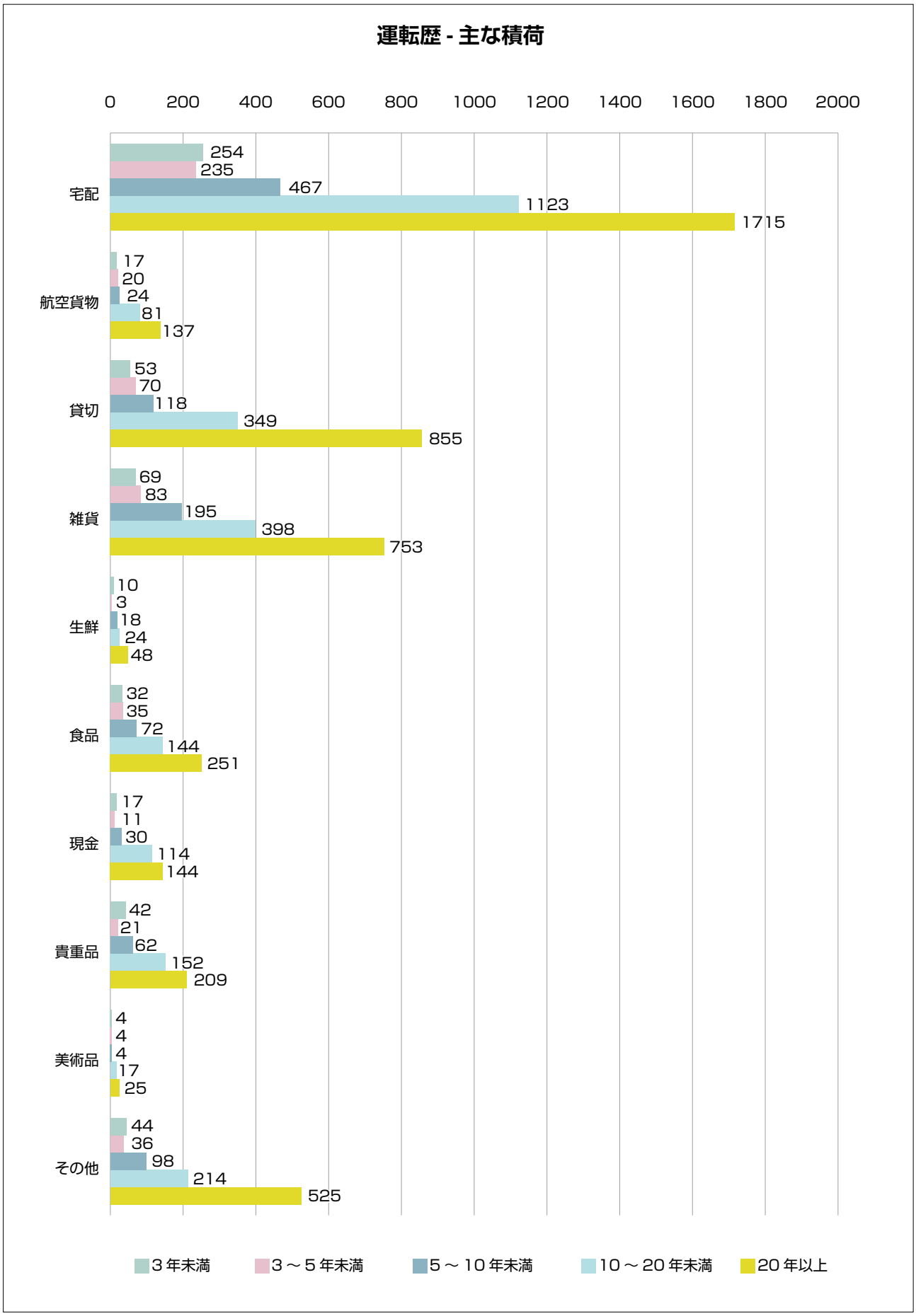
運転歴 - 主な積荷
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
1800
2000
宅配
254
235
467
1123
1715
航空貨物
17
20
24
81
137
貸切
53
70
118
349
855
雑貨
69
83
195
398
753
生鮮
10
3
18
24
48
食品
32
35
72
144
251
現金
17
11
30
114
144
貴重品
42
21
62
152
209
美術品
4
4
4
17
25
その他
44
36
98
214
525
3 年未満
3 ～ 5 年未満
5 ～ 10 年未満
10 ～ 20 年未満
20 年以上

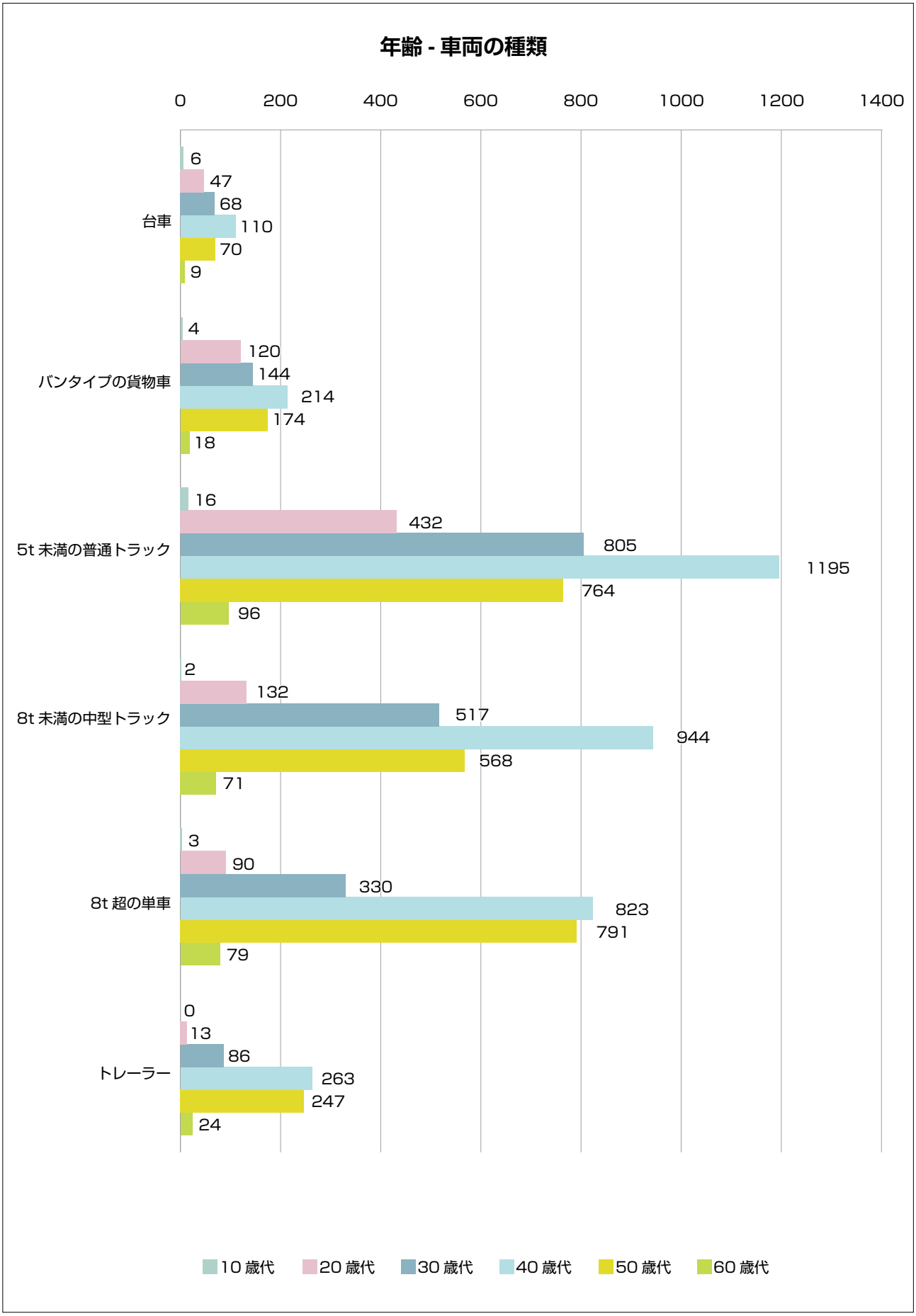
年齢 - 車両の種類
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
台車
6
47
68
110
70
9
バンタイプの貨物車
4
120
144
214
174
18
5t 未満の普通トラック
16
432
805
1195
764
96
8t 未満の中型トラック
2
132
517
944
568
71
8t 超の単車
3
90
330
823
791
79
トレーラー
0
13
86
263
247
24
10 歳代
20 歳代
30 歳代
40 歳代
50 歳代
60 歳代

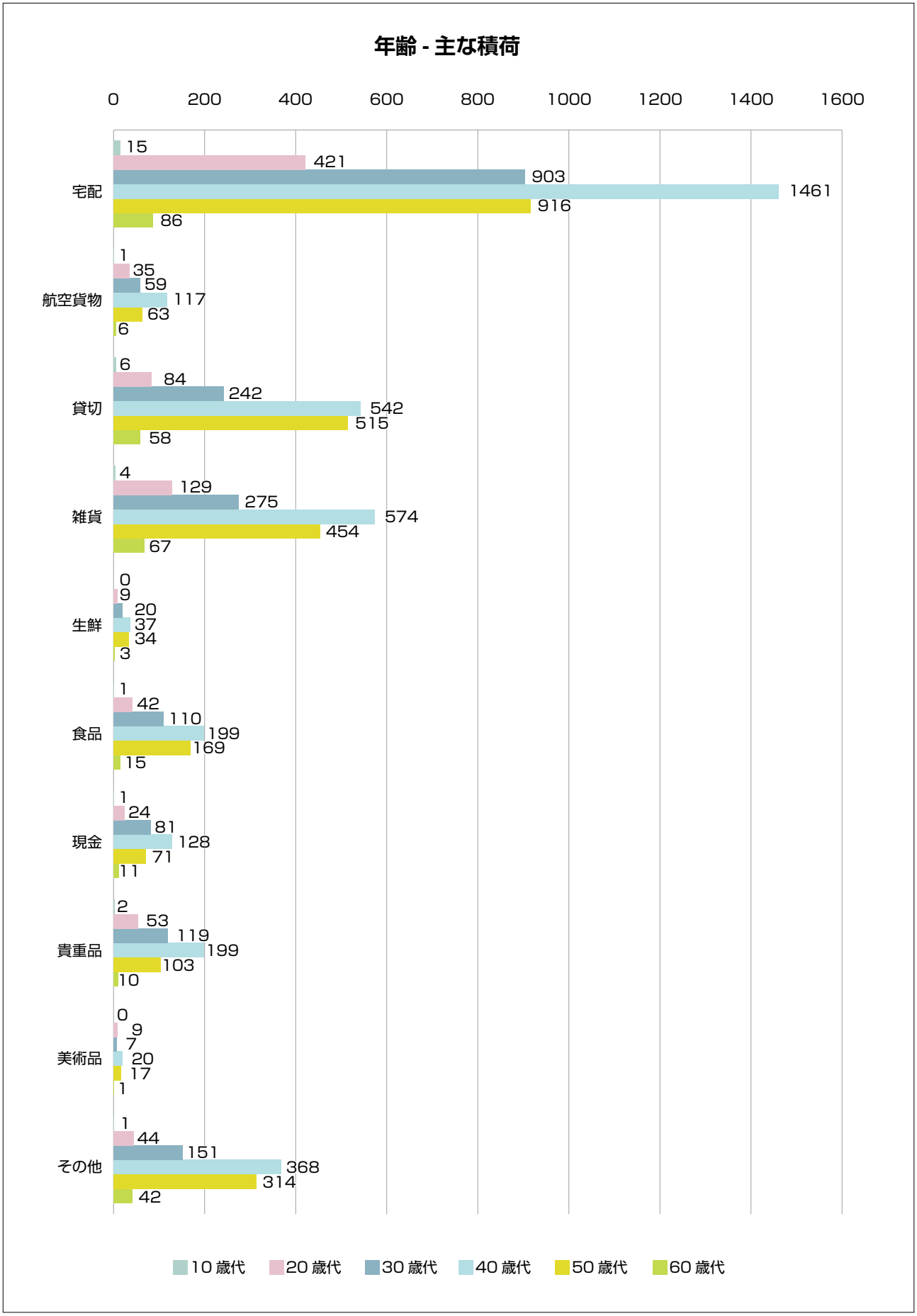
年齢 - 主な積荷
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
宅配
15
421
903
1461
916
86
航空貨物
1
35
59
117
63
6
貸切
6
84
242
542
515
58
雑貨
4
129
275
574
454
67
生鮮
0
9
20
37
34
3
食品
1
42
110
199
169
15
現金
1
24
81
128
71
11
貴重品
2
53
119
199
103
10
美術品
0
9
7
20
17
1
その他
1
44
151
368
314
42
10 歳代
20 歳代
30 歳代
40 歳代
50 歳代
60 歳代

■Ⅲ・調査結果

1.二輪車等の走行マナーについて

四輪車両から見た二輪車等の走行について、全体回答の 8,687 人（95%）で、危険を感じることが「よくある」または「たまにある」と回答している。

また、「運転歴」「年齢」「車両の種類」「主な積荷」とのクロス集計では「すり抜け」「スマートフォン等のながら走行」が、それぞれの項目で 3,000 人を超える回答となった。

(1) 運転中に二輪車等が「危ないな」と感じることがありますか。

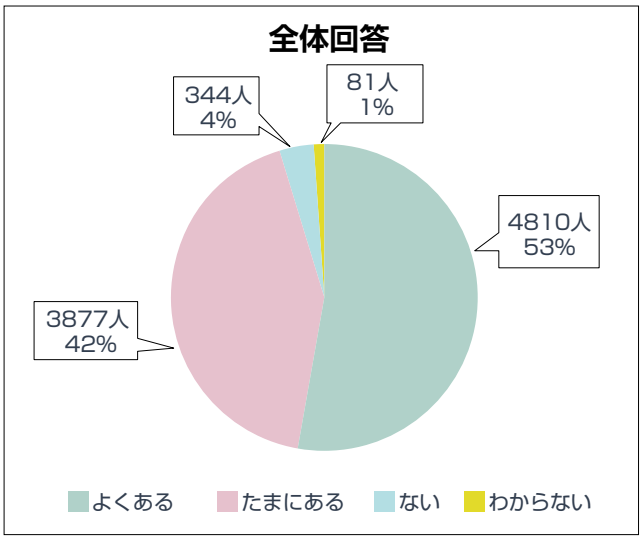

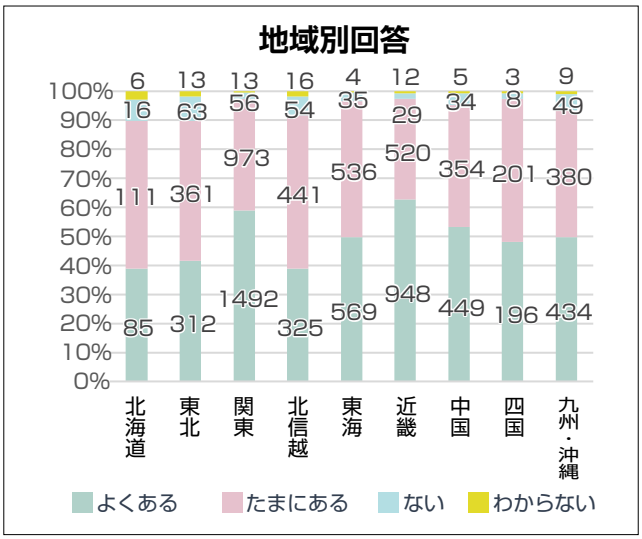

(2) 走行中の乗務車両（台車含む）から見た走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為

※（1）で「よくある・たまにある」と回答された方のみ回答。最大 3 つまで回答可

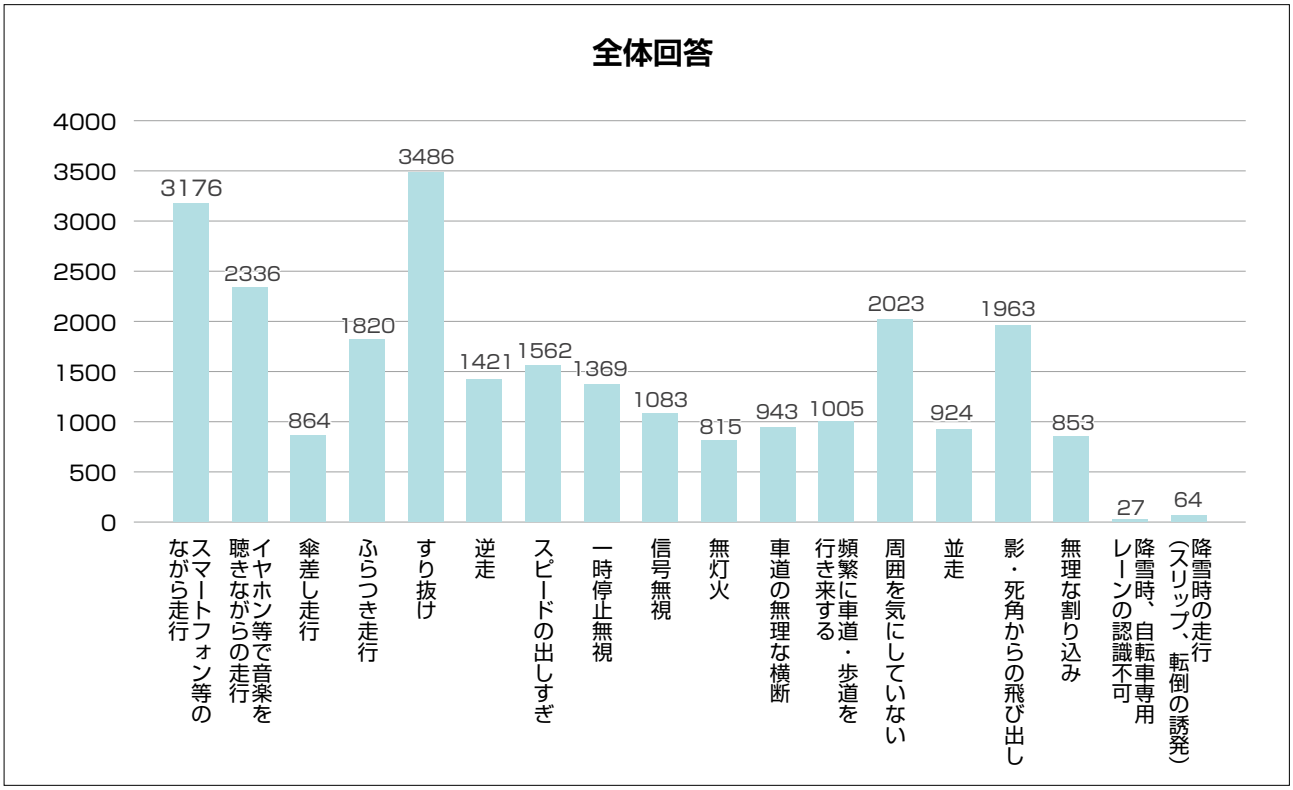

■走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為（ブロック別）

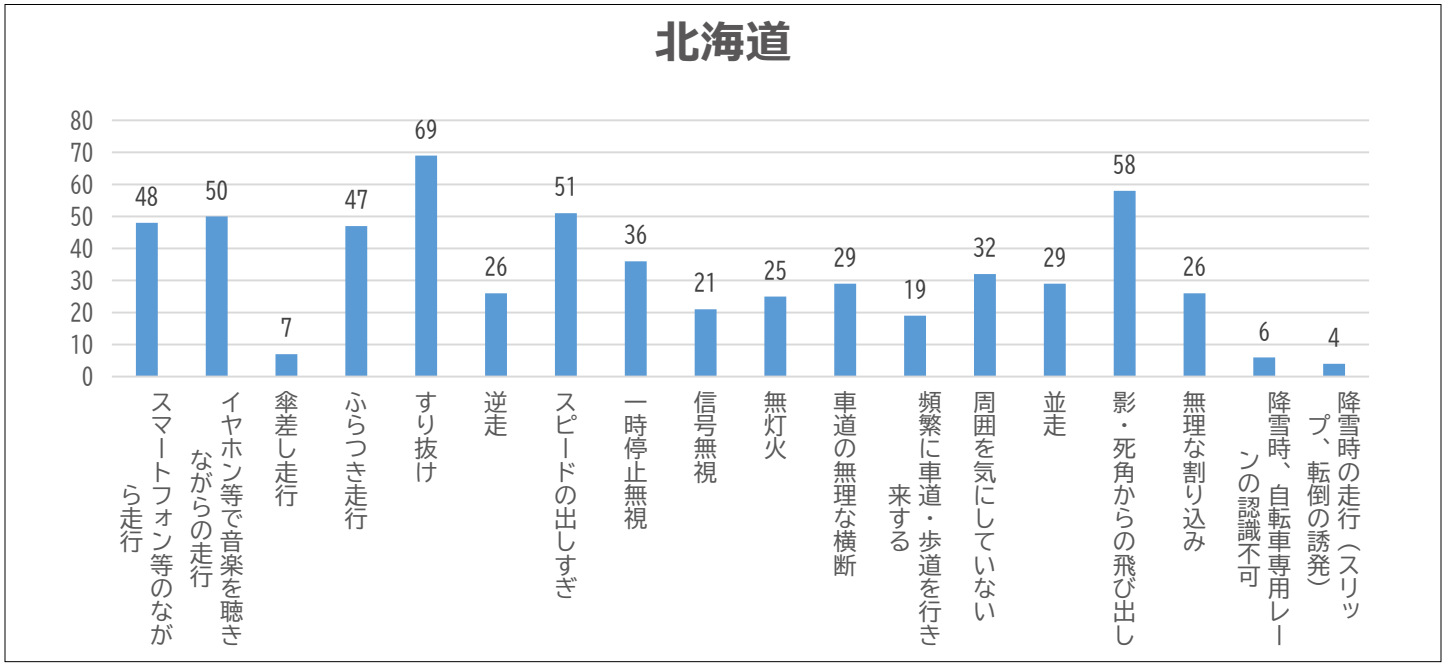

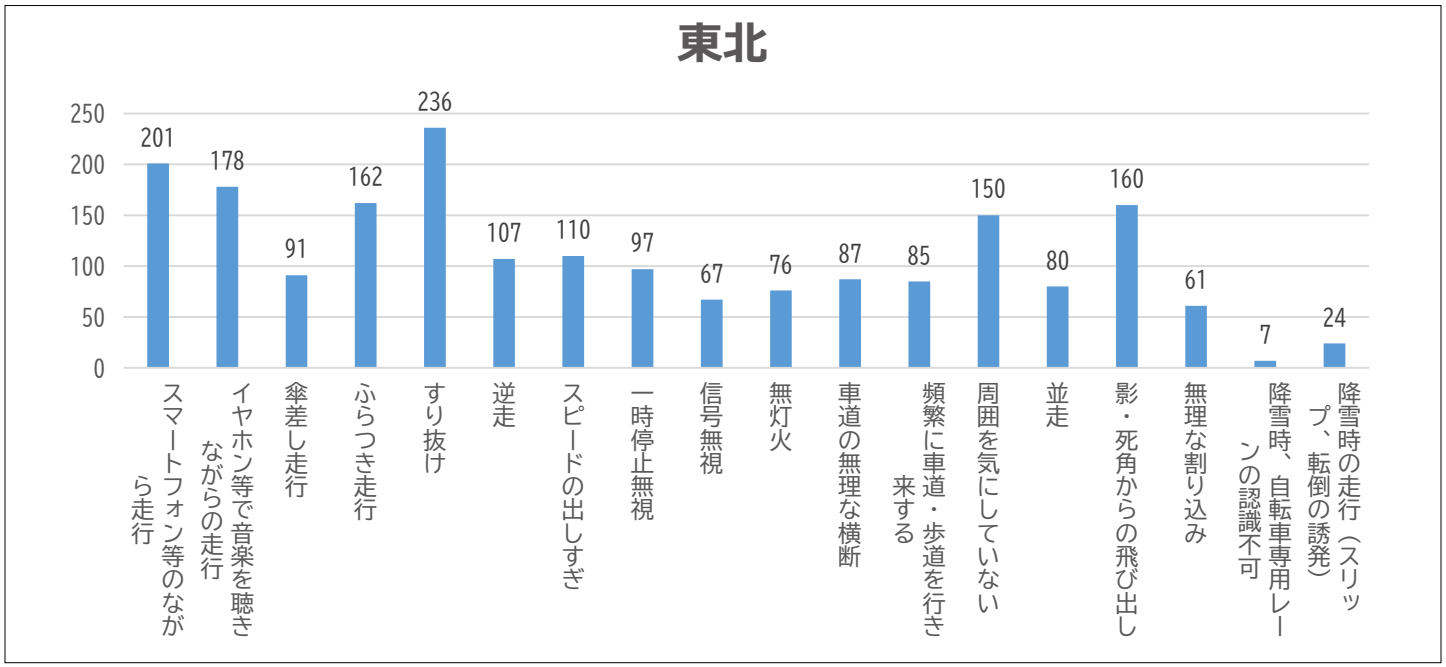

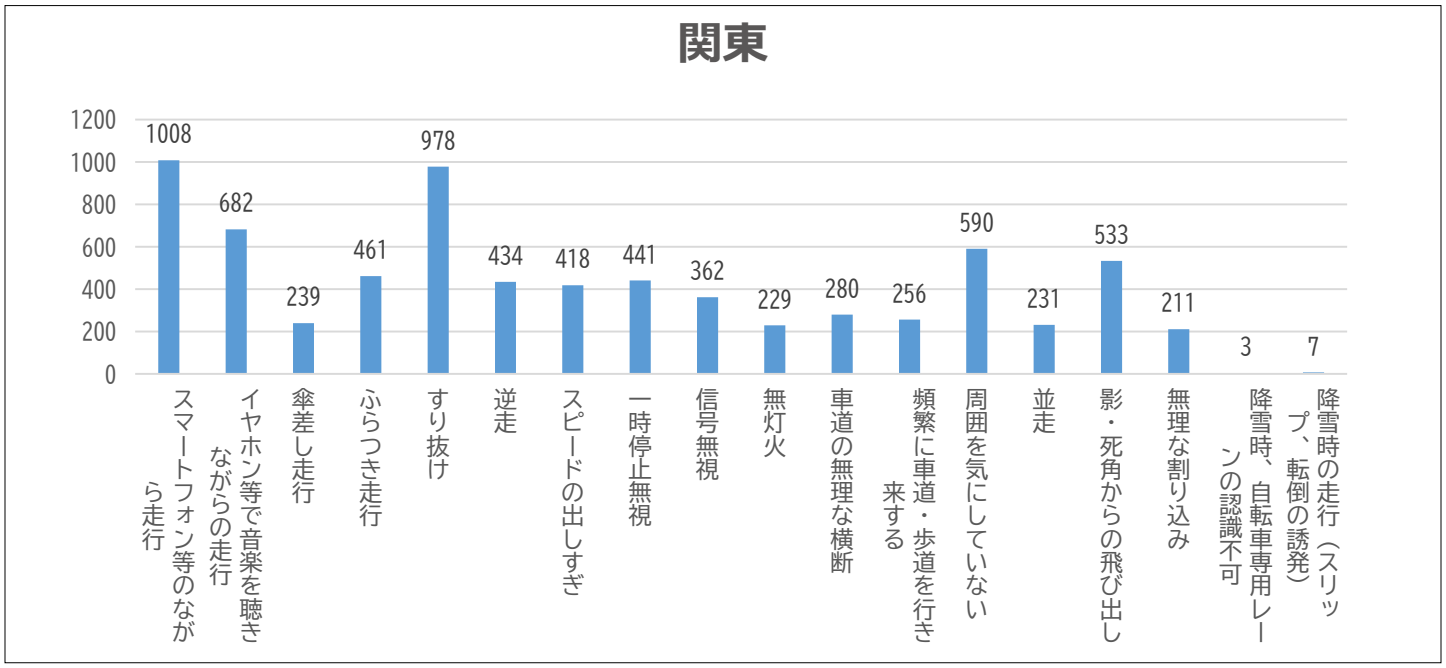

北信越

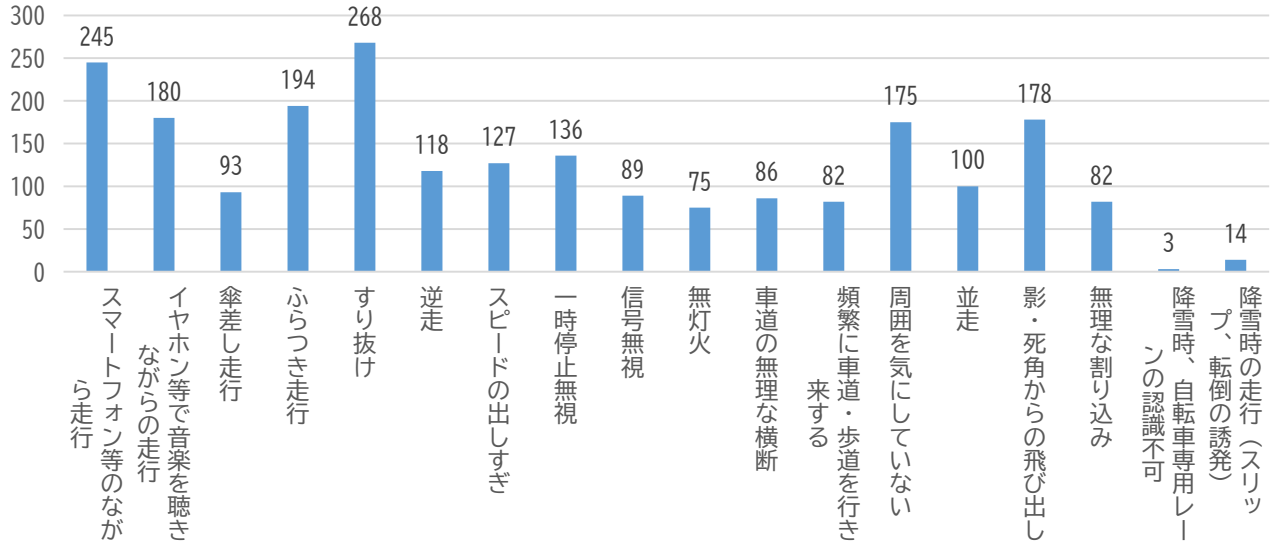
300
250
200
150
100
50
0
245
180
93
194
268
118
127
136
89
75
86
82
175
100
178
82
3
14
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
スピードの出しすぎ
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
並走
影・死角からの飛び出し
無理な割り込み
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

東海

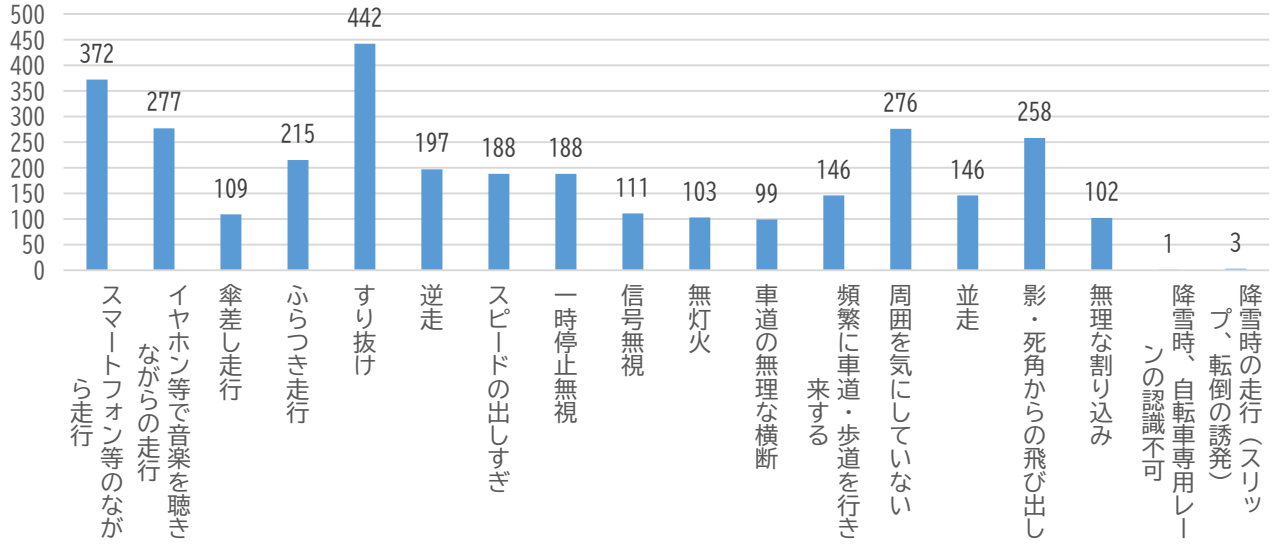
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
372
277
109
215
442
197
188
188
111
103
99
146
276
146
258
102
1
3
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
スピードの出しすぎ
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
並走
影・死角からの飛び出し
無理な割り込み
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

近畿

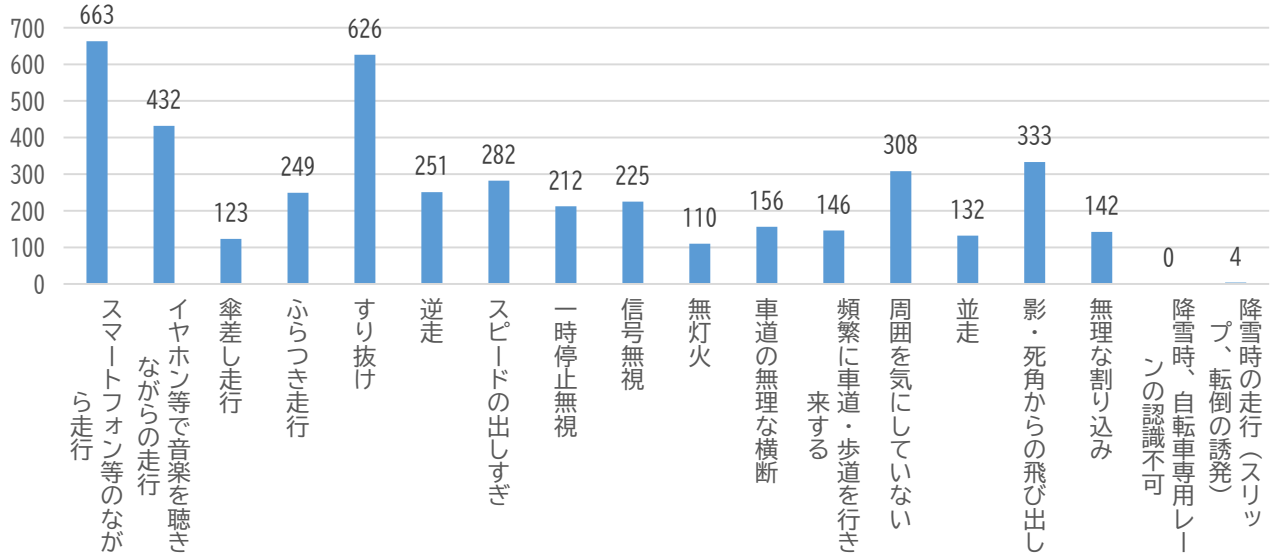
700
600
500
400
300
200
100
0
663
432
123
249
626
251
282
212
225
110
156
146
308
132
333
142
0
4
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
スピードの出しすぎ
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
並走
影・死角からの飛び出し
無理な割り込み
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

中国

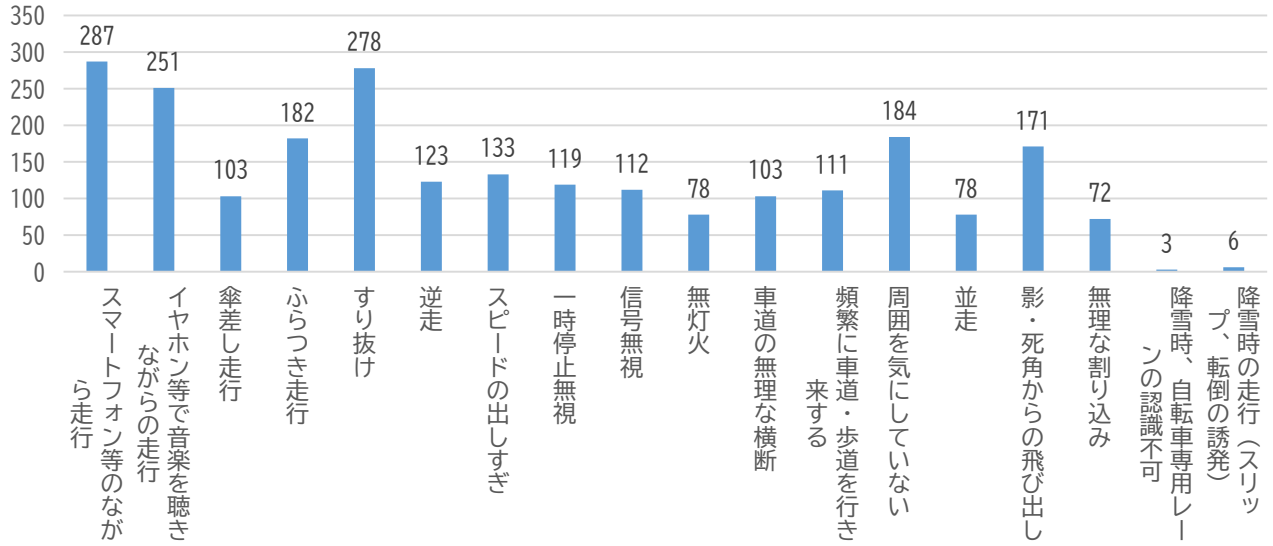
350
300
250
200
150
100
50
0
287
251
103
182
278
123
133
119
112
78
103
111
184
78
171
72
3
6
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
スピードの出しすぎ
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
並走
影・死角からの飛び出し
無理な割り込み
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

四国

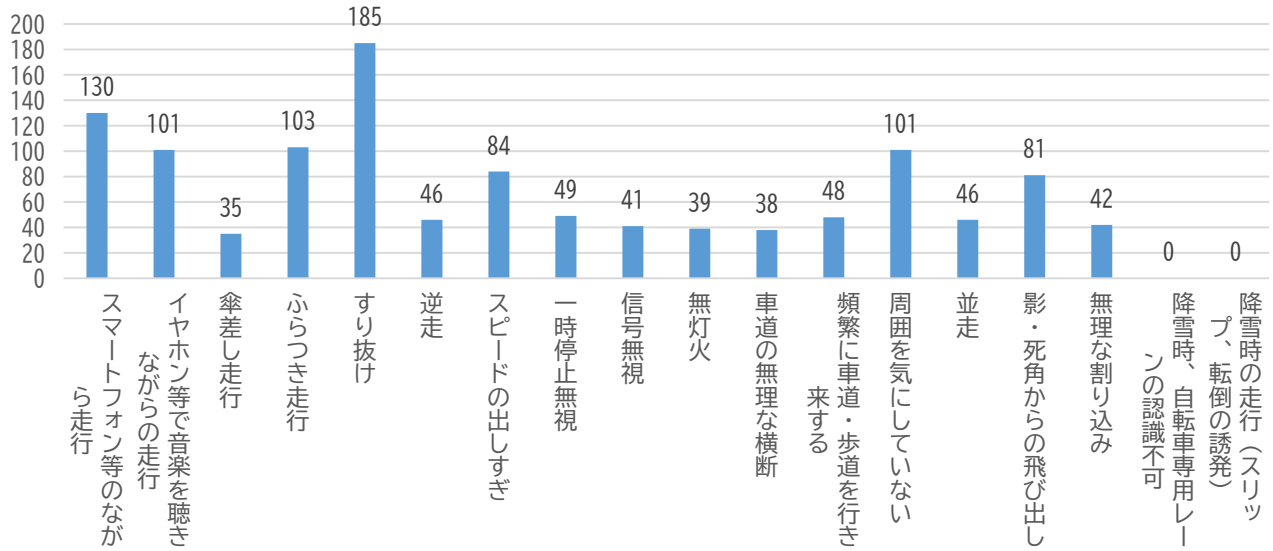
200
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0
130
101
35
103
185
46
84
49
41
39
38
48
101
46
81
42
0
0
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
スピードの出しすぎ
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
並走
影・死角からの飛び出し
無理な割り込み
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

九州・沖縄

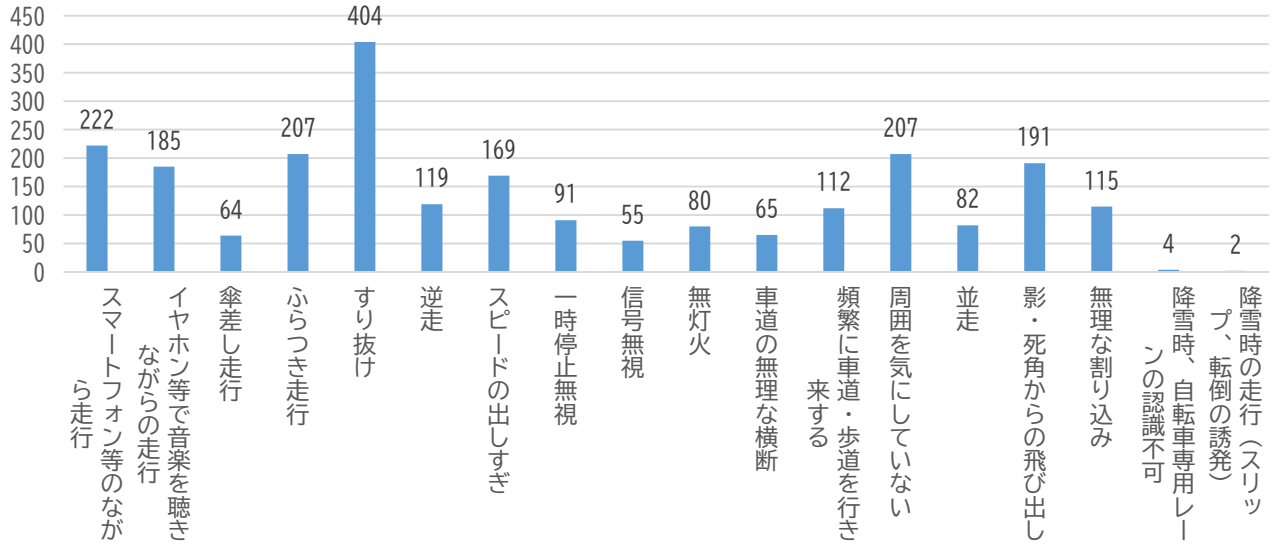
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
222
185
64
207
404
119
169
91
55
80
65
112
207
82
191
115
4
2
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
スピードの出しすぎ
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
並走
影・死角からの飛び出し
無理な割り込み
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

■走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為（クロス集計）

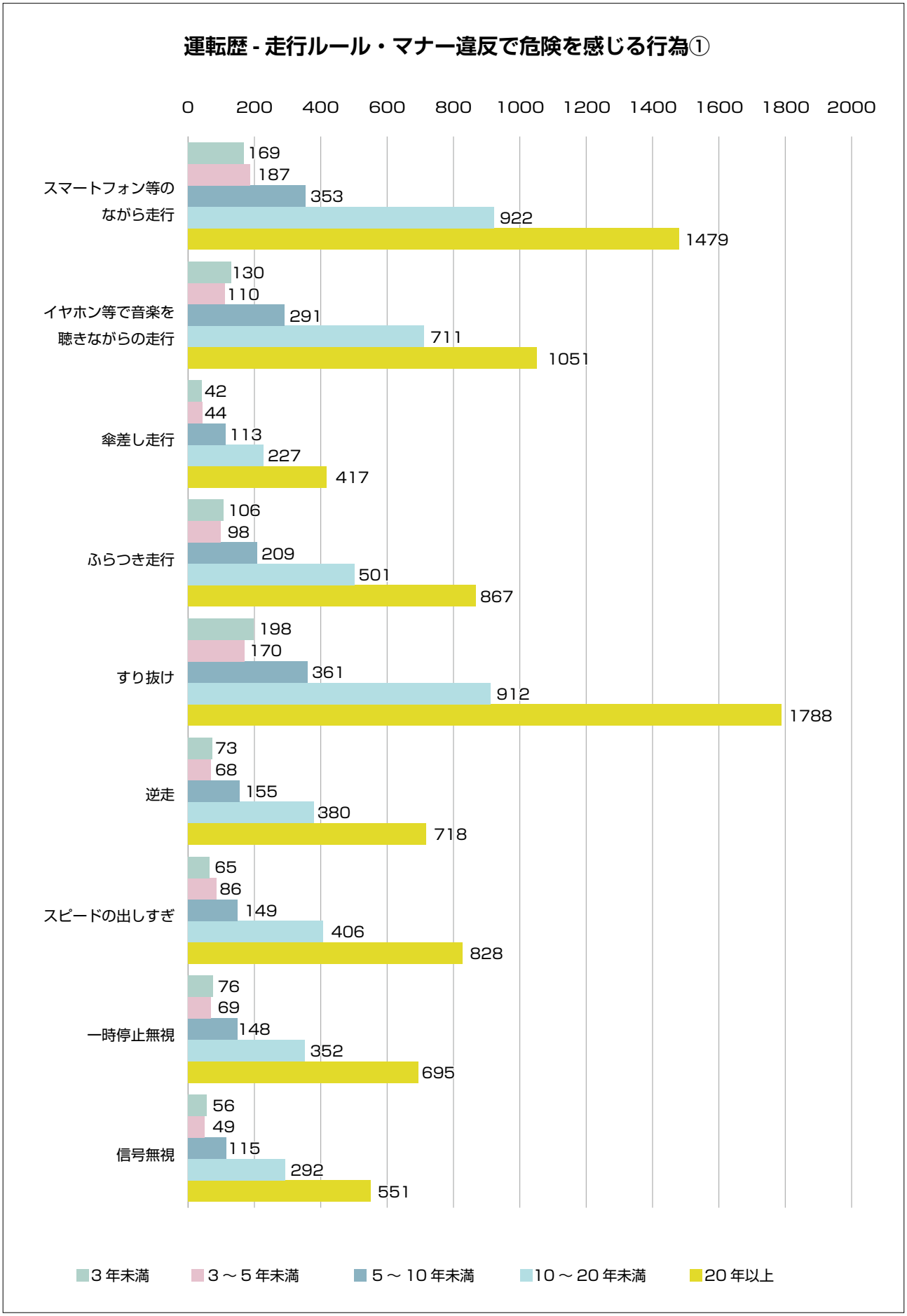

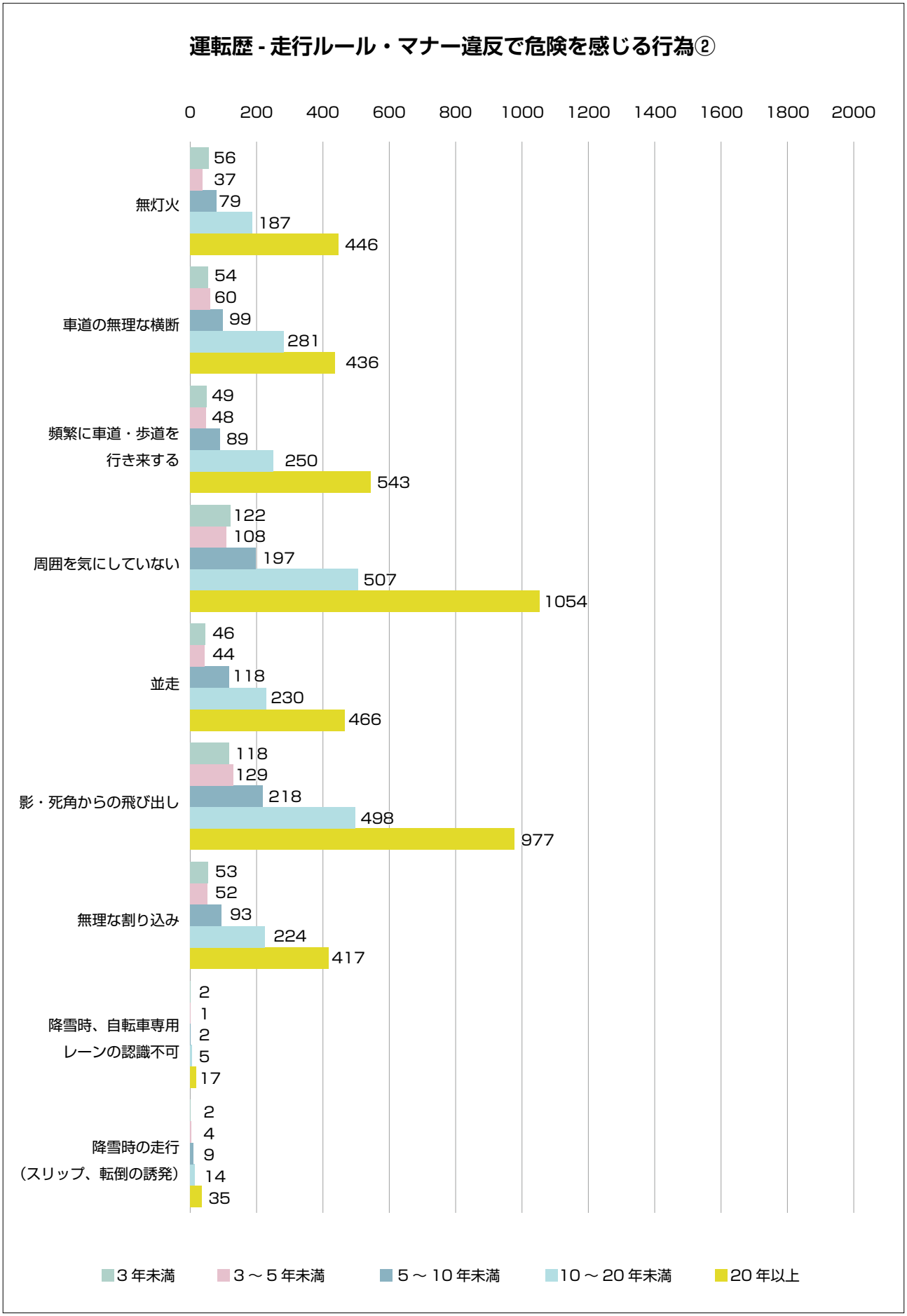
運転歴 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為②
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
1800
2000
無灯火
56
37
79
187
446
車道の無理な横断
54
60
99
281
436
頻繁に車道・歩道を行き来する
49
48
89
250
543
周囲を気にしていない
122
108
197
507
1054
並走
46
44
118
230
466
影・死角からの飛び出し
118
129
218
498
977
無理な割り込み
53
52
93
224
417
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
2
1
2
5
17
降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）
2
4
9
14
35
3 年未満
3 ～ 5 年未満
5 ～ 10 年未満
10 ～ 20 年未満
20 年以上

年齢 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為①

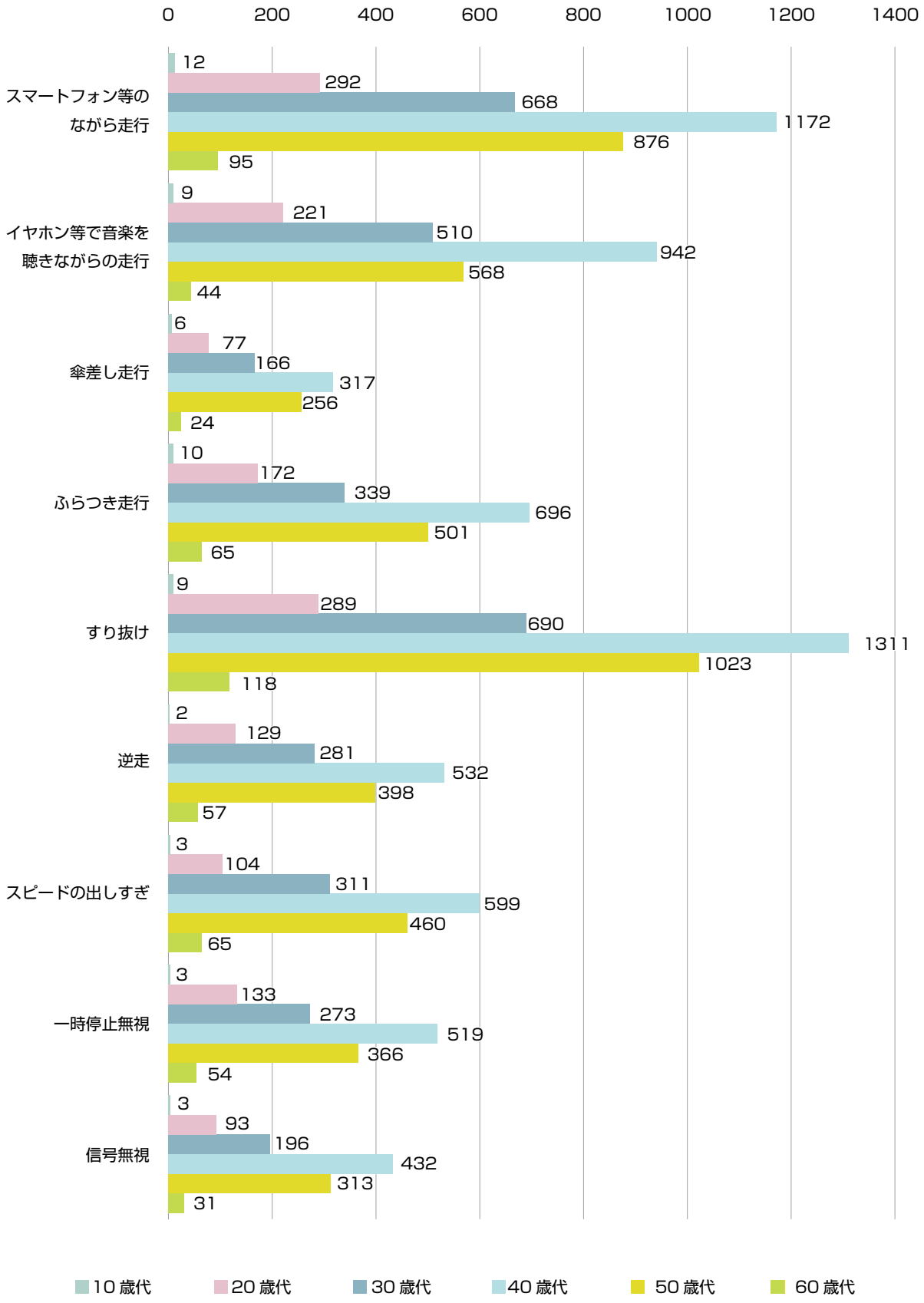

年齢 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為②

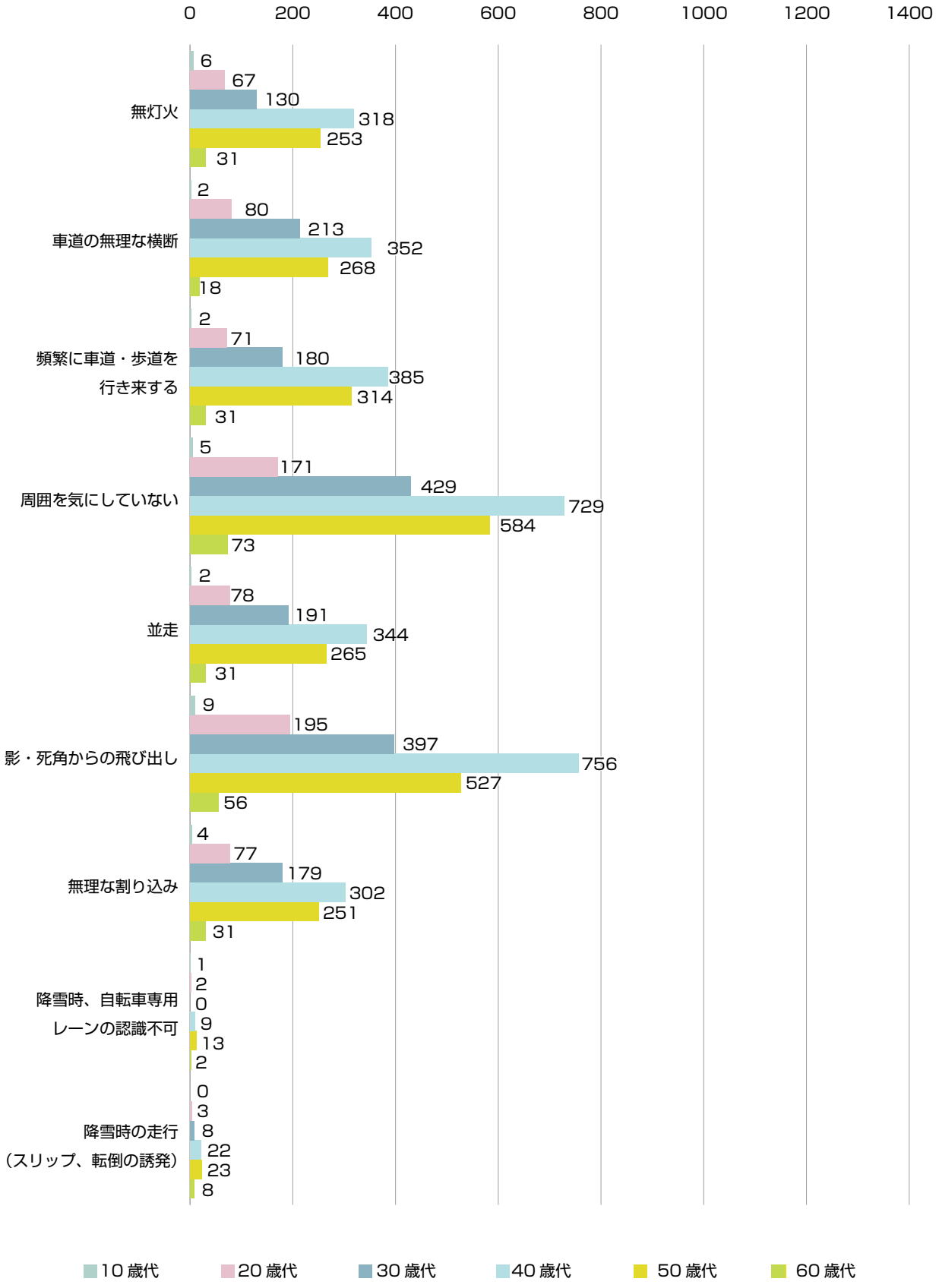

車両の種類 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為①

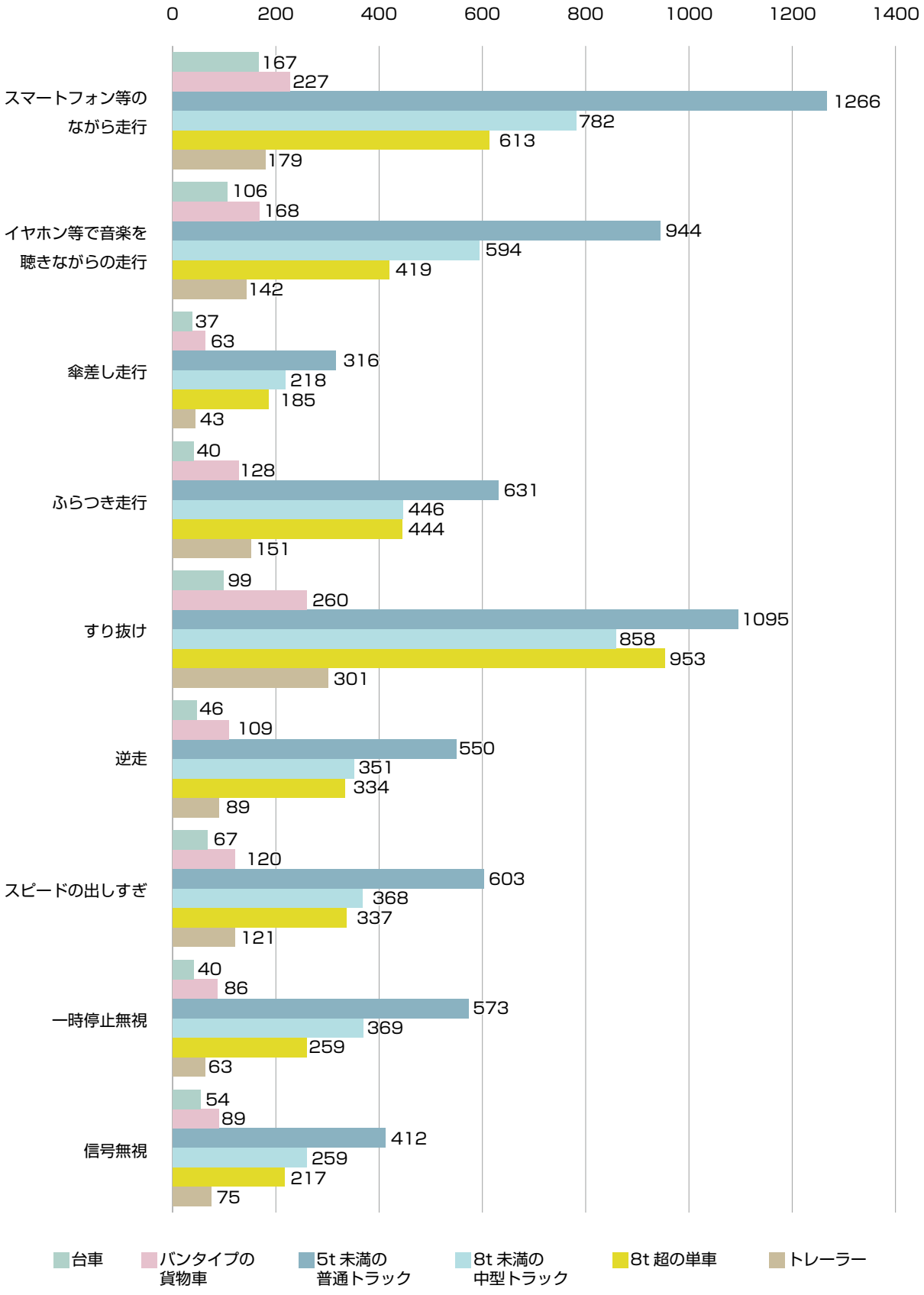

車両の種類 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為②

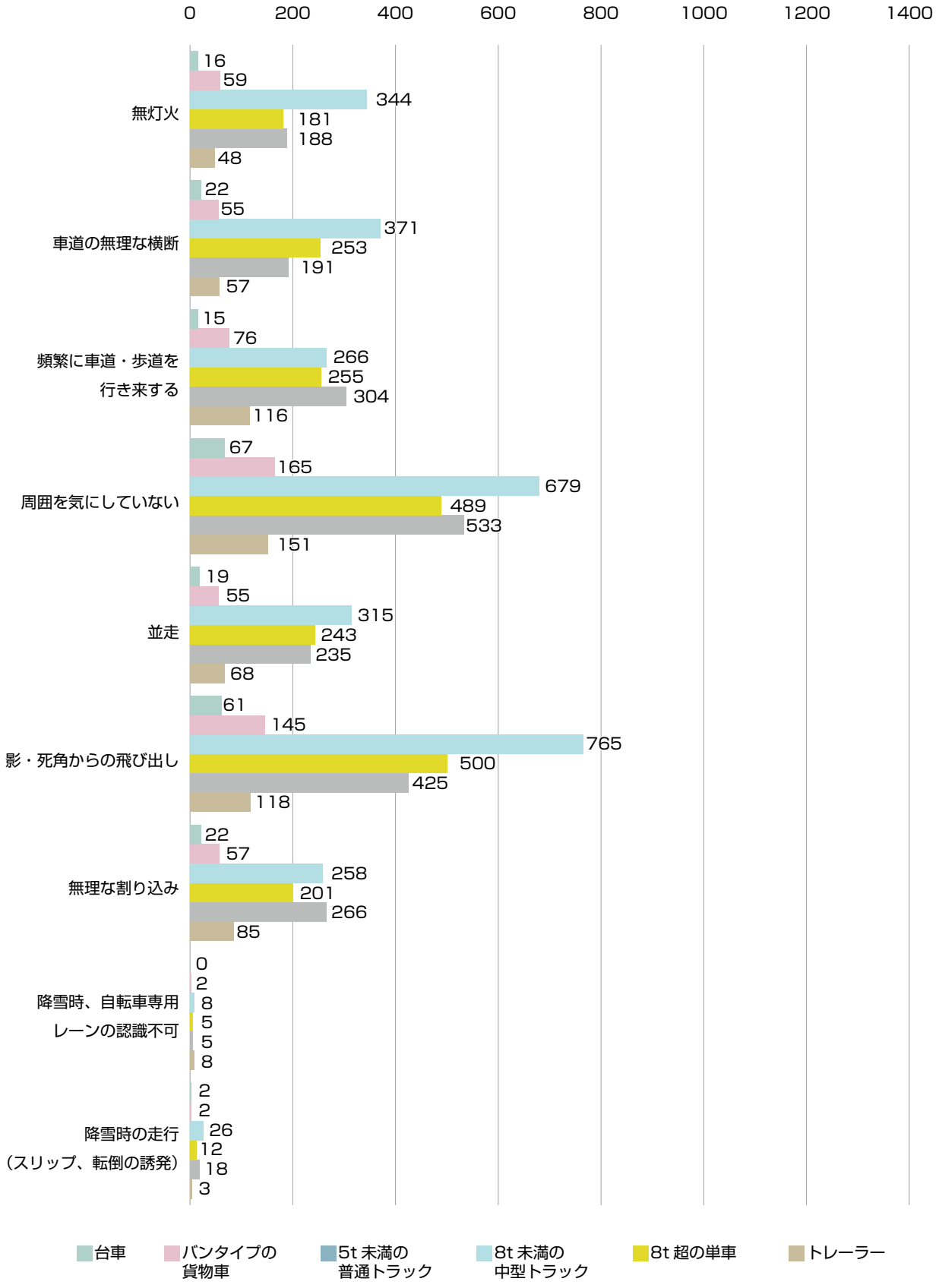

主な積荷 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為①

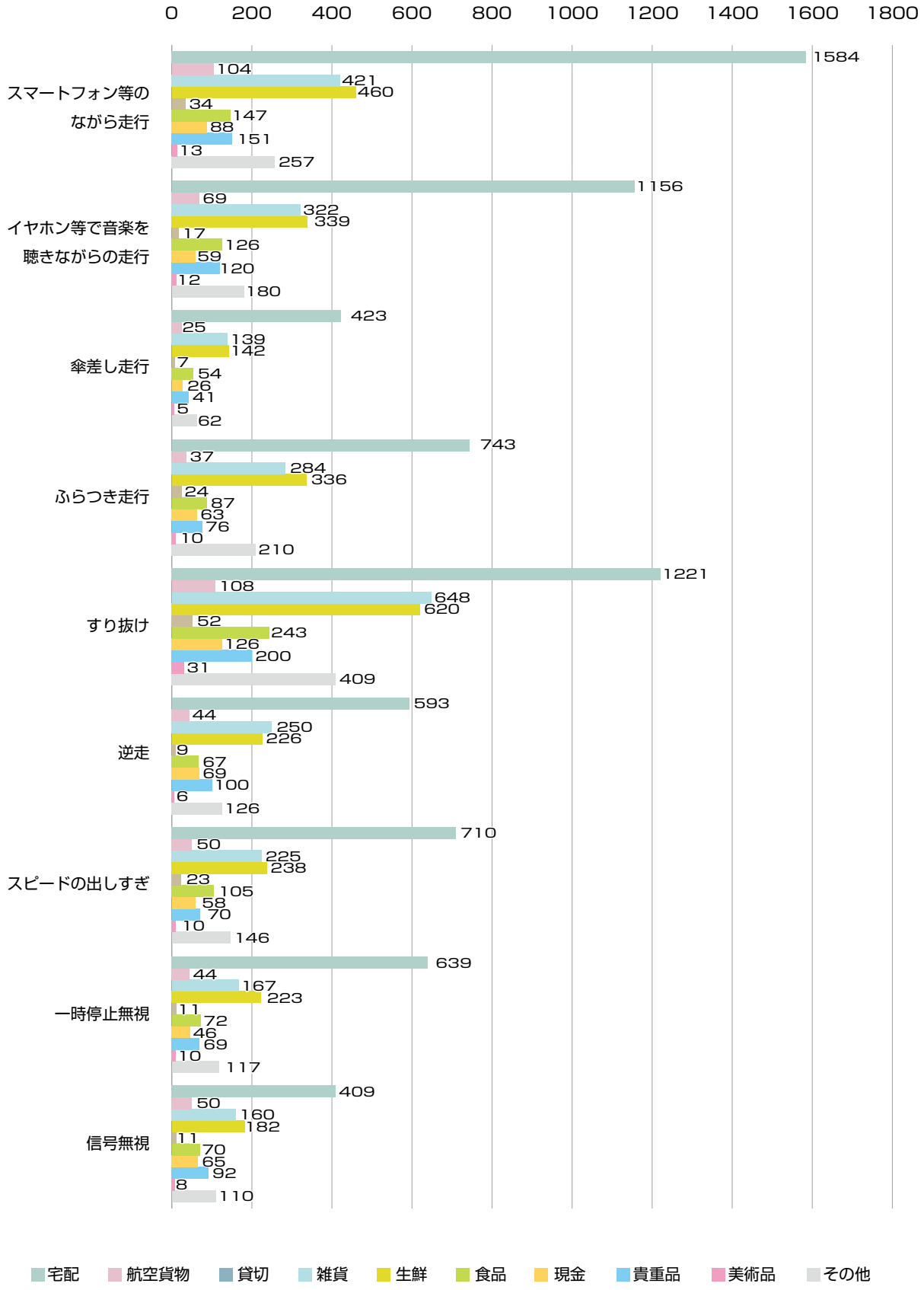

主な積荷 - 走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為②

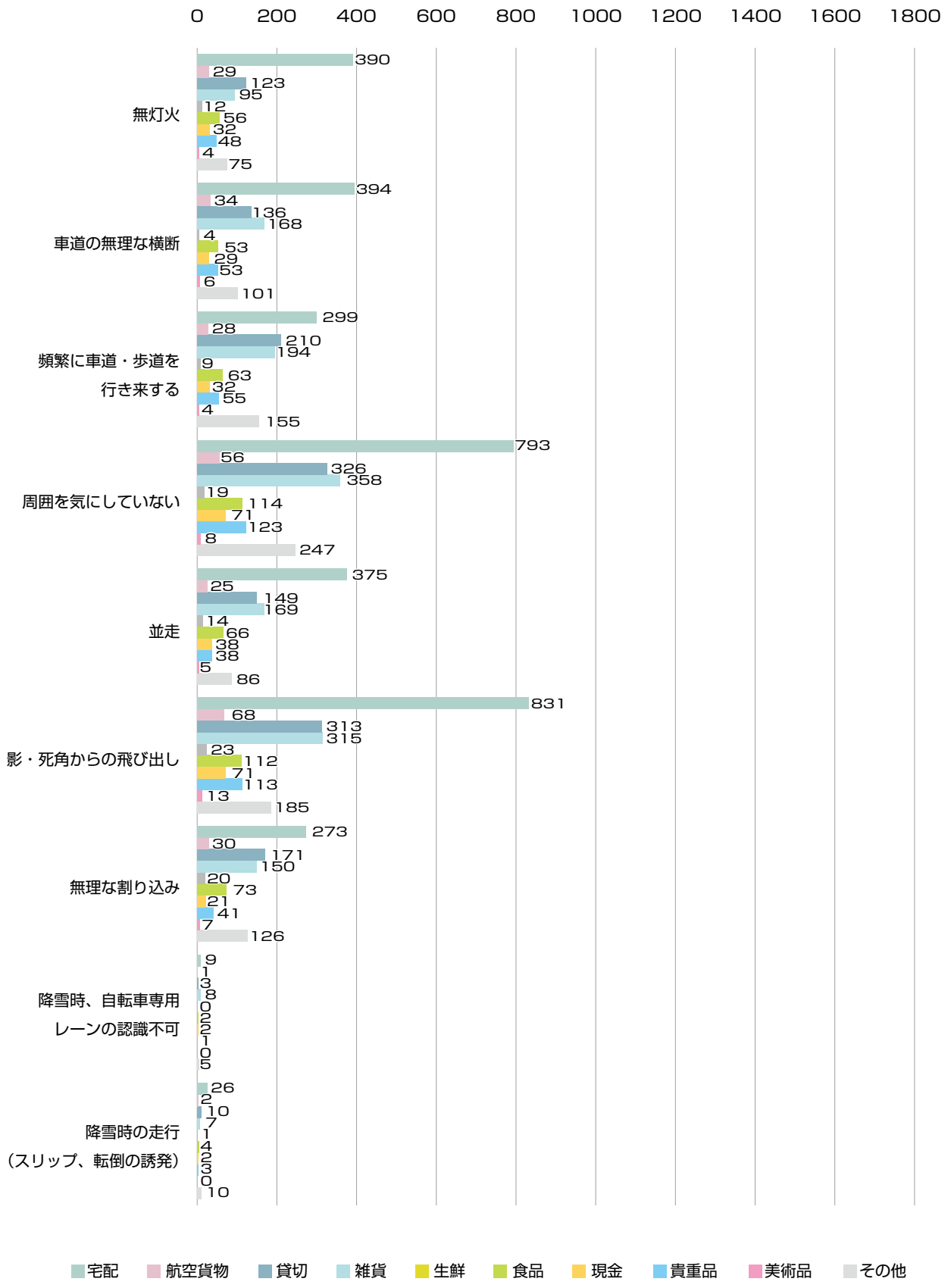

2．自転車専用レーン付近および車道混在区間などで気をつけていること

自転車に対し危険を感じさせてしまったことが、「よくある」または「たまにある」との回答が 5,561 人（61％）となった。一方、自転車に対して危険と思われる行為として、「右左折」「追い越し」「並走」「接近」が特に高い数値を示している。

また、「運転歴」「年齢」「車両の種類」「主な積荷」とのクロス集計でも同様であり、上記の 4 項目が、それぞれの項目で高い数値を示す回答となった。

(1) 自転車専用レーン付近および車道混在区間などで運転を行う際、自転車に対して危険を感じさせてしまったと思うことはありますか。

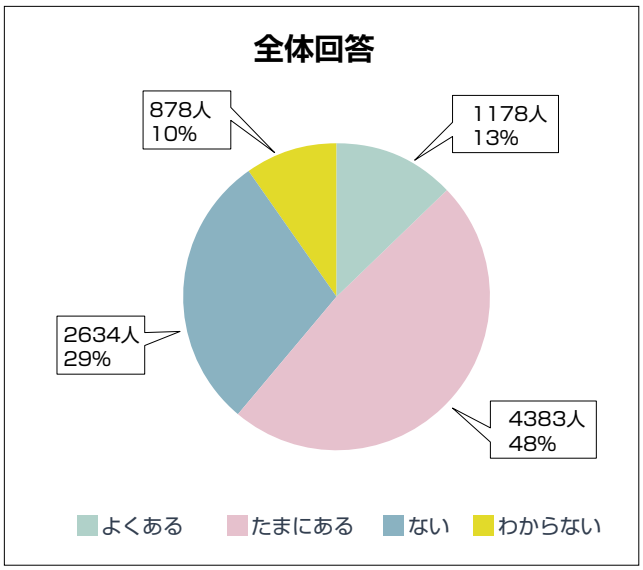

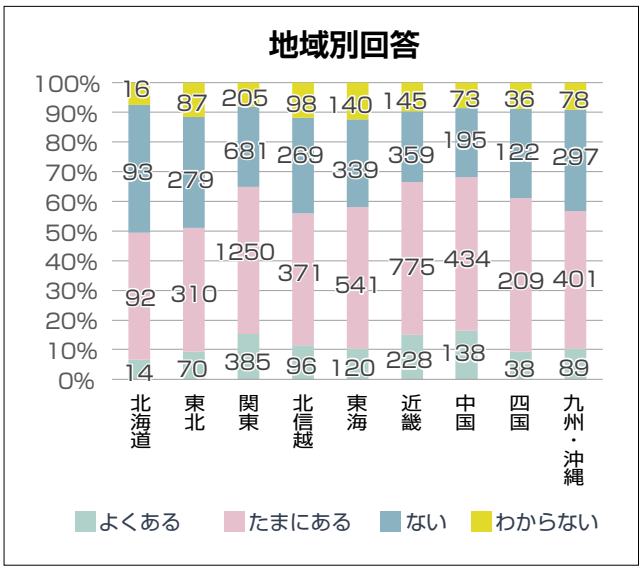

(2) 自転車走行レーン付近および車道混在区間などで自動車運転を行う際、自転車に対して危険と思われる行為

※最大 3 つまで回答可

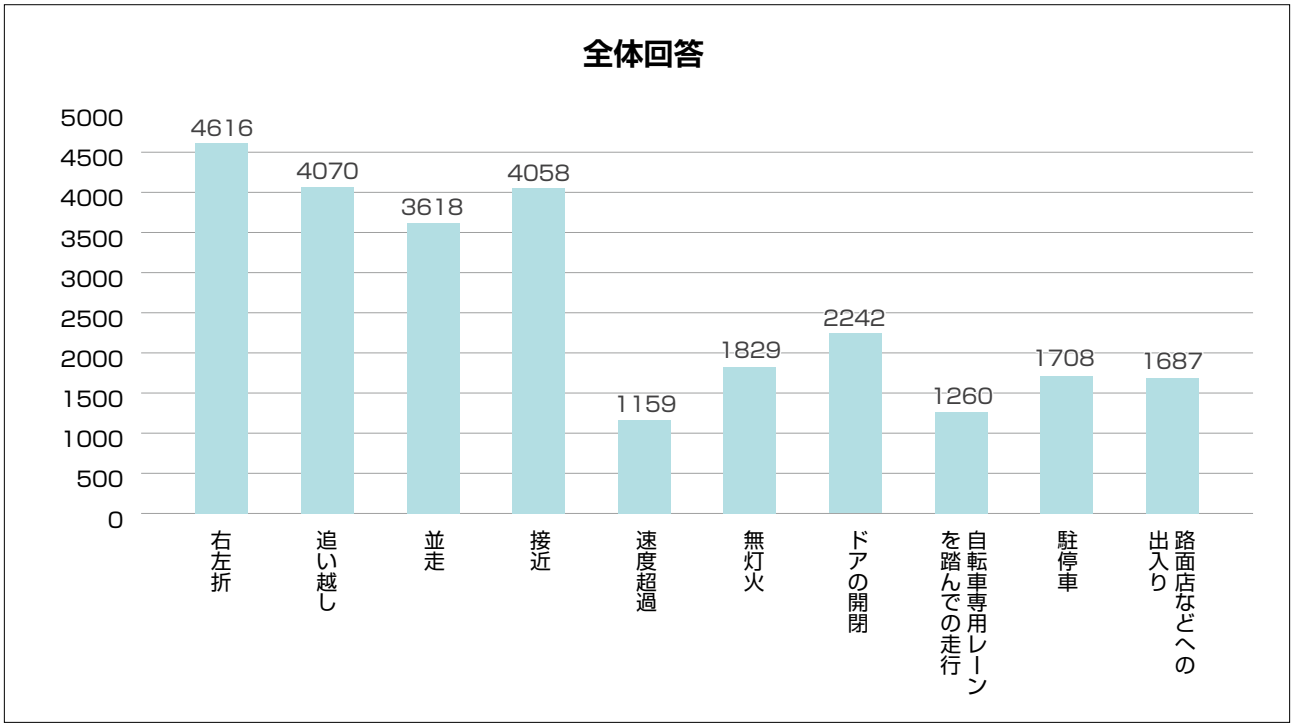

■自転車に対して危険と思われる行為（ブロック別）

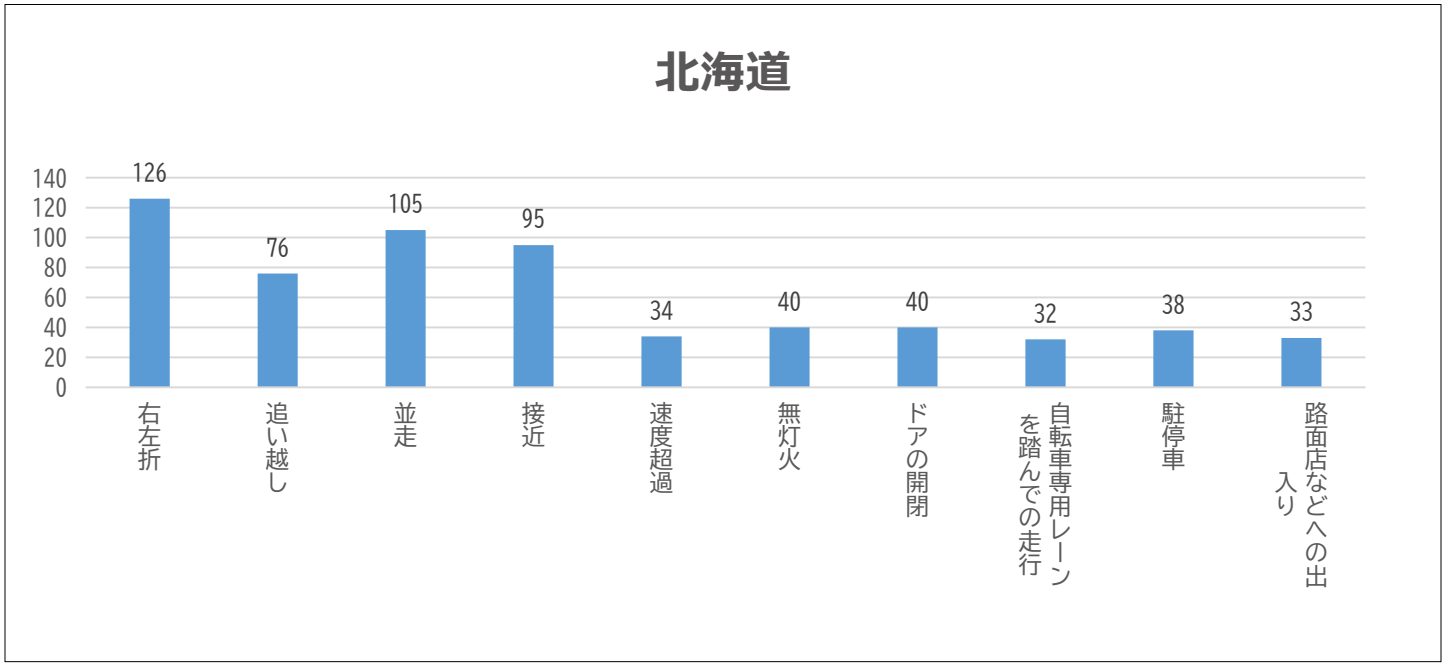

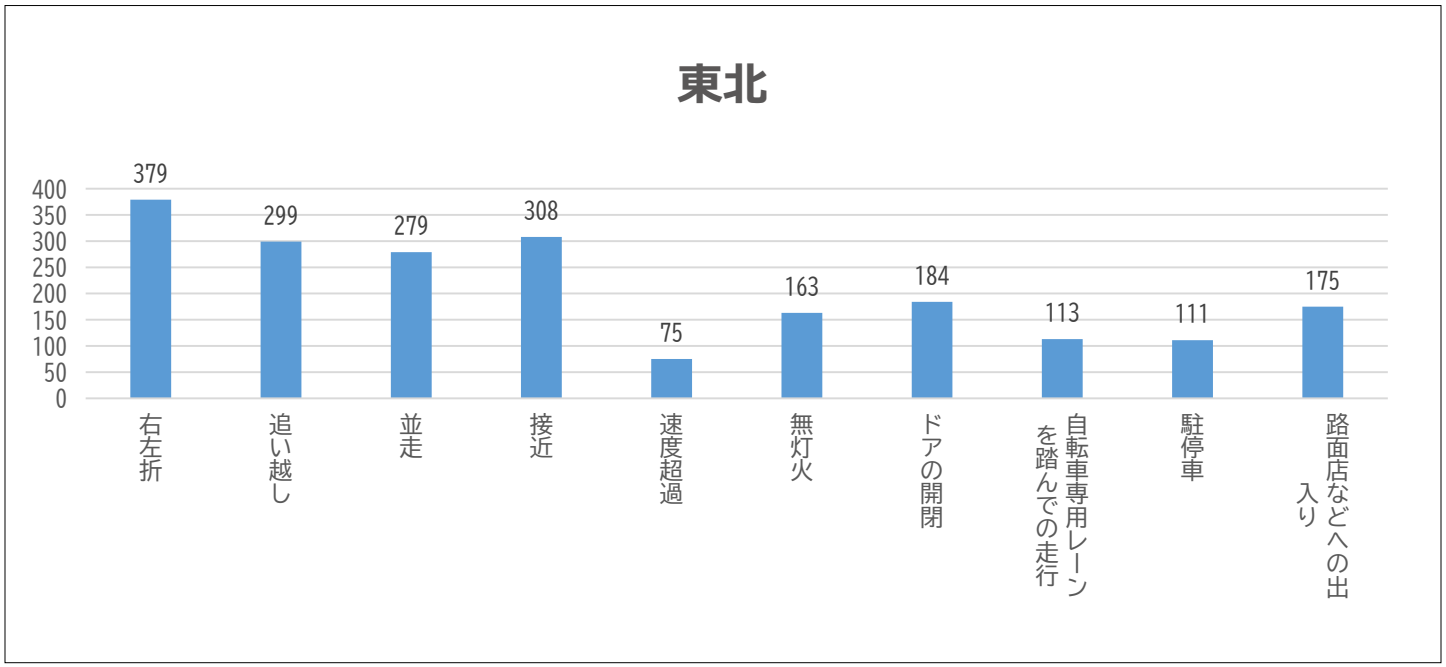

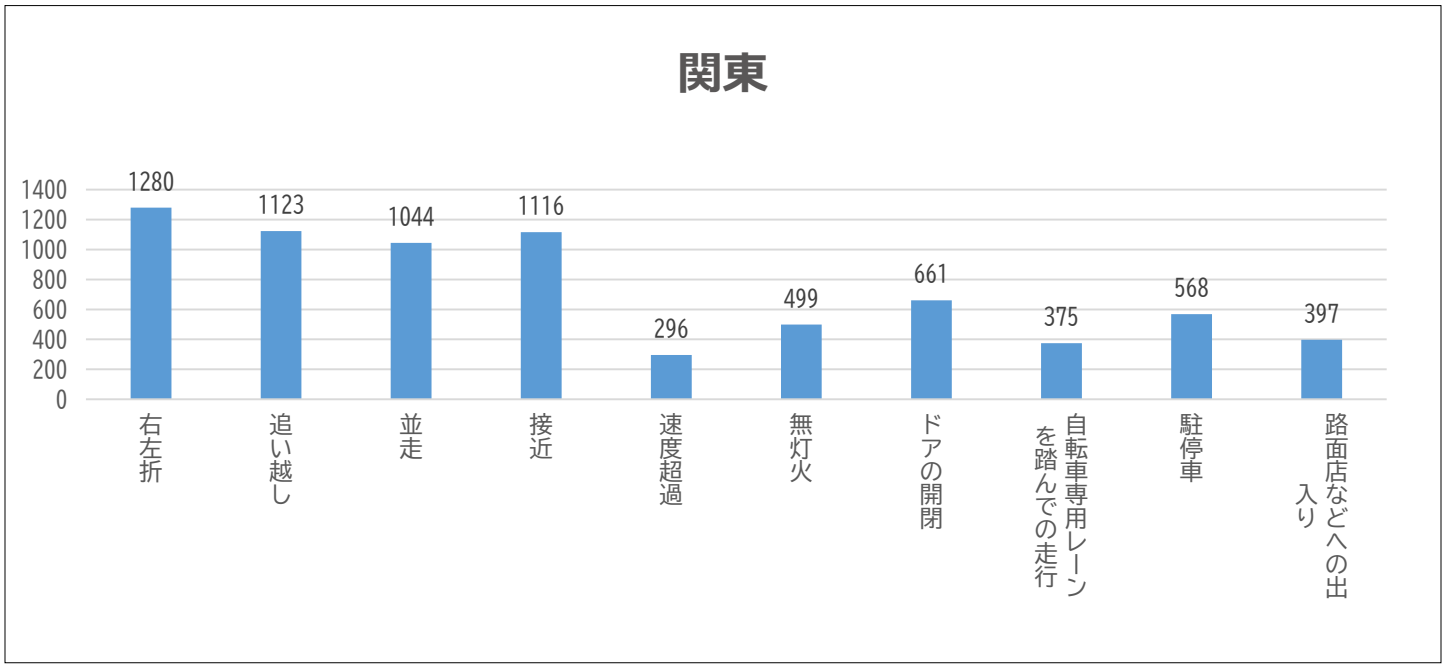

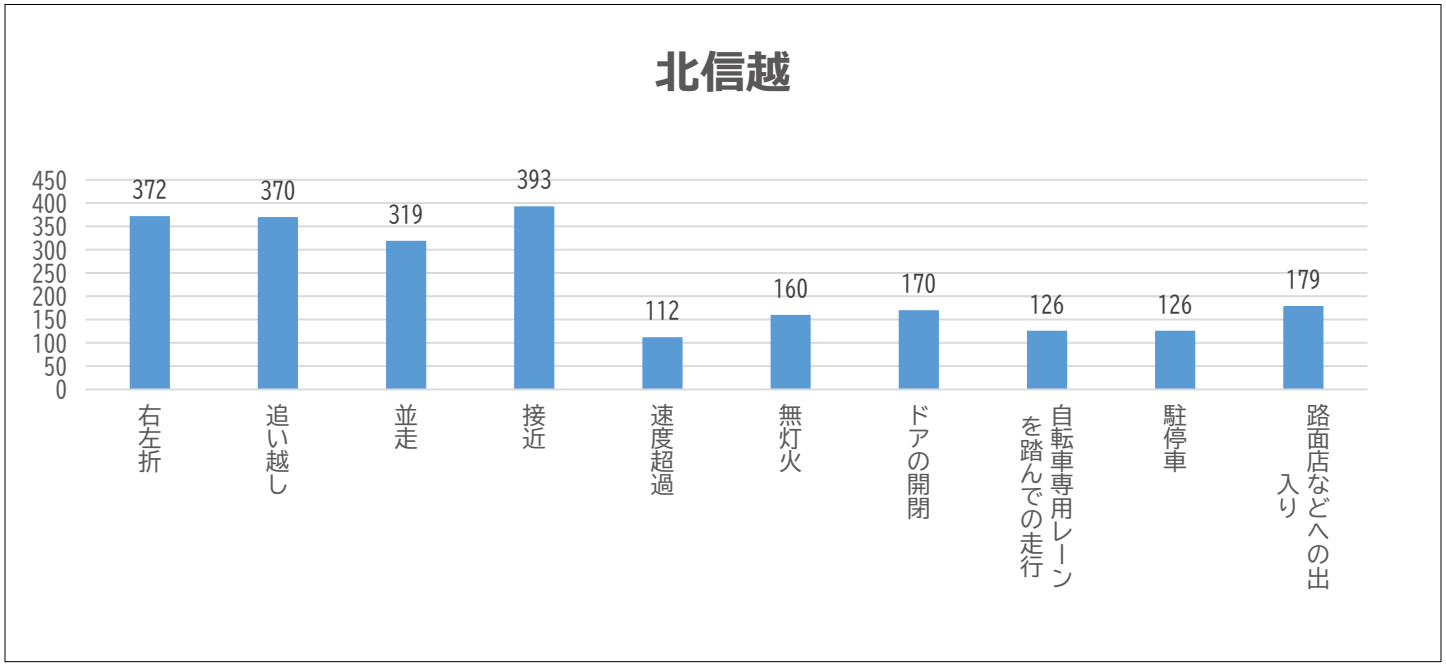
北信越
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
372
370
319
393
112
160
170
126
126
179
右左折
追い越し
並走
接近
速度超過
無灯火
ドアの開閉
自転車専用レーンを踏んでの走行
駐停車
路面店などへの出入り

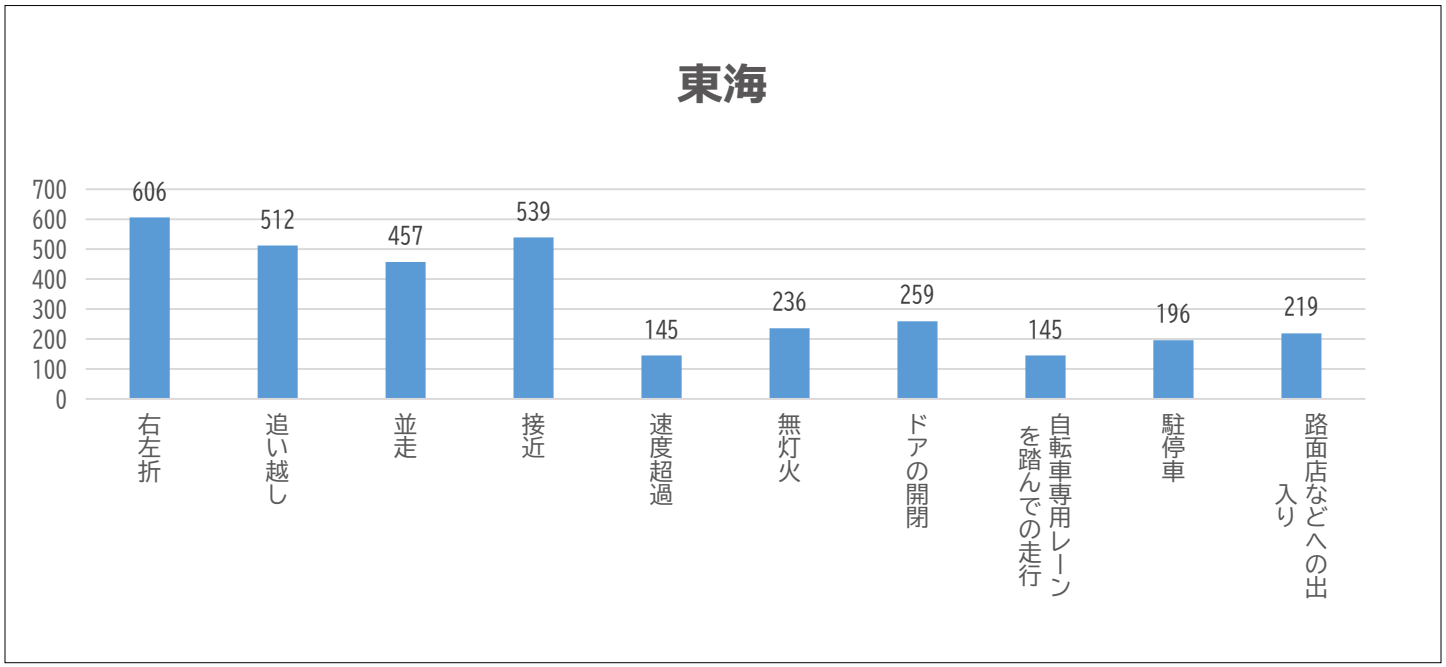
東海
700
600
500
400
300
200
100
0
606
512
457
539
145
236
259
145
196
219
右左折
追い越し
並走
接近
速度超過
無灯火
ドアの開閉
自転車専用レーンを踏んでの走行
駐停車
路面店などへの出入り

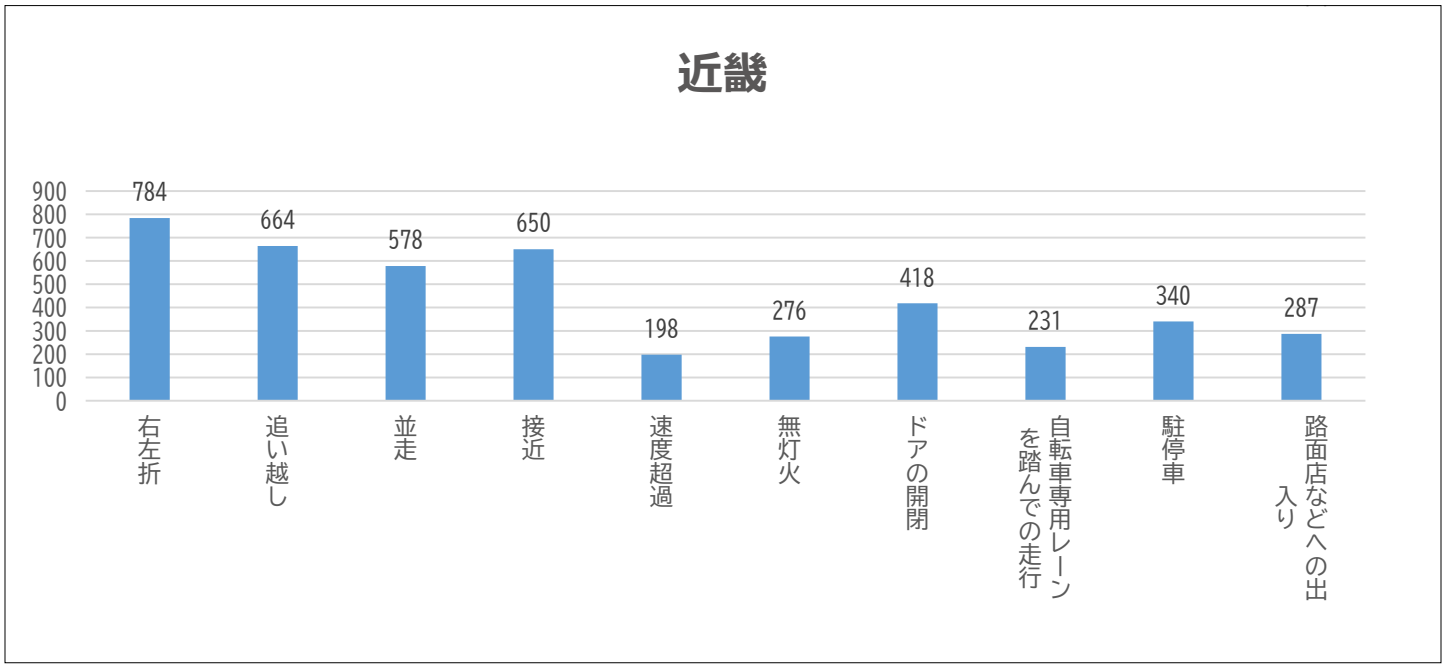
近畿
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
784
664
578
650
198
276
418
231
340
287
右左折
追い越し
並走
接近
速度超過
無灯火
ドアの開閉
自転車専用レーンを踏んでの走行
駐停車
路面店などへの出入り

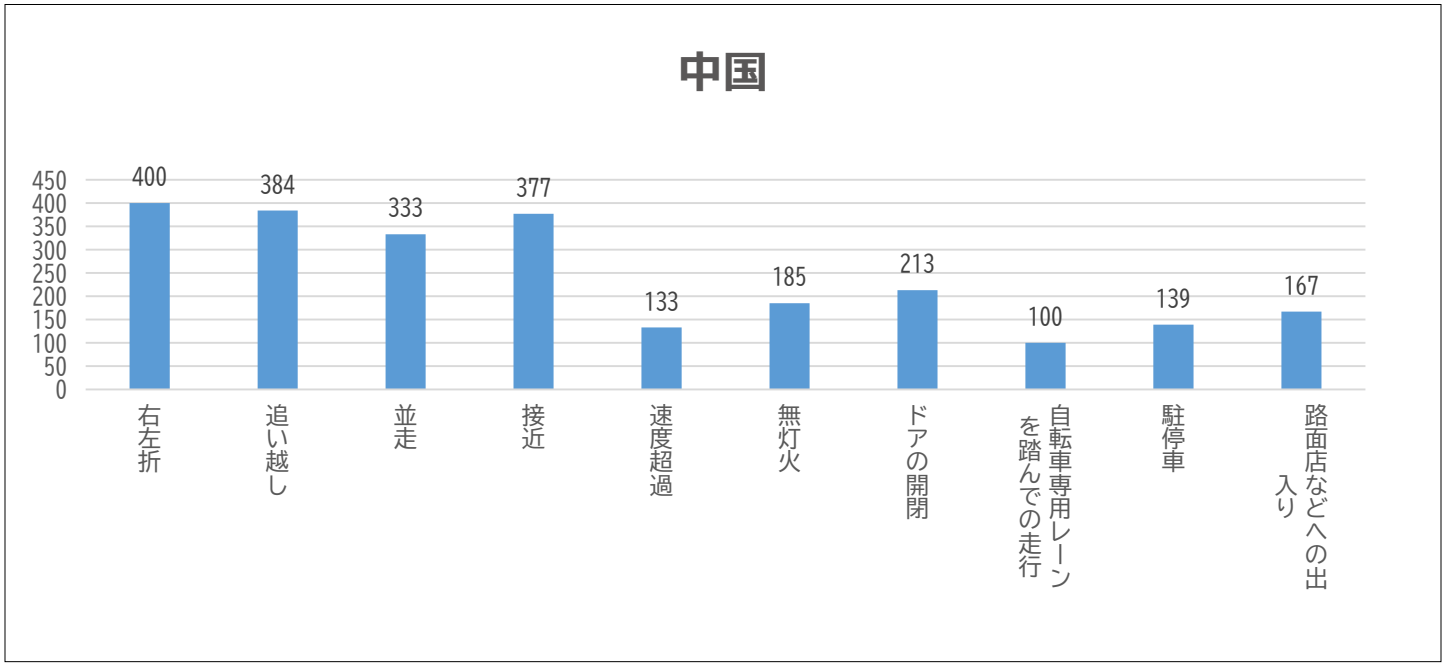
中国
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
400
384
333
377
133
185
213
100
139
167
右左折
追い越し
並走
接近
速度超過
無灯火
ドアの開閉
自転車専用レーンを踏んでの走行
駐停車
路面店などへの出入り

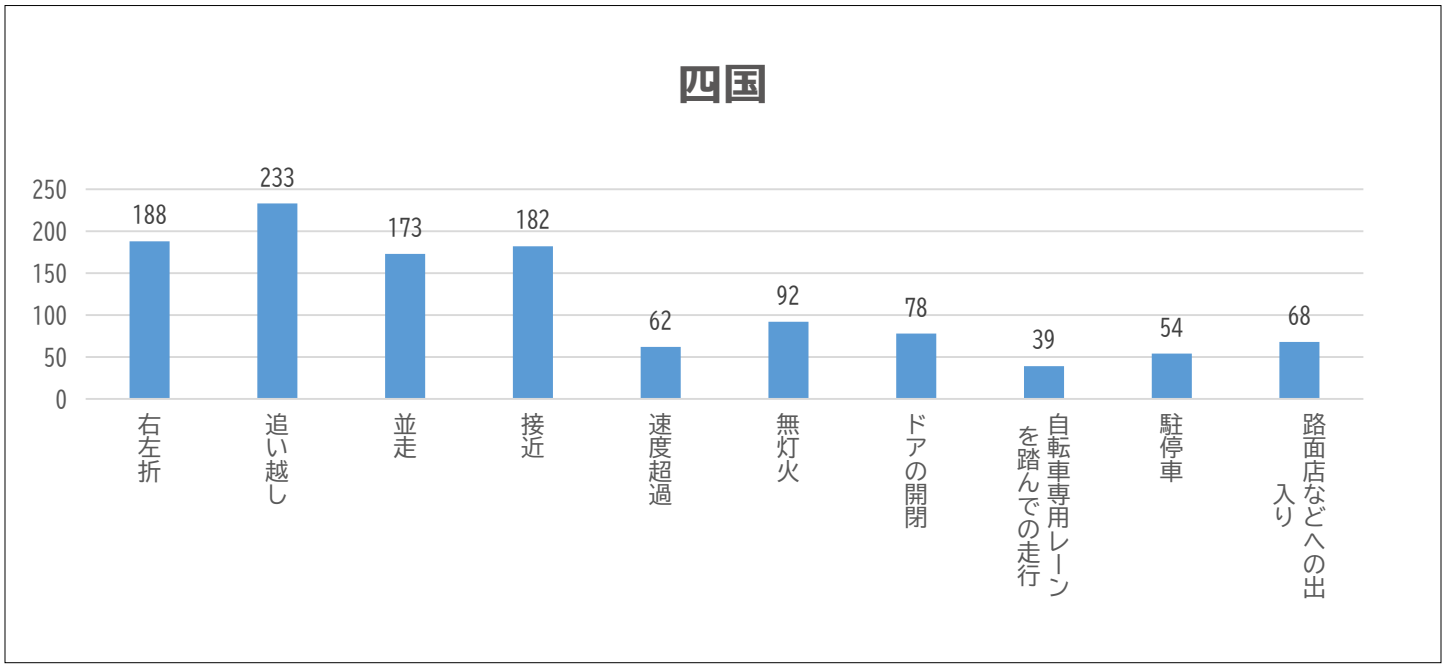
四国
250
200
150
100
50
0
188
233
173
182
62
92
78
39
54
68
右左折
追い越し
並走
接近
速度超過
無灯火
ドアの開閉
自転車専用レーンを踏んでの走行
駐停車
路面店などへの出入り

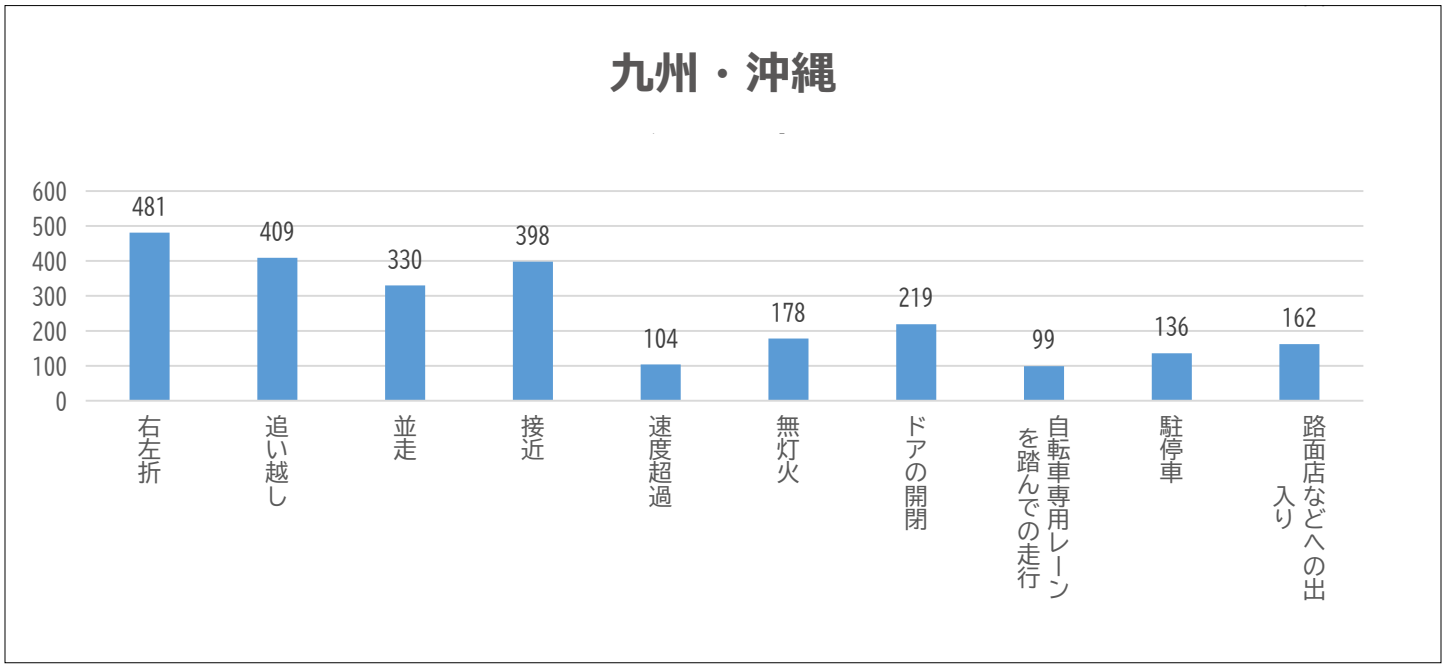
九州・沖縄
600
500
400
300
200
100
0
481
409
330
398
104
178
219
99
136
162
右左折
追い越し
並走
接近
速度超過
無灯火
ドアの開閉
自転車専用レーンを踏んでの走行
駐停車
路面店などへの出入り

■自転車に対して危険と思われる行為（クロス集計）

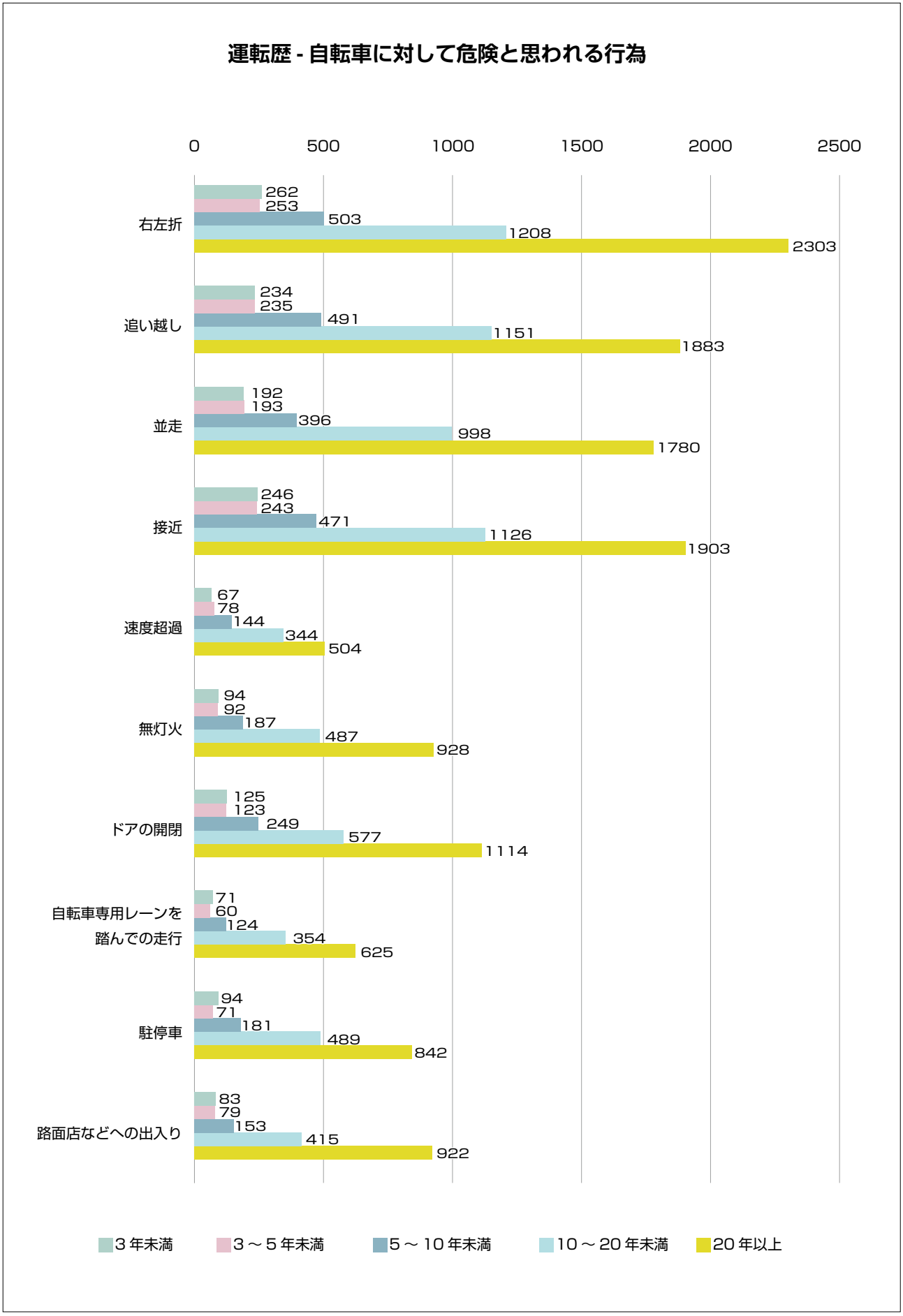

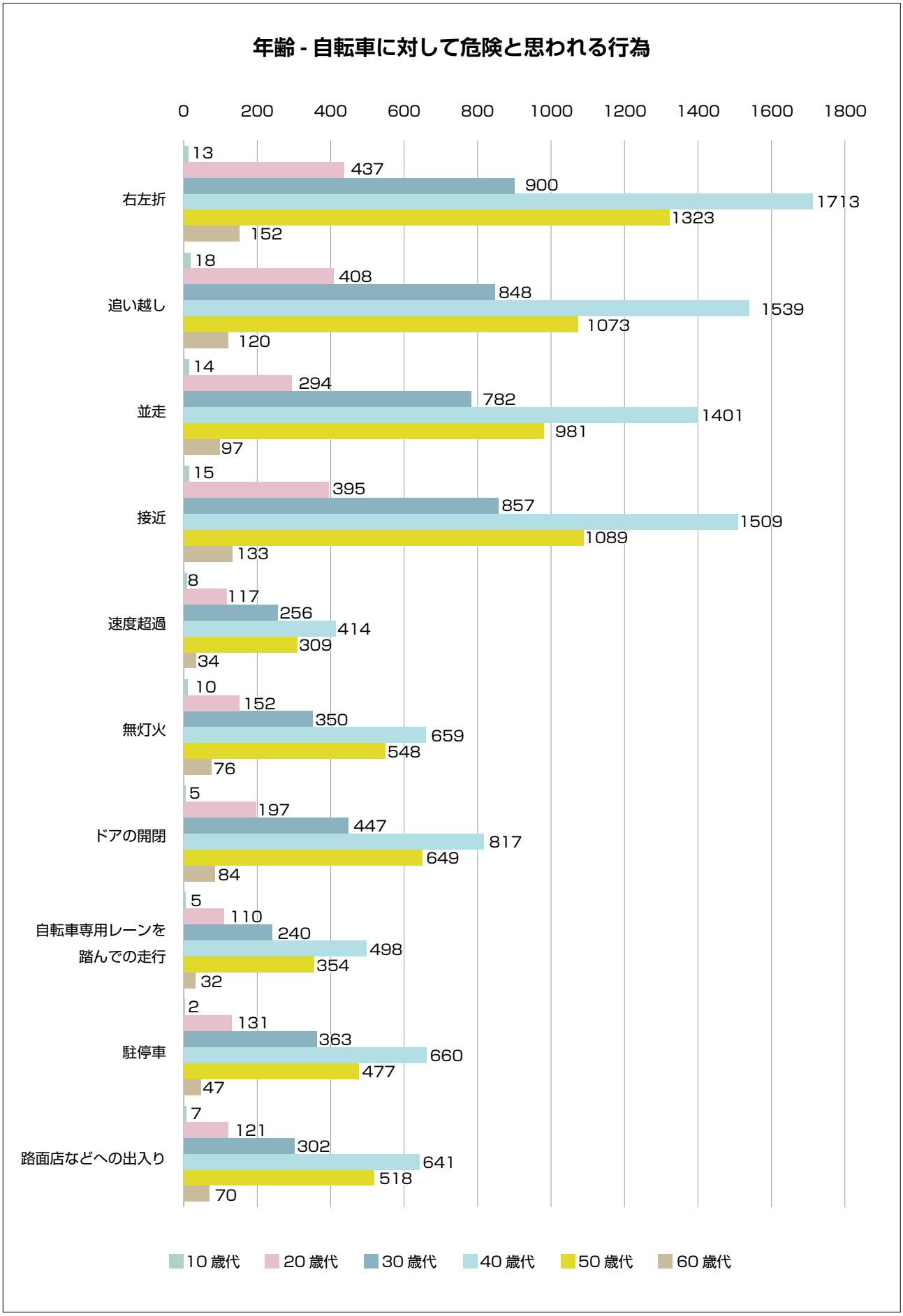
年齢 - 自転車に対して危険と思われる行為
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
1800
右左折
13
437
900
1713
1323
152
追い越し
18
408
848
1539
1073
120
並走
14
294
782
1401
981
97
接近
15
395
857
1509
1089
133
速度超過
8
117
256
414
309
34
無灯火
10
152
350
659
548
76
ドアの開閉
5
197
447
817
649
84
自転車専用レーンを
踏んでの走行
5
110
240
498
354
32
駐停車
2
131
363
660
477
47
路面店などへの出入り
7
121
302
641
518
70
10 歳代
20 歳代
30 歳代
40 歳代
50 歳代
60 歳代

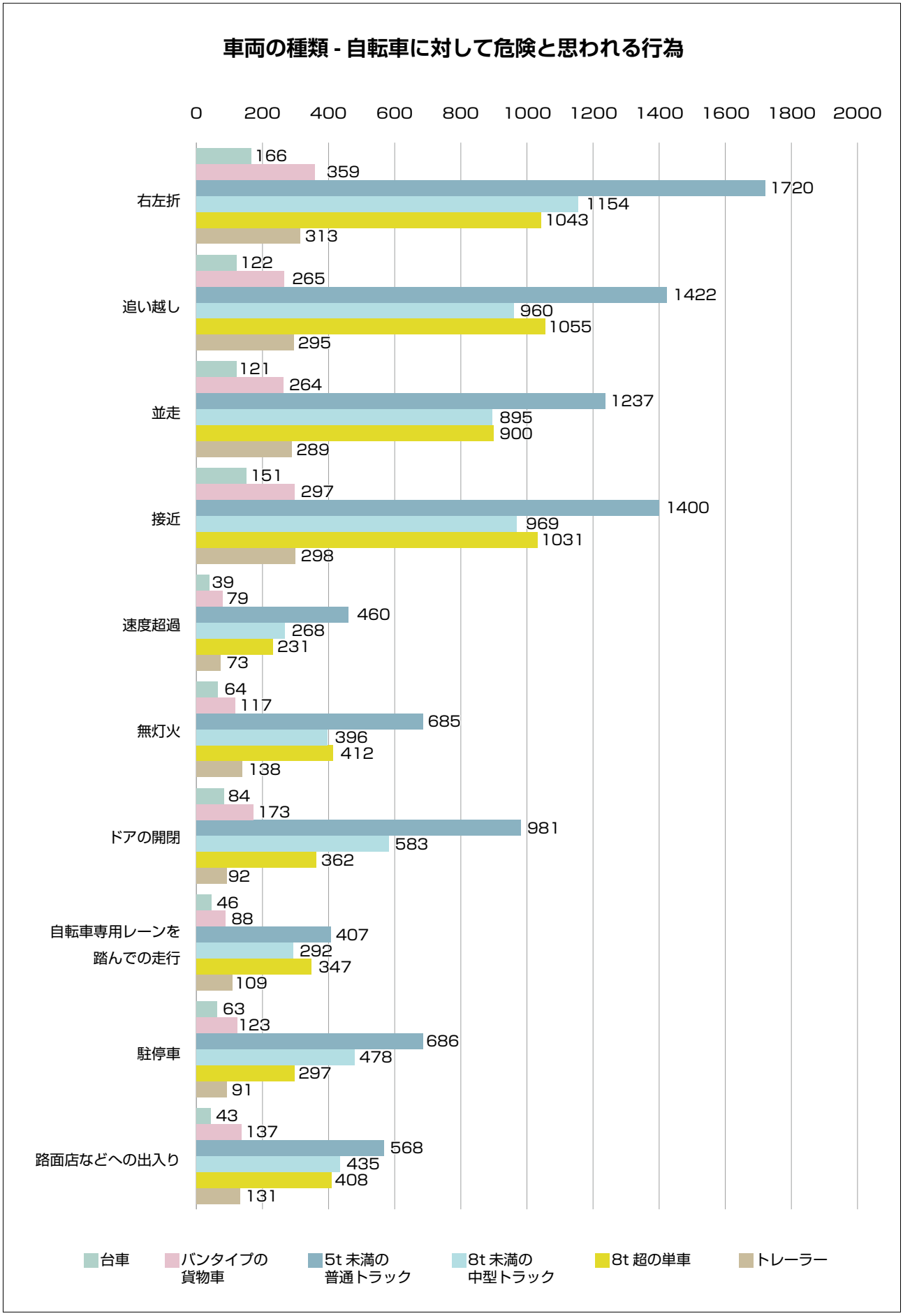
車両の種類 - 自転車に対して危険と思われる行為
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
1800
2000
右左折
166
359
1720
1154
1043
313
追い越し
122
265
1422
960
1055
295
並走
121
264
1237
895
900
289
接近
151
297
1400
969
1031
298
速度超過
39
79
460
268
231
73
無灯火
64
117
685
396
412
138
ドアの開閉
84
173
981
583
362
92
自転車専用レーンを
踏んでの走行
46
88
407
292
347
109
駐停車
63
123
686
478
297
91
路面店などへの出入り
43
137
568
435
408
131
台車
バンタイプの
貨物車
5t 未満の
普通トラック
8t 未満の
中型トラック
8t 超の単車
トレーラー

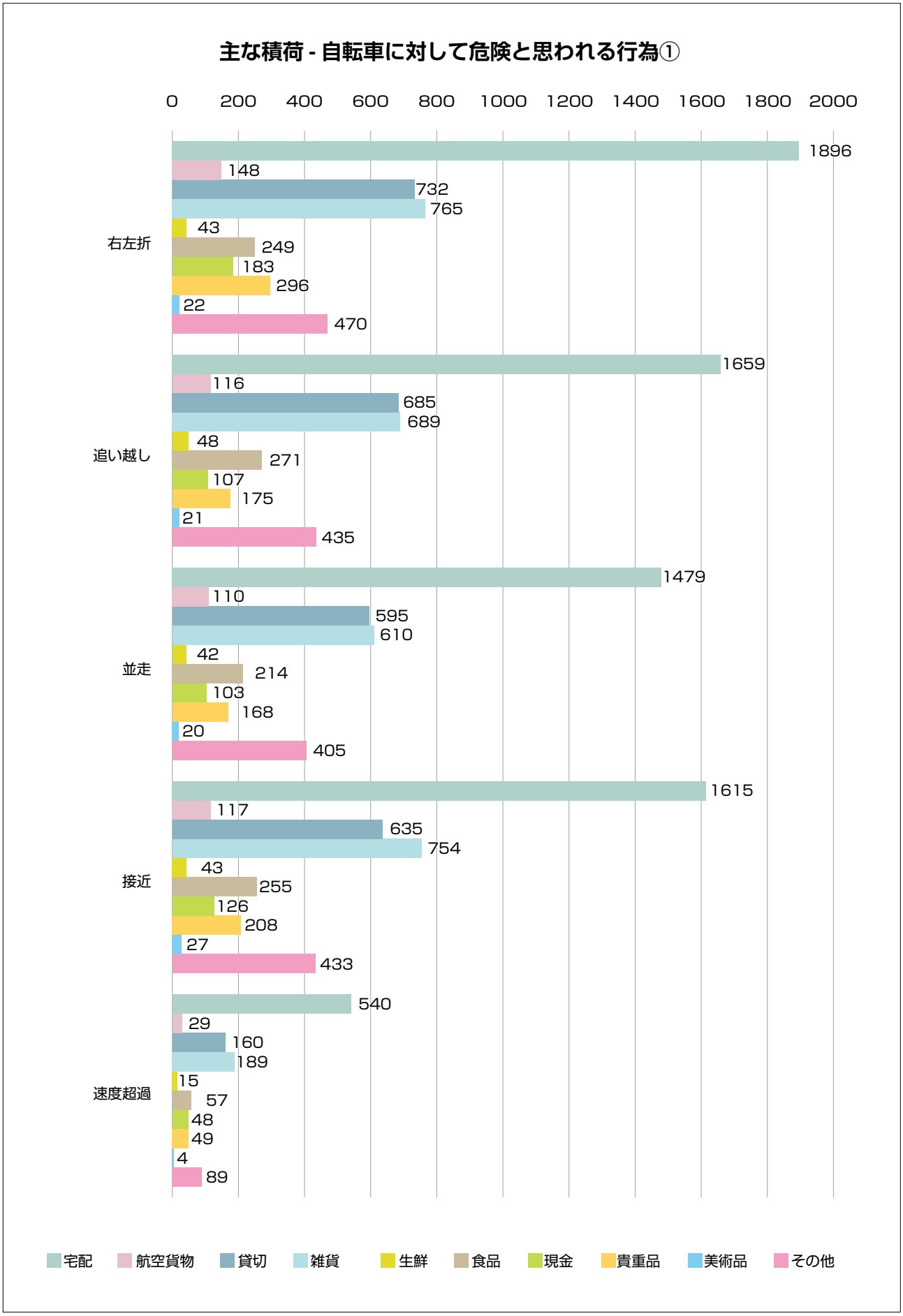
主な積荷 - 自転車に対して危険と思われる行為①
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
1800
2000
右左折
1896
148
732
765
43
249
183
296
22
470
追い越し
1659
116
685
689
48
271
107
175
21
435
並走
1479
110
595
610
42
214
103
168
20
405
接近
1615
117
635
754
43
255
126
208
27
433
速度超過
540
29
160
189
15
57
48
49
4
89
宅配
航空貨物
貸切
雑貨
生鮮
食品
現金
貴重品
美術品
その他

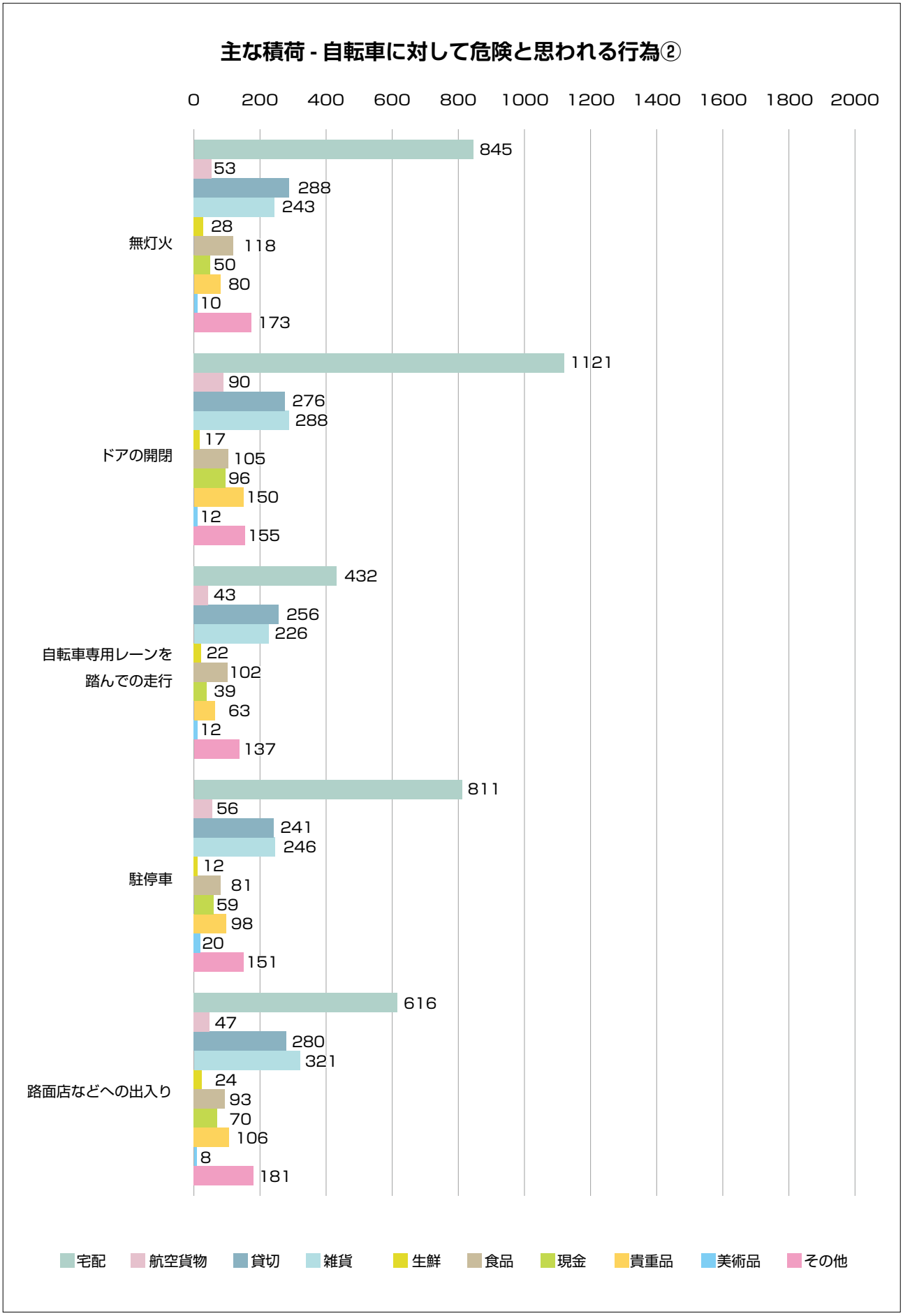
主な積荷 - 自転車に対して危険と思われる行為②
0
200
400
600
800
1000
1200
1400
1600
1800
2000
無灯火
845
53
288
243
28
118
50
80
10
173
ドアの開閉
1121
90
276
288
17
105
96
150
12
155
自転車専用レーンを踏んでの走行
432
43
256
226
22
102
39
63
12
137
駐停車
811
56
241
246
12
81
59
98
20
151
路面店などへの出入り
616
47
280
321
24
93
70
106
8
181
宅配
航空貨物
貸切
雑貨
生鮮
食品
現金
貴重品
美術品
その他

３．中食デリバリー（自転車、原付、自動二輪）の走行マナーについて

「自転車」「原動機付自転車」「自動二輪車」各々の回答の中で、共通して「すり抜け」が高い数値を示す回答となった。

また、「すり抜け」以外の危険を感じる行為を個別に見た場合、「自転車」は「スマートフォン等のながら走行」「イヤホン等で音楽を聴きながらの走行」「逆走」が高く、「原動機付自転車」および「自動二輪車」は「速度超過」「周囲を気にしていない」が高い数値を示す回答となった。

(1) 運転中の乗務車両（台車含む）から見た自転車・原動機付自転車・自動二輪車それぞれの走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為

※それぞれの項目で、最大３つまで回答可

①中食デリバリー（自転車）の危険を感じる行為

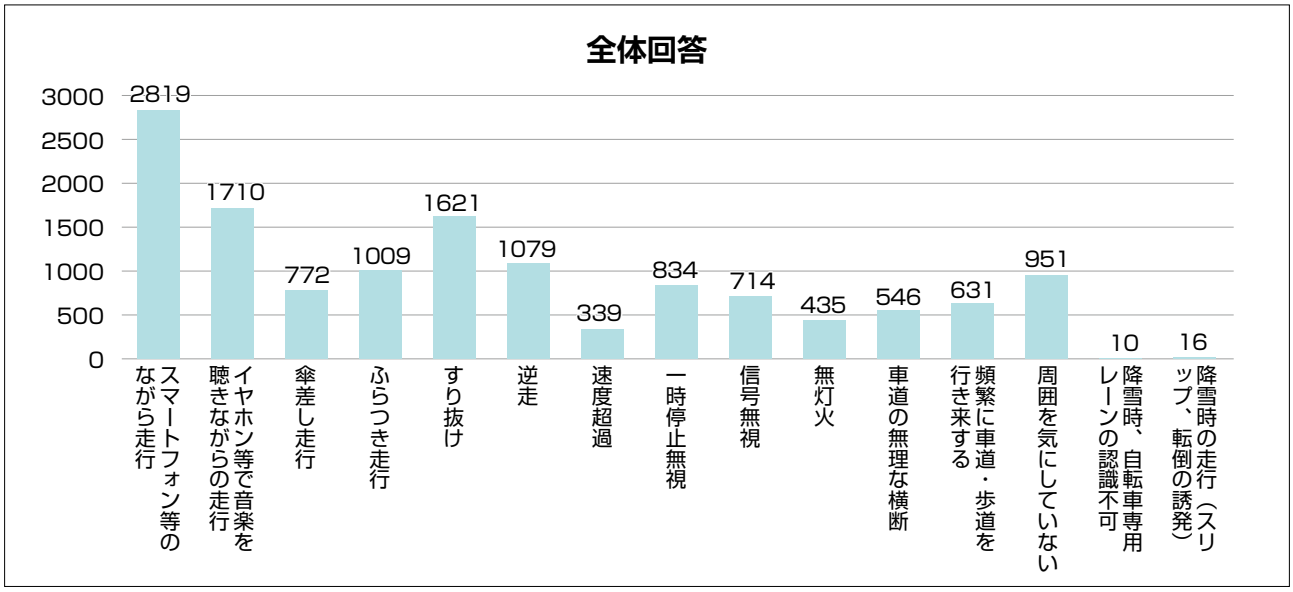

■中食デリバリー（自転車）の危険を感じる行為（ブロック別）

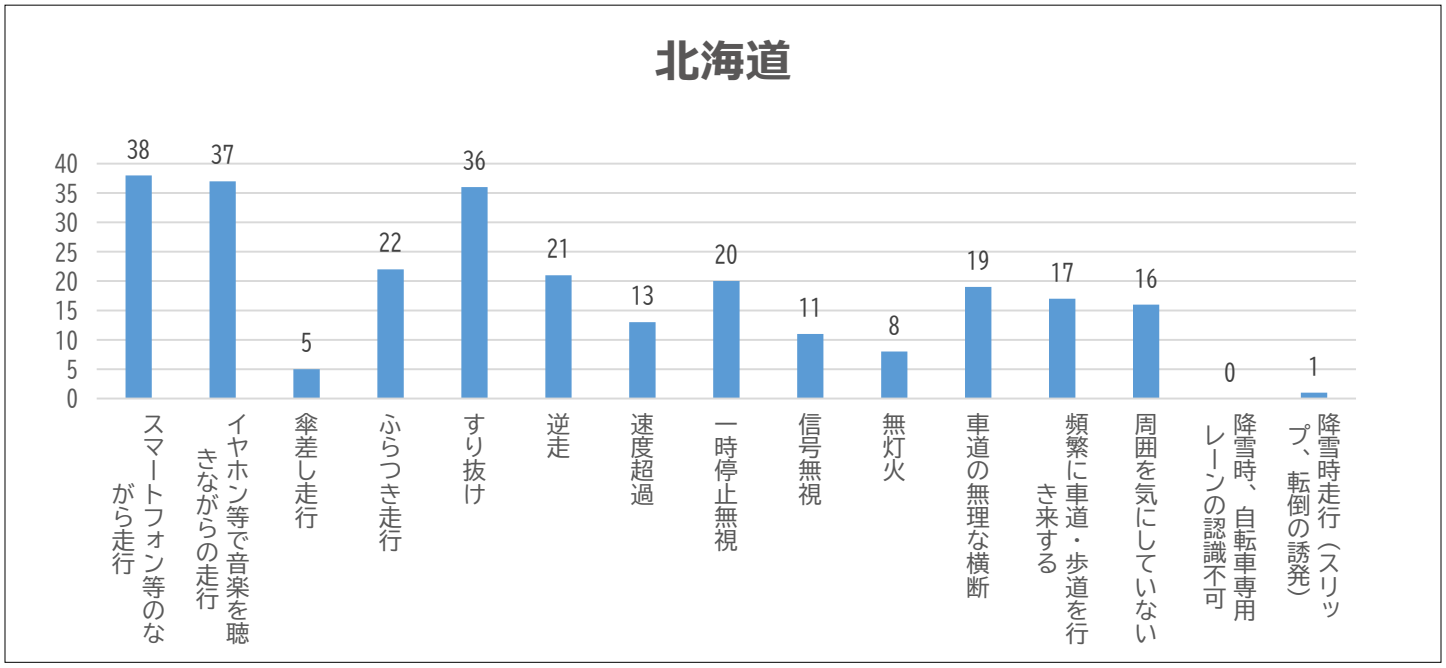

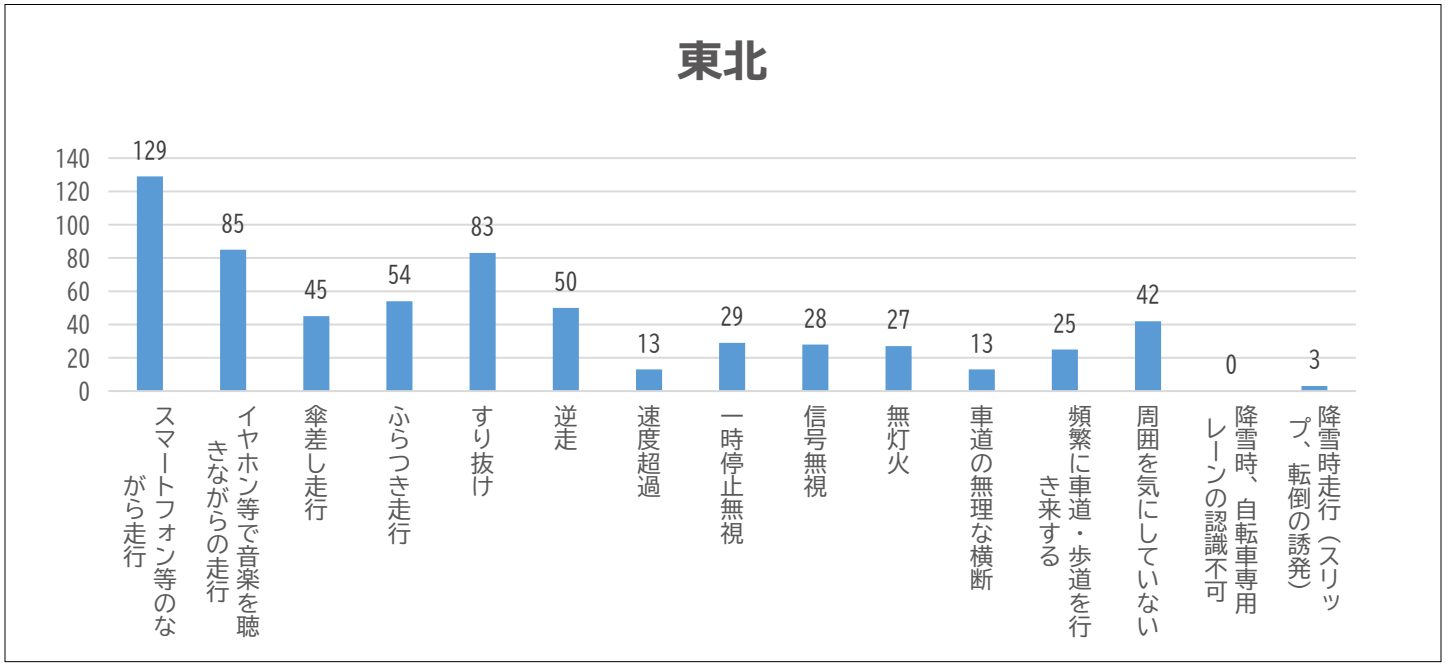
東北
140
120
100
80
60
40
20
0
129
85
45
54
83
50
13
29
28
27
13
25
42
0
3
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

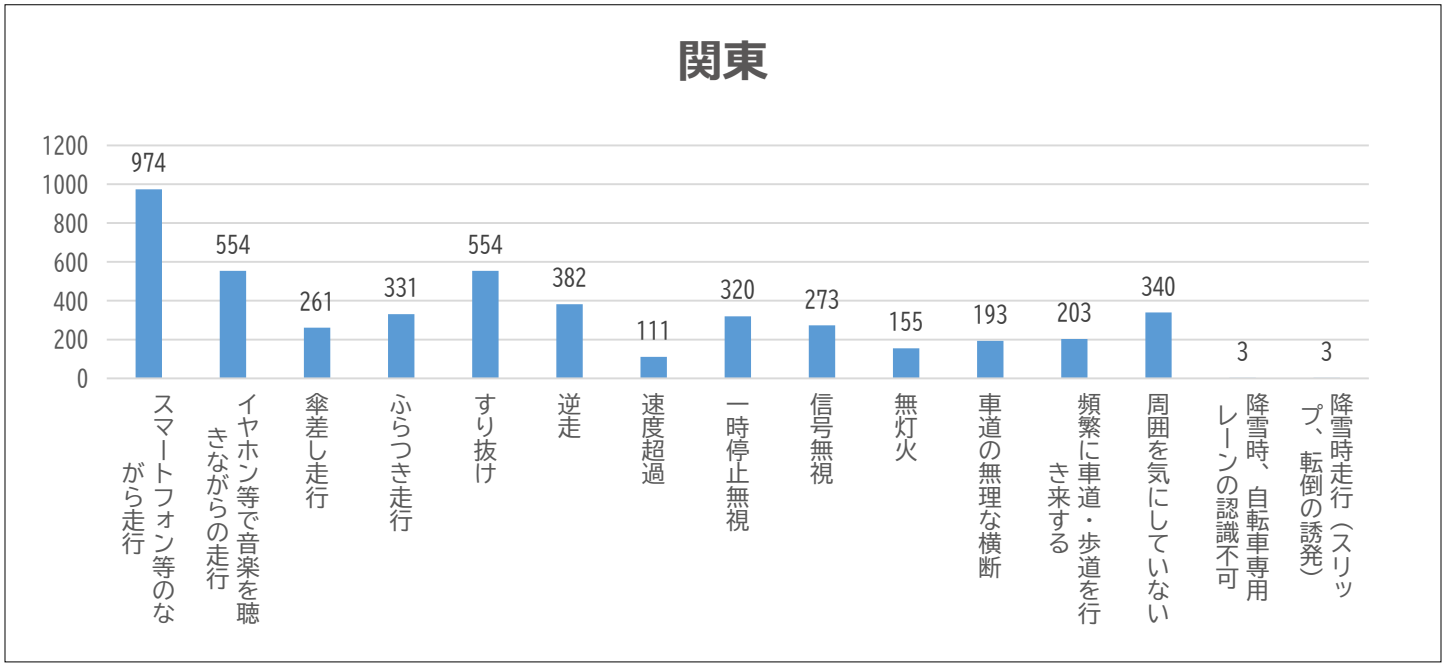
関東
1200
1000
800
600
400
200
0
974
554
261
331
554
382
111
320
273
155
193
203
340
3
3
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

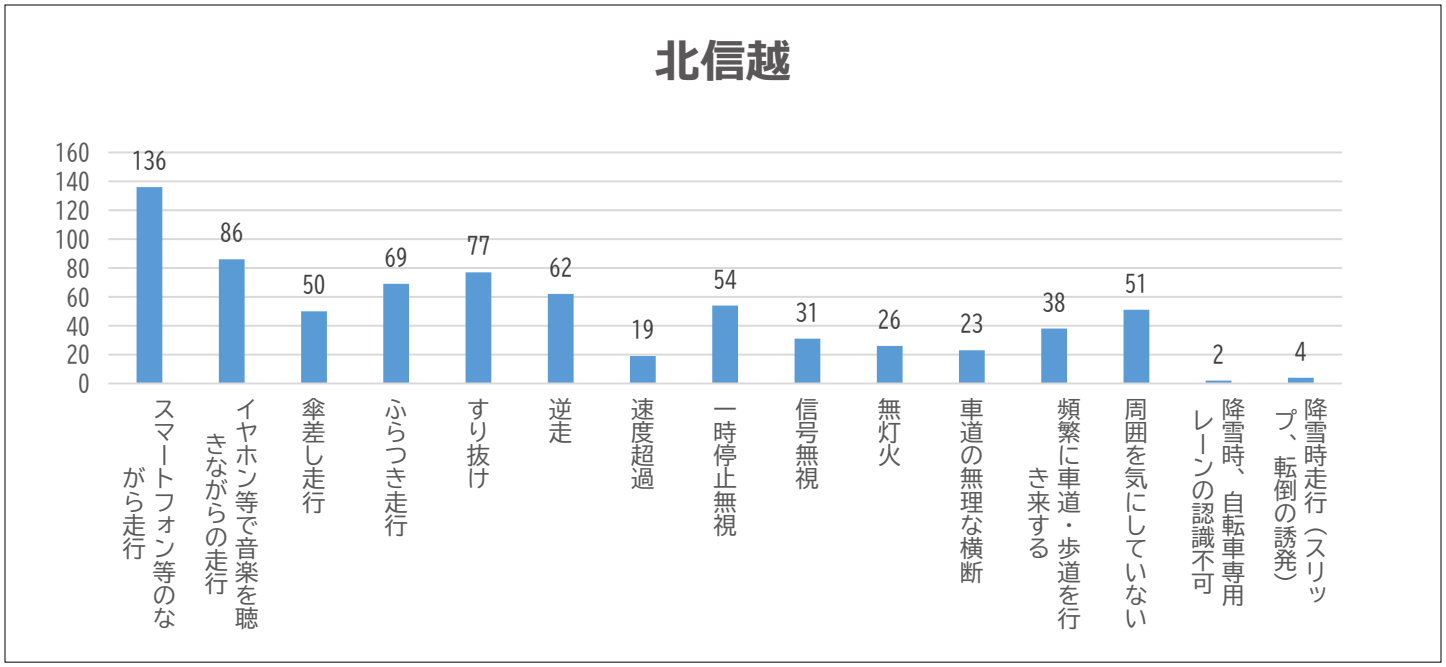
北信越
160
140
120
100
80
60
40
20
0
136
86
50
69
77
62
19
54
31
26
23
38
51
2
4
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

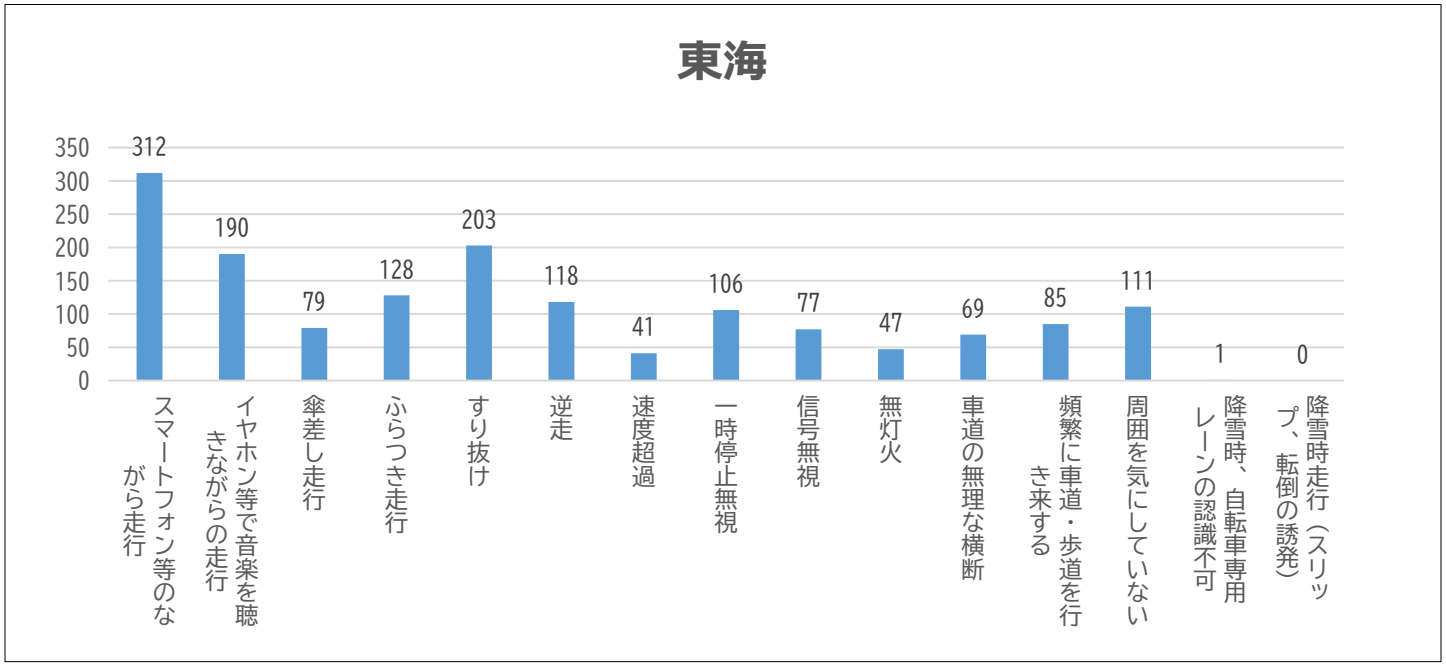
東海
350
300
250
200
150
100
50
0
312
190
79
128
203
118
41
106
77
47
69
85
111
1
0
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

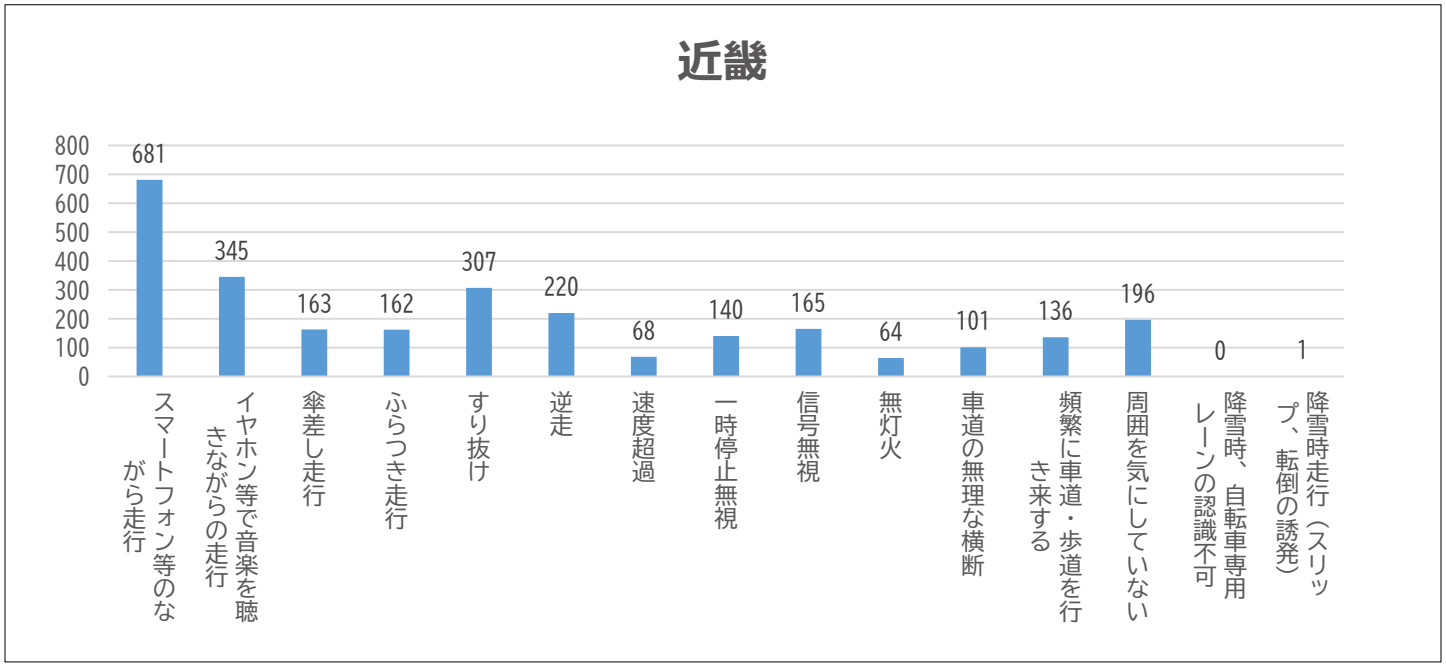
近畿
800
700
600
500
400
300
200
100
0
681
345
163
162
307
220
68
140
165
64
101
136
196
0
1
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

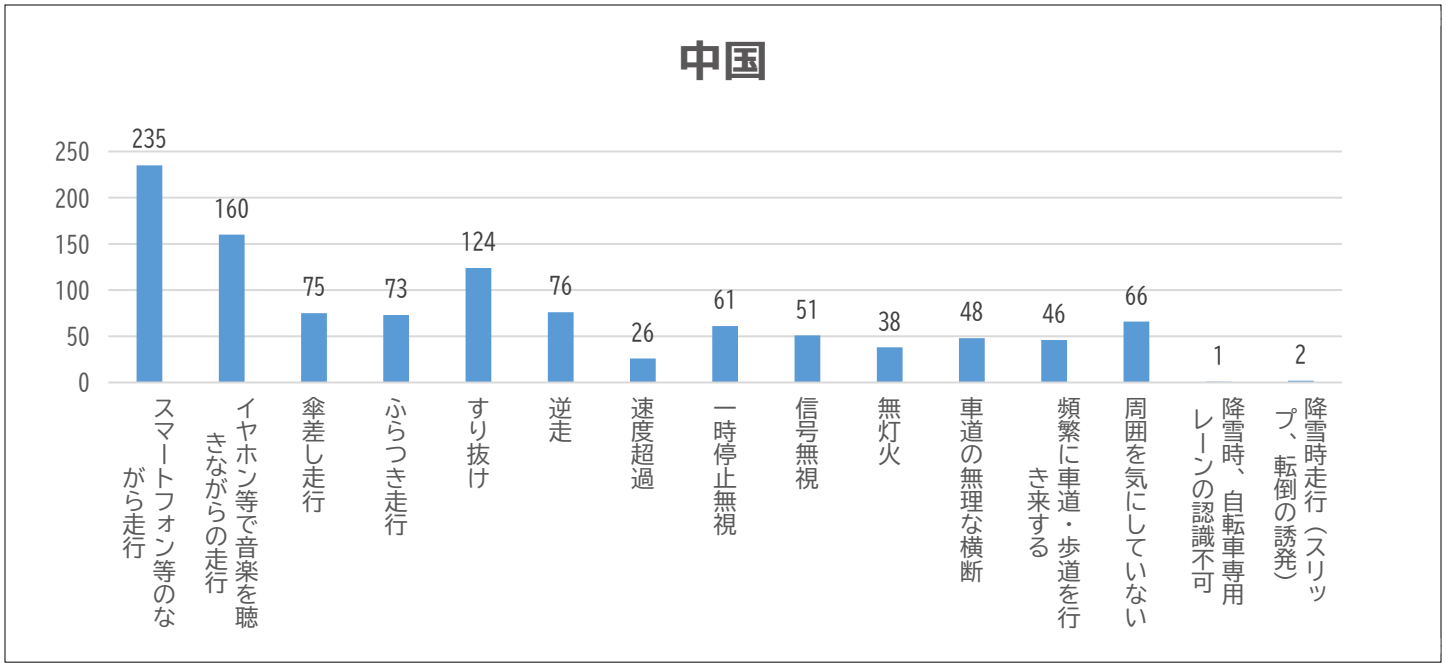
中国
250
200
150
100
50
0
235
160
75
73
124
76
26
61
51
38
48
46
66
1
2
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

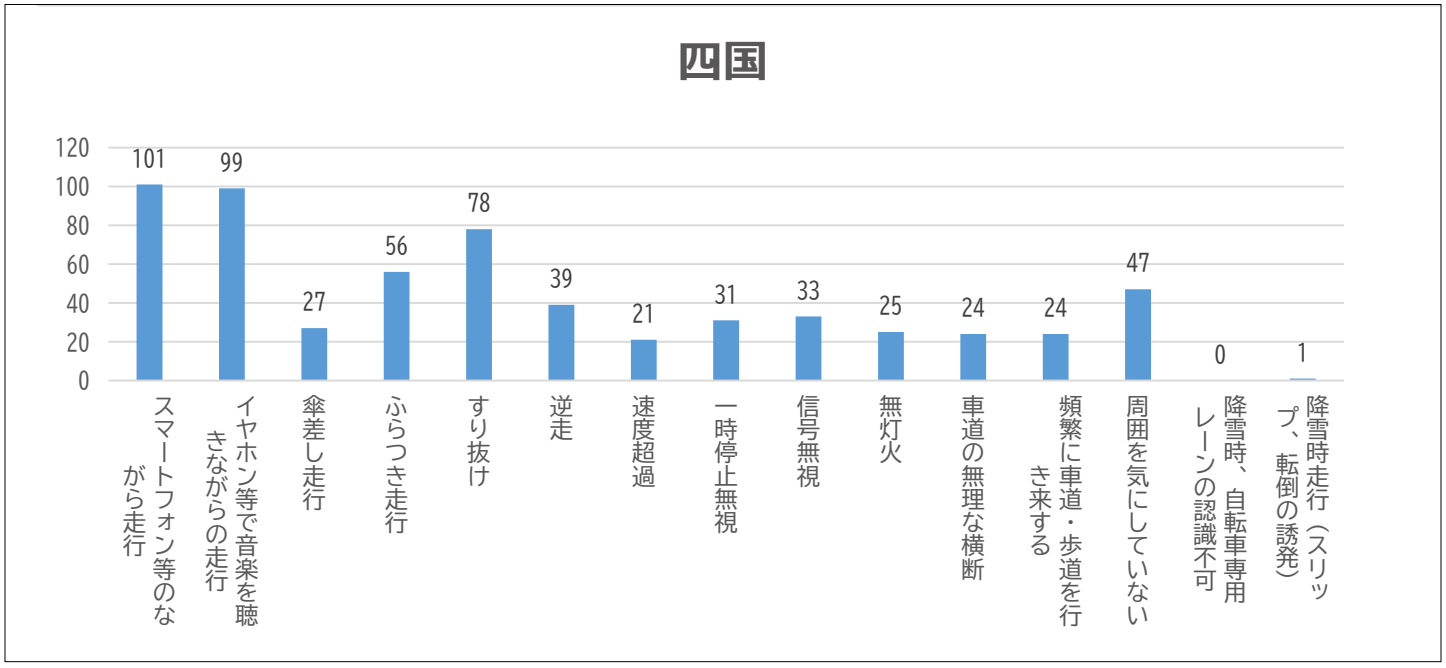
四国
120
100
80
60
40
20
0
101
99
27
56
78
39
21
31
33
25
24
24
47
0
1
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

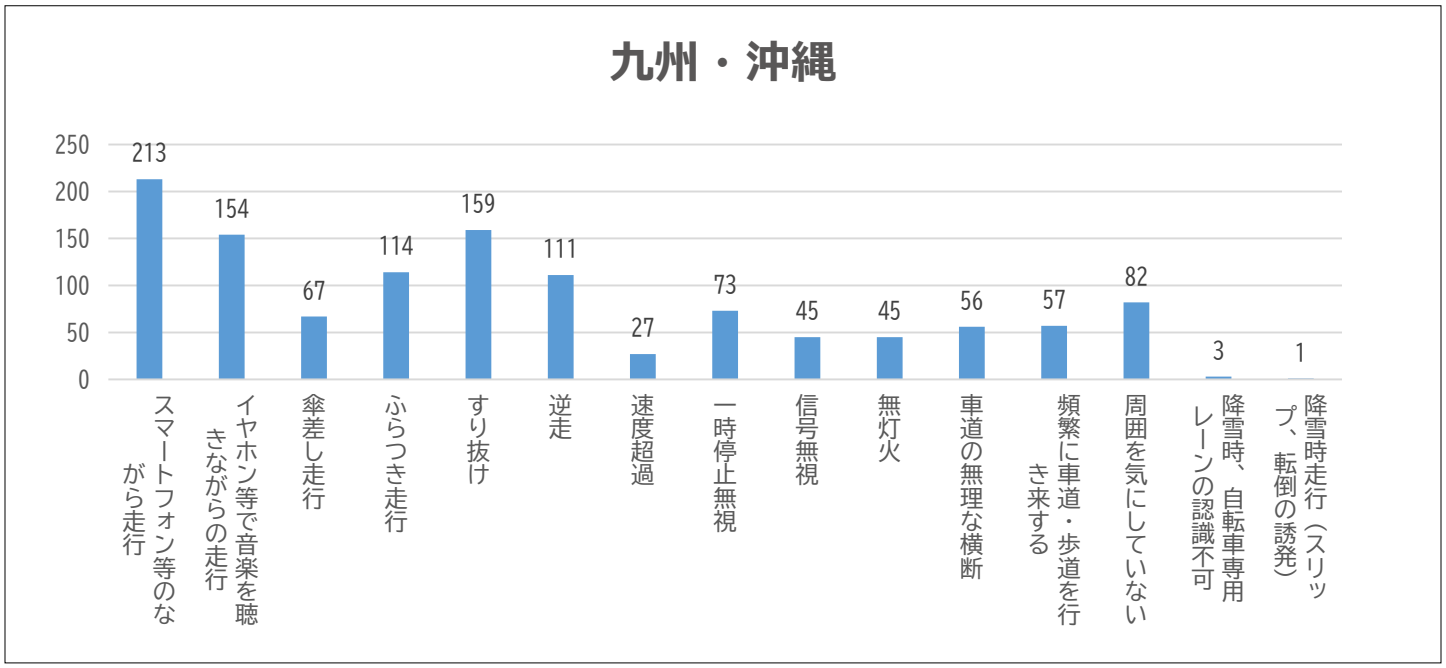
九州・沖縄
250
200
150
100
50
0
213
154
67
114
159
111
27
73
45
45
56
57
82
3
1
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

②中食デリバリー（原動機付自転車）の危険を感じる行為

※原動機付自転車は、（ペダル付き電動自転車（＝モペット）、電動キックスケーター含む）

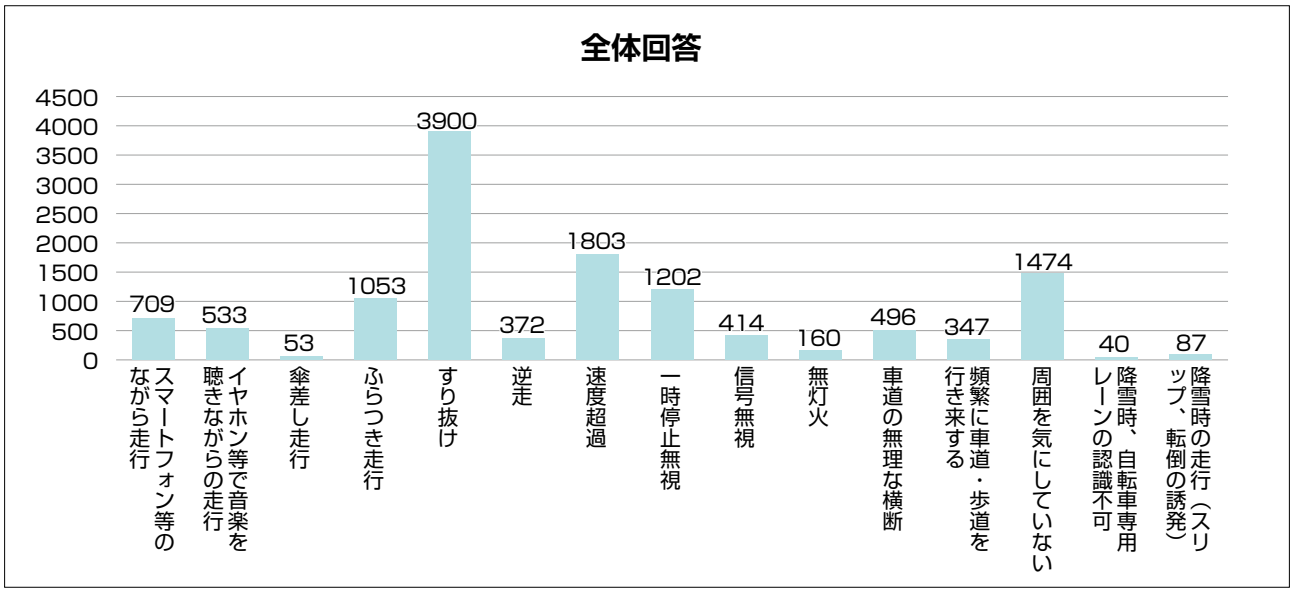

■中食デリバリー（原動機付自転車）の危険を感じる行為（ブロック別）

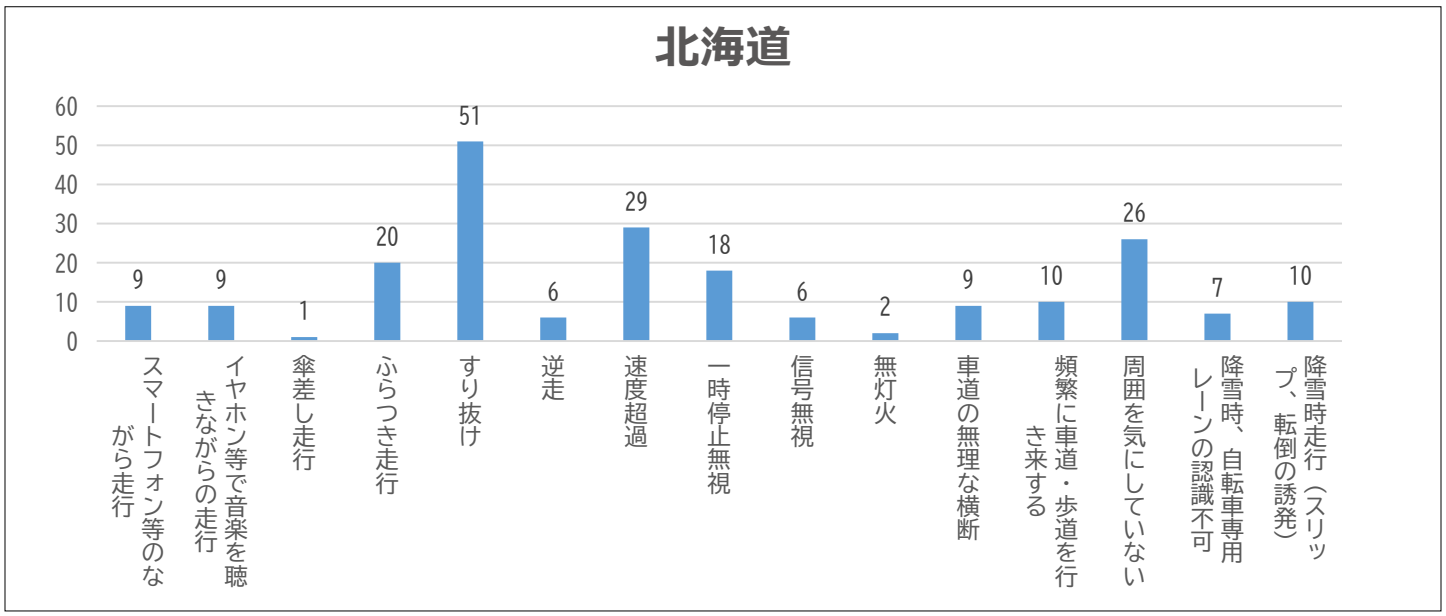

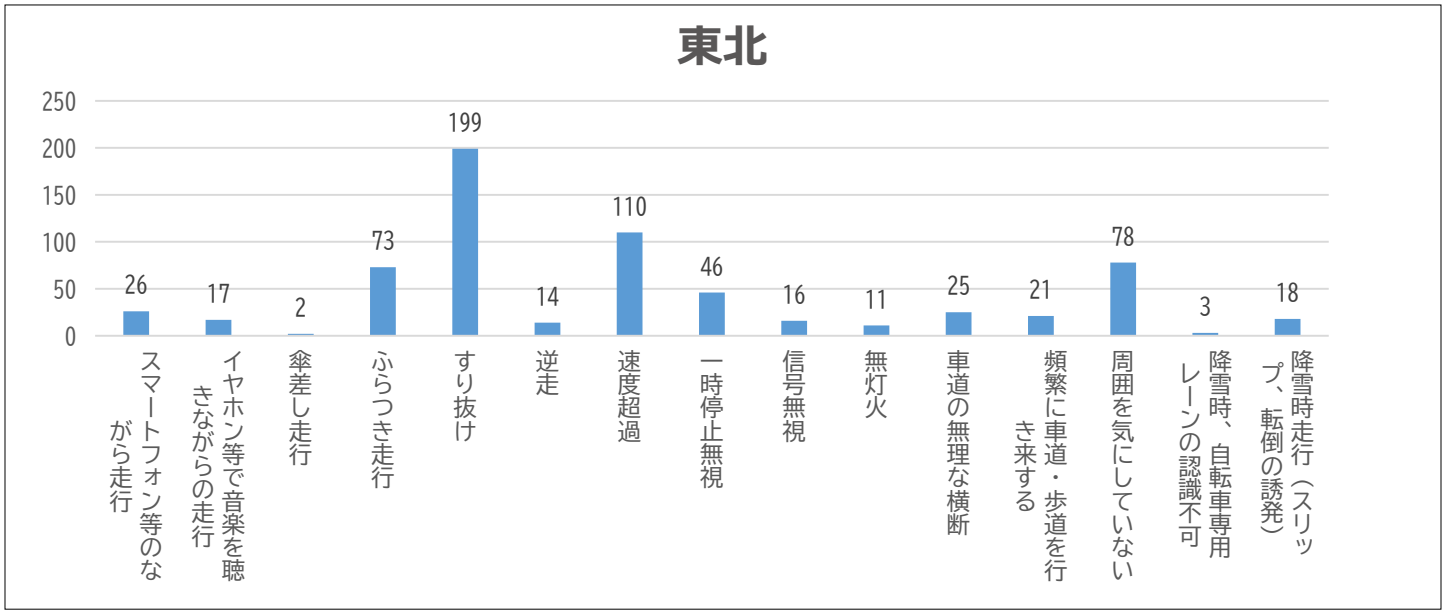

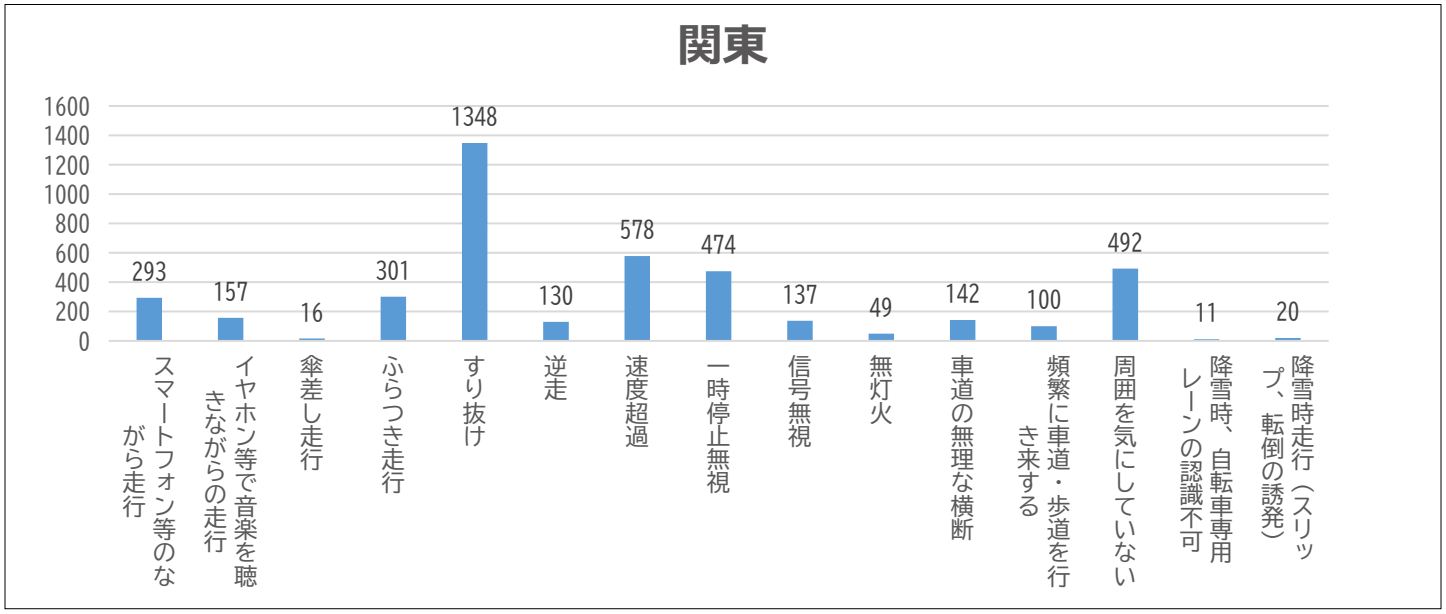
関東
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
293
157
16
301
1348
130
578
474
137
49
142
100
492
11
20
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

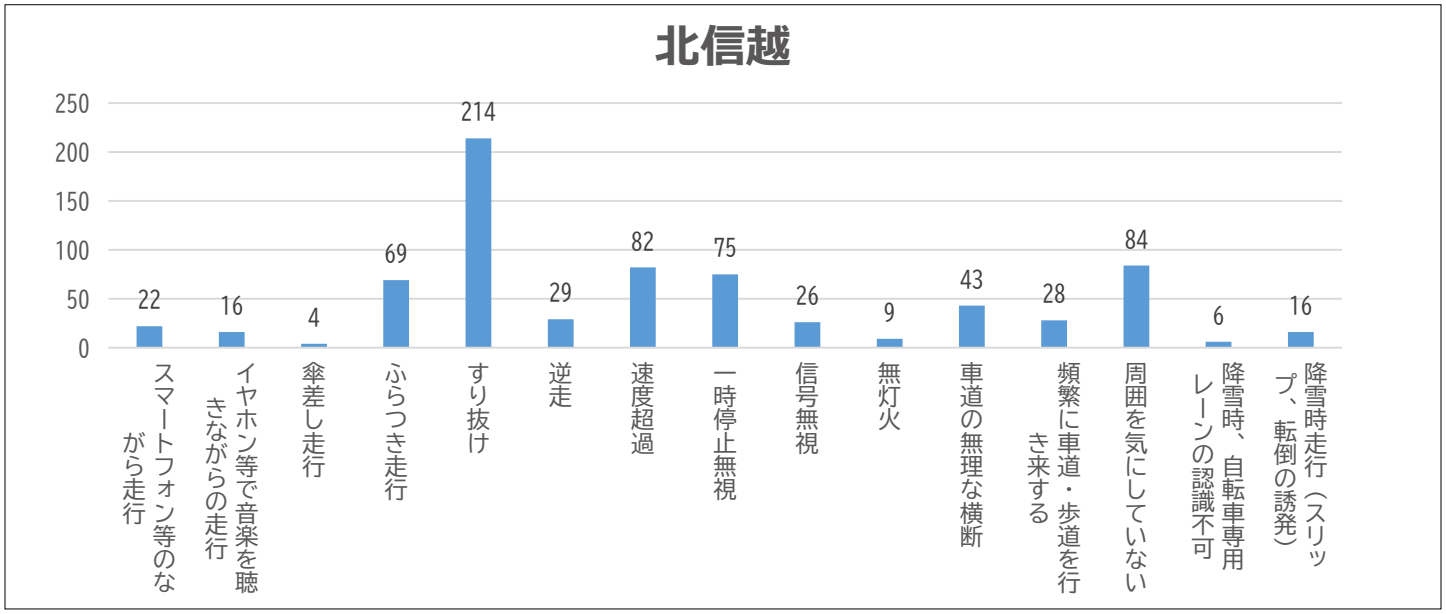
北信越
250
200
150
100
50
0
22
16
4
69
214
29
82
75
26
9
43
28
84
6
16
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

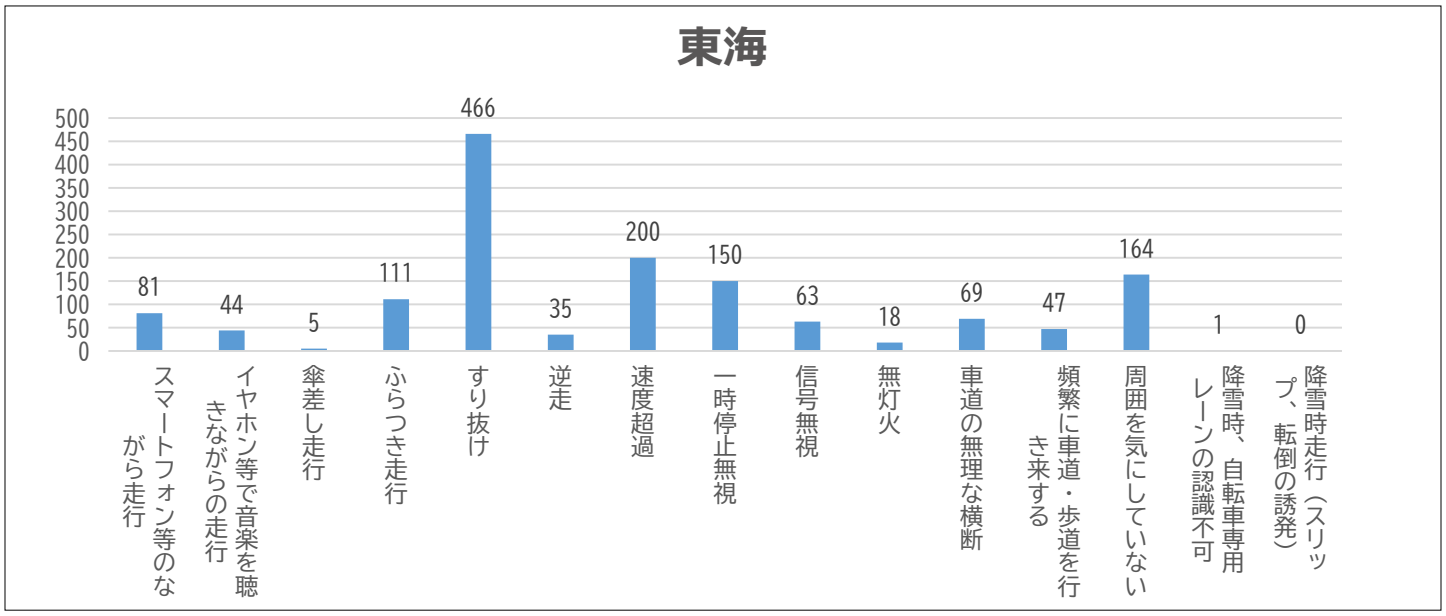
東海
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
81
44
5
111
466
35
200
150
63
18
69
47
164
1
0
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

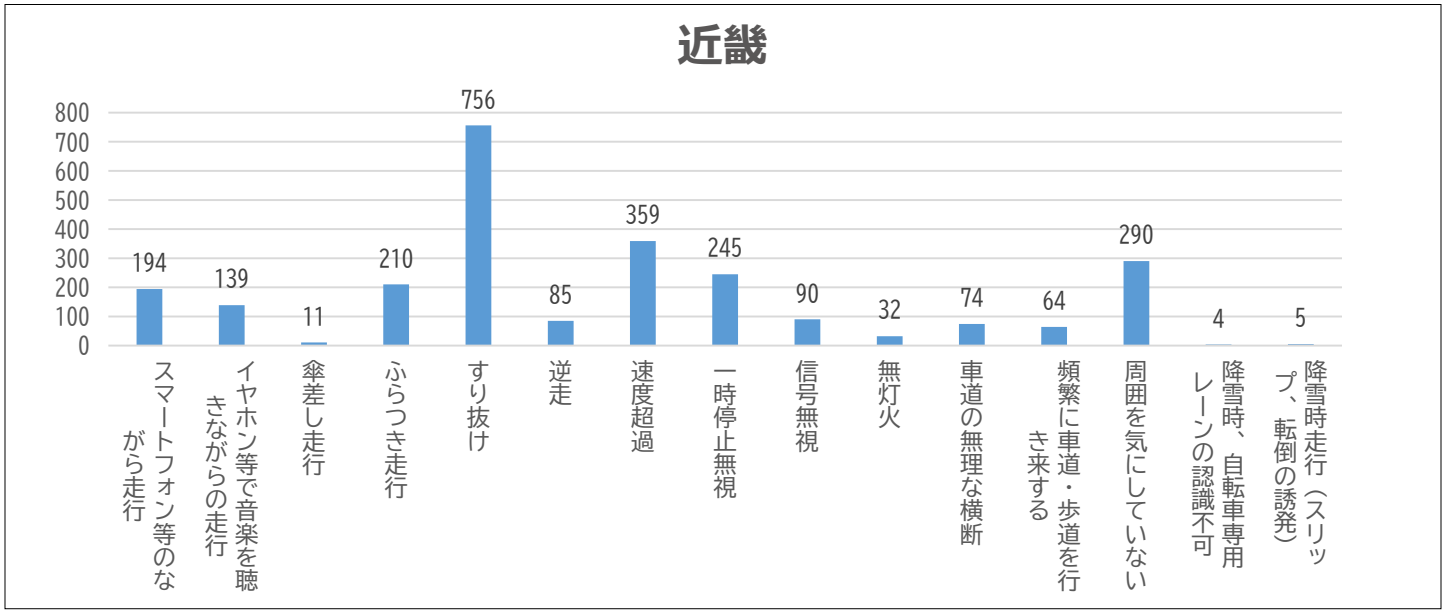
近畿
800
700
600
500
400
300
200
100
0
194
139
11
210
756
85
359
245
90
32
74
64
290
4
5
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

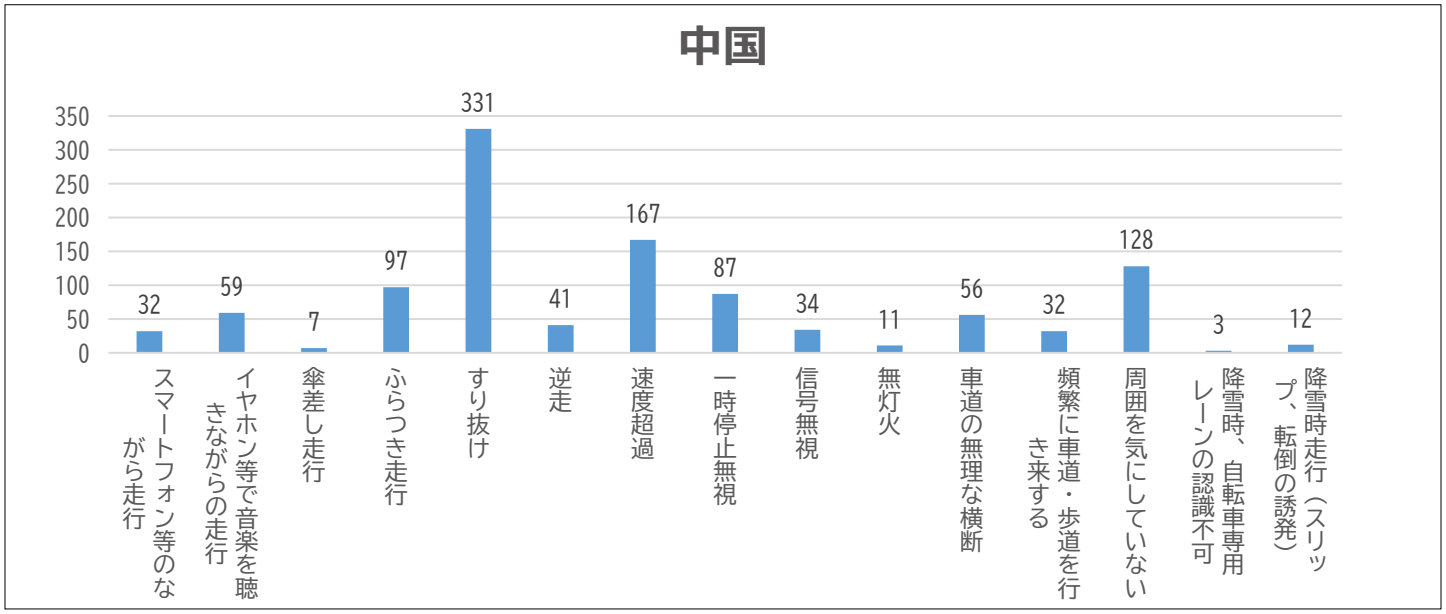
中国
350
300
250
200
150
100
50
0
32
59
7
97
331
41
167
87
34
11
56
32
128
3
12
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

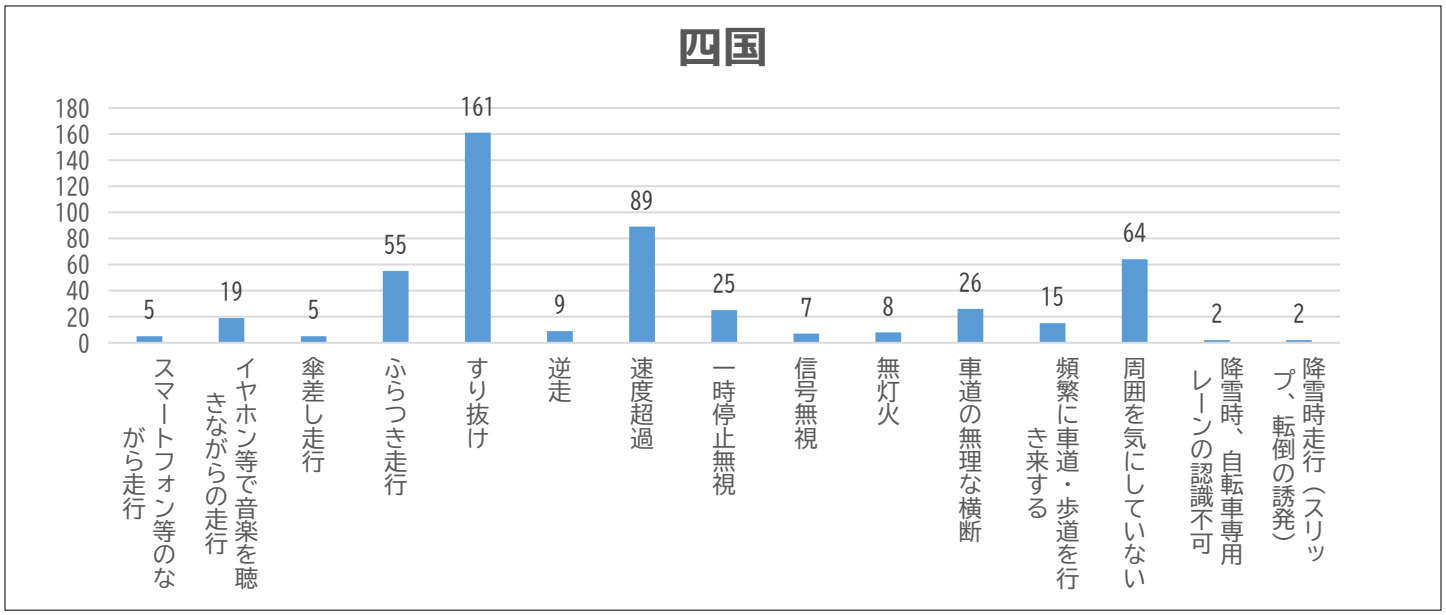
四国
180
160
140
120
100
80
60
40
20
0
5
19
5
55
161
9
89
25
7
8
26
15
64
2
2
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

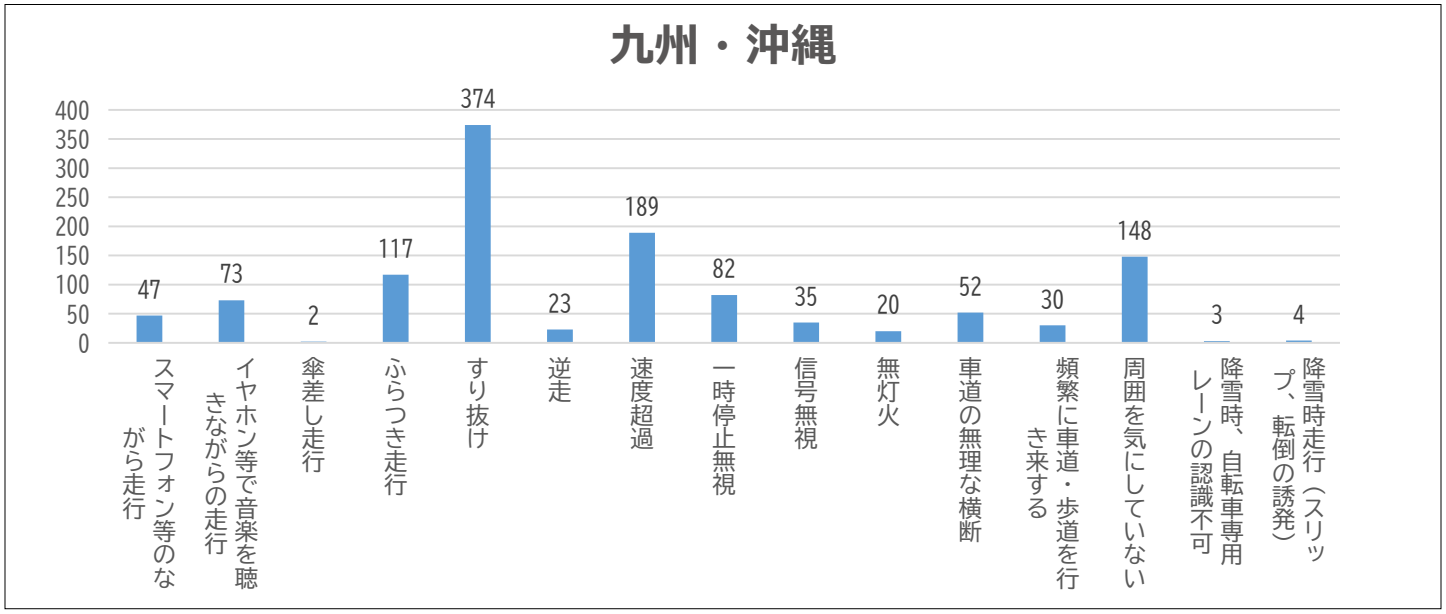
九州・沖縄
400
350
300
250
200
150
100
50
0
47
73
2
117
374
23
189
82
35
20
52
30
148
3
4
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

③中食デリバリー（自動二輪車）の危険を感じる行為

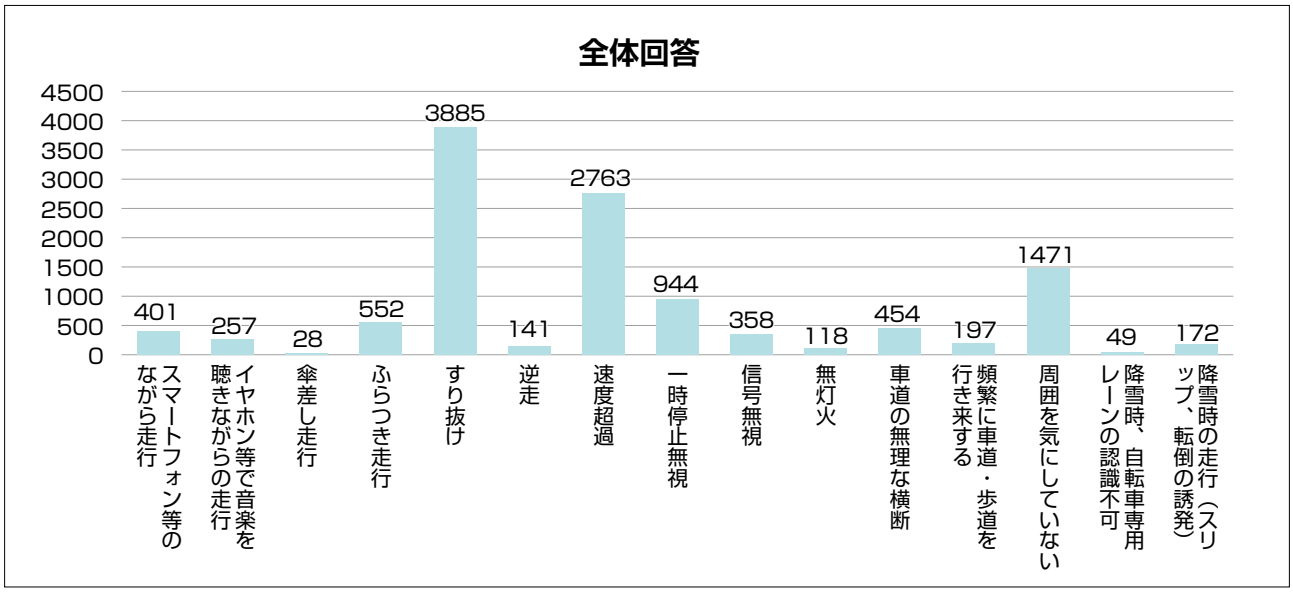

■中食デリバリー（自動二輪車）の危険を感じる行為（ブロック別）

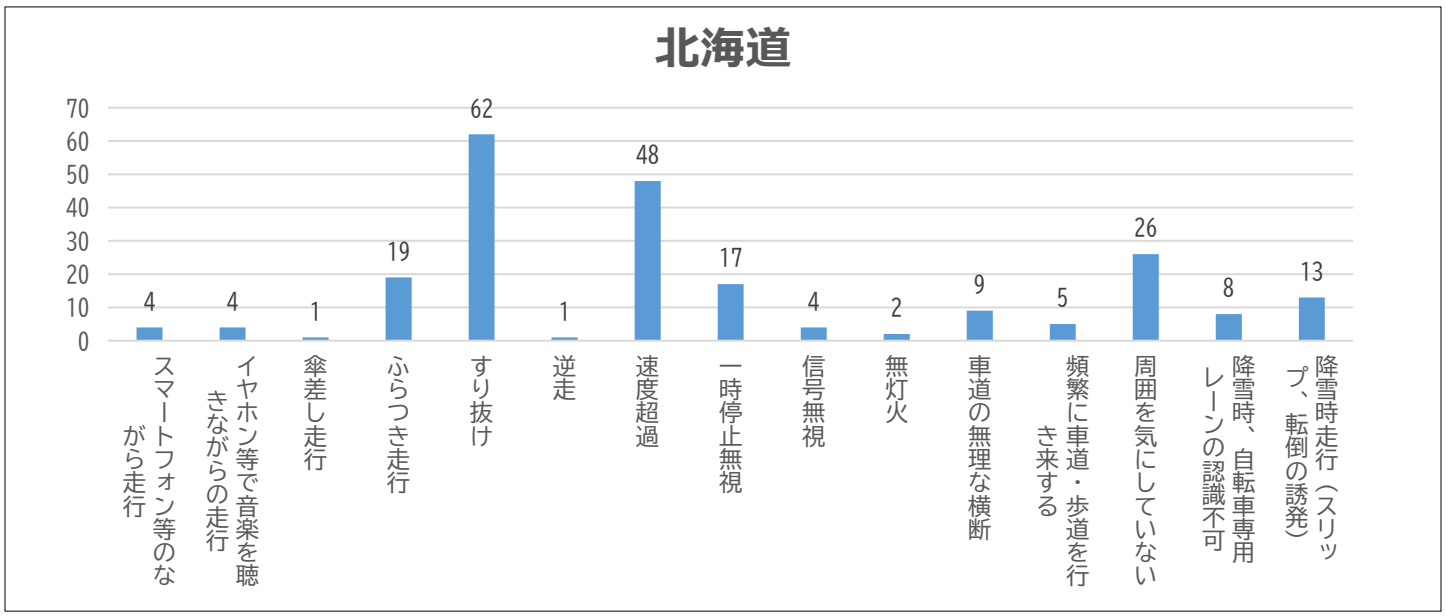

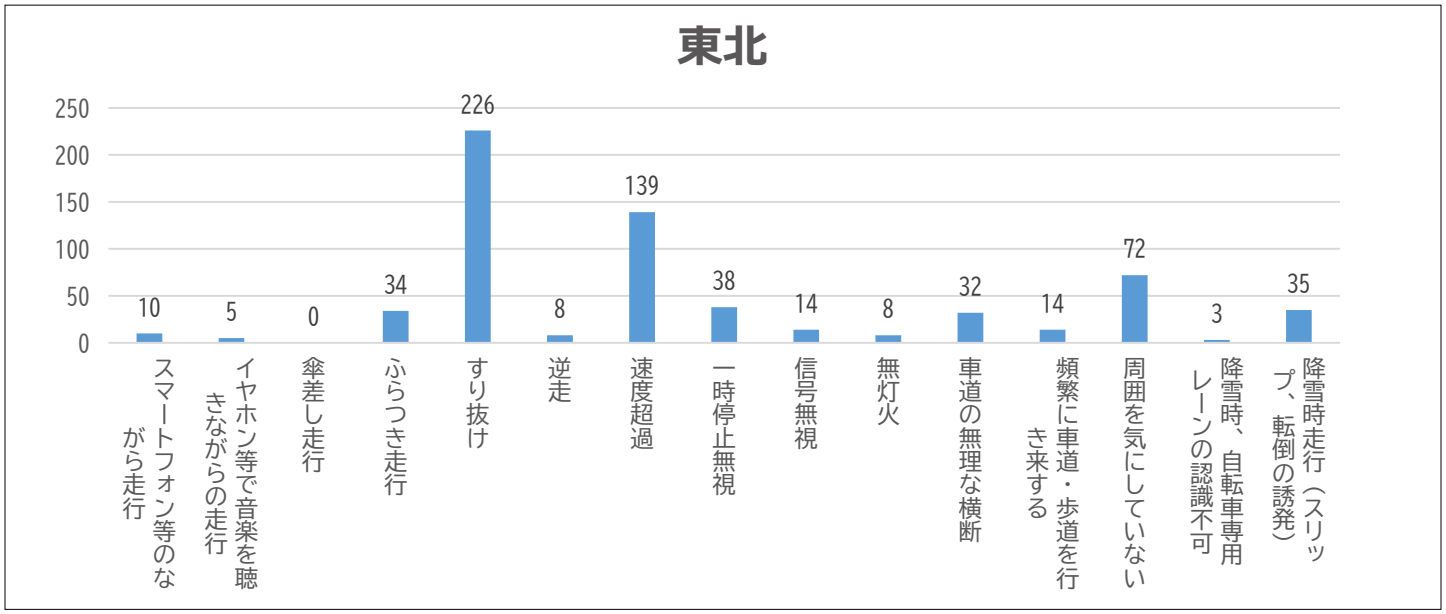

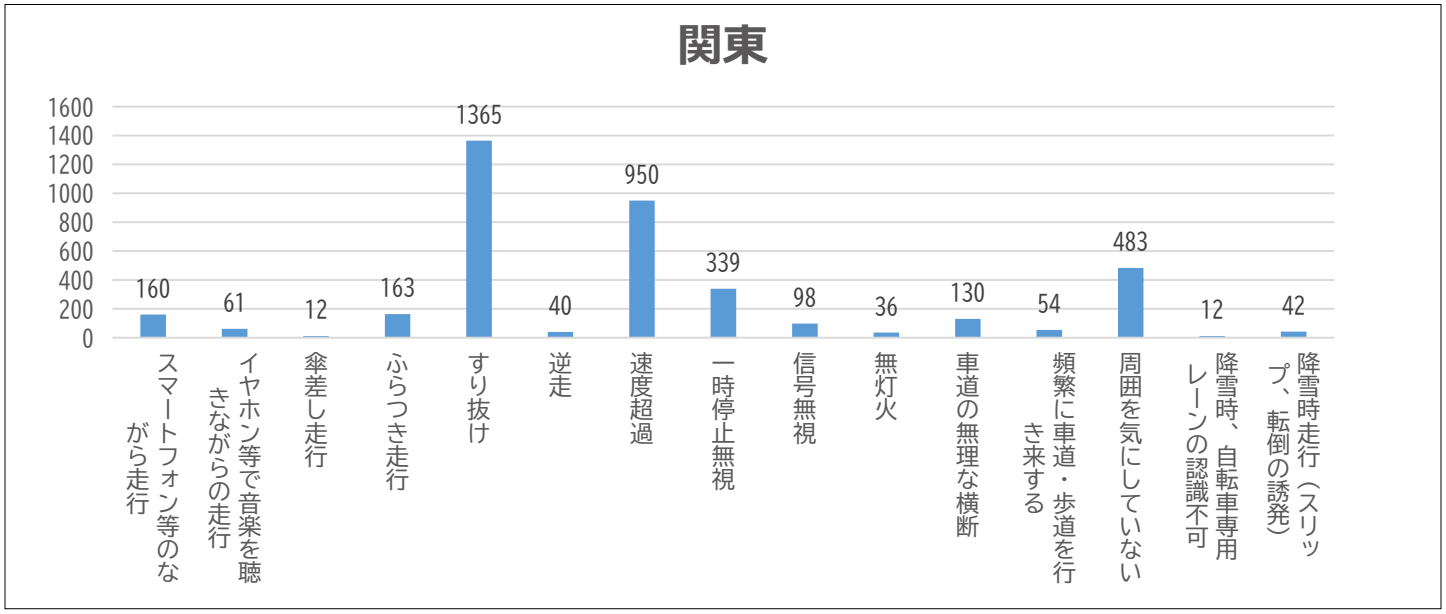
関東
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
160
61
12
163
1365
40
950
339
98
36
130
54
483
12
42
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

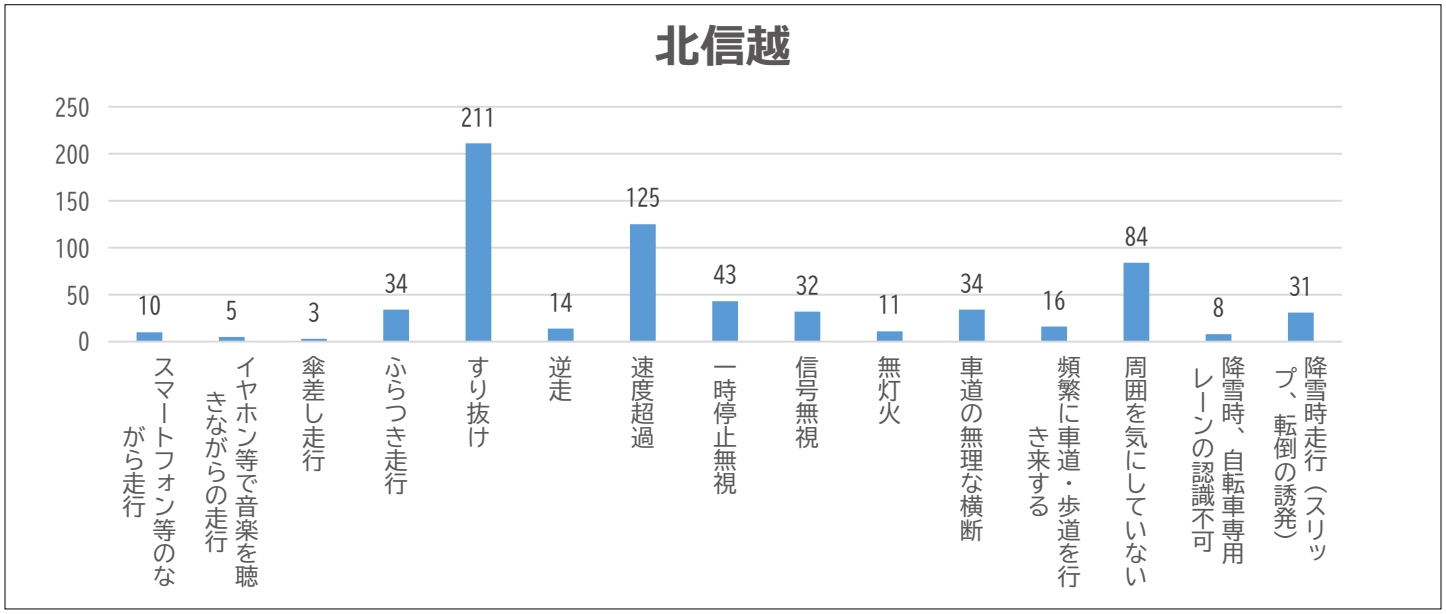
北信越
250
200
150
100
50
0
10
5
3
34
211
14
125
43
32
11
34
16
84
8
31
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

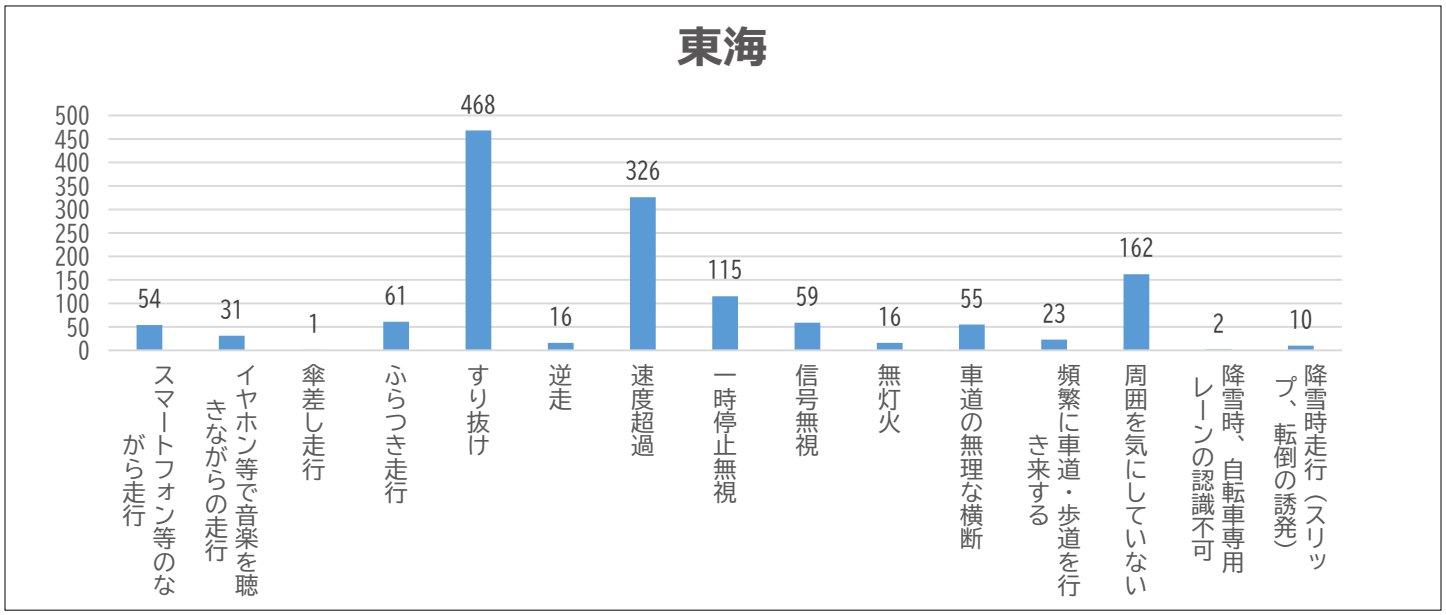
東海
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
54
31
1
61
468
16
326
115
59
16
55
23
162
2
10
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

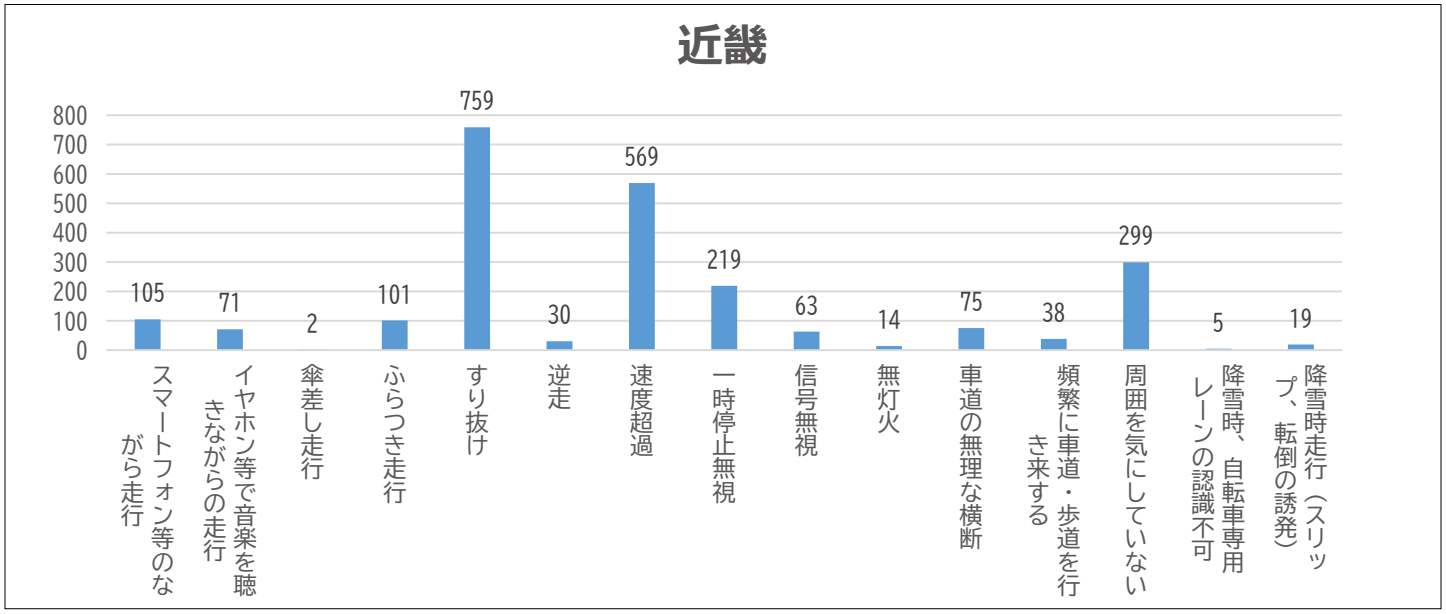
近畿
800
700
600
500
400
300
200
100
0
105
71
2
101
759
30
569
219
63
14
75
38
299
5
19
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

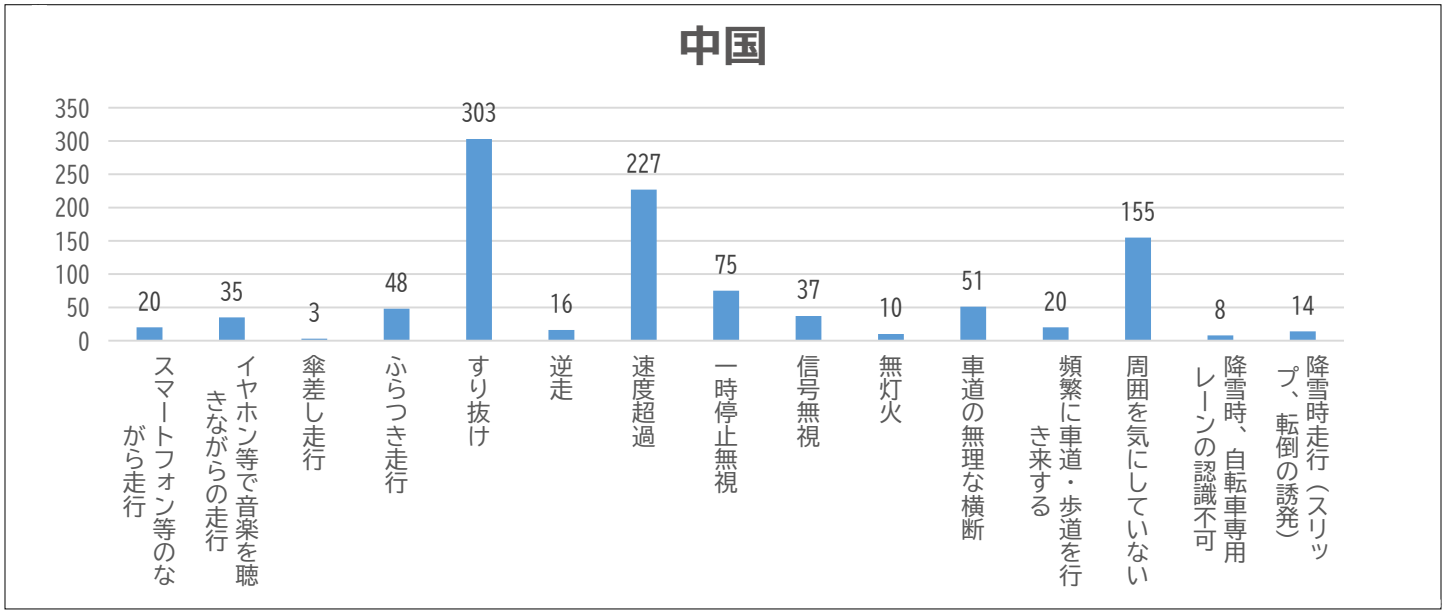
中国
350
300
250
200
150
100
50
0
20
35
3
48
303
16
227
75
37
10
51
20
155
8
14
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

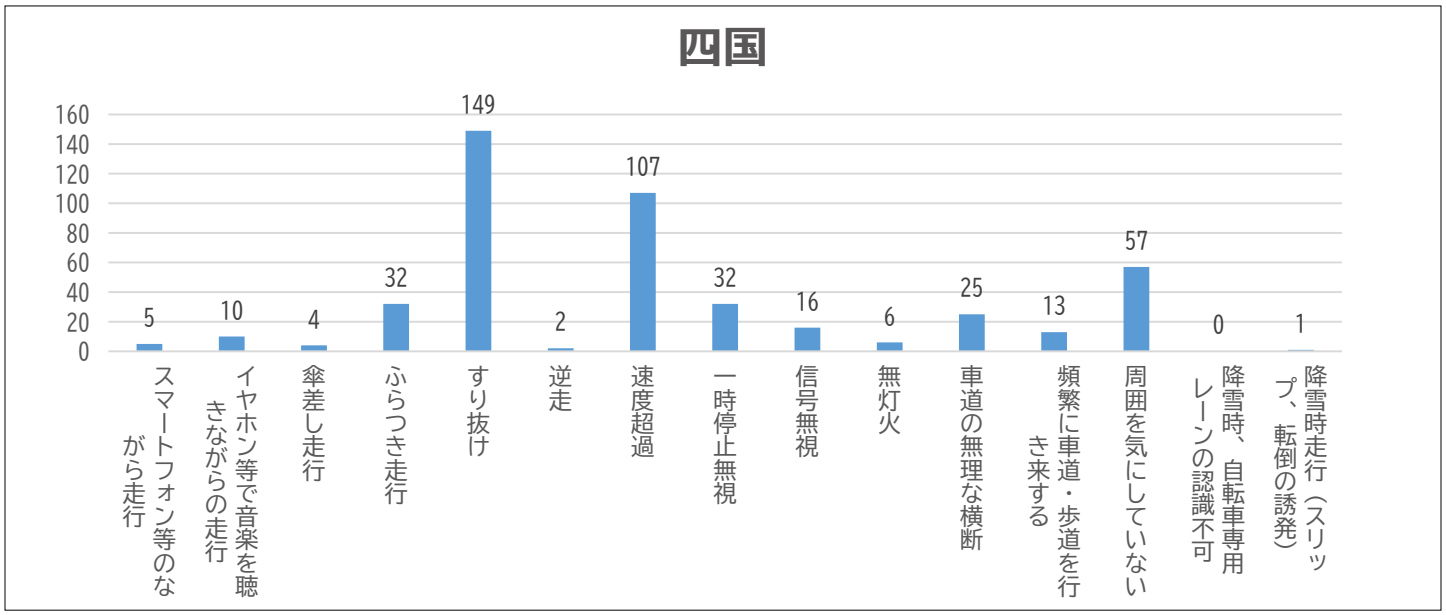
四国
160
140
120
100
80
60
40
20
0
5
10
4
32
149
2
107
32
16
6
25
13
57
0
1
スマートフォン等のながら走行
イヤホン等で音楽を聴きながらの走行
傘差し走行
ふらつき走行
すり抜け
逆走
速度超過
一時停止無視
信号無視
無灯火
車道の無理な横断
頻繁に車道・歩道を行き来する
周囲を気にしていない
降雪時、自転車専用レーンの認識不可
降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

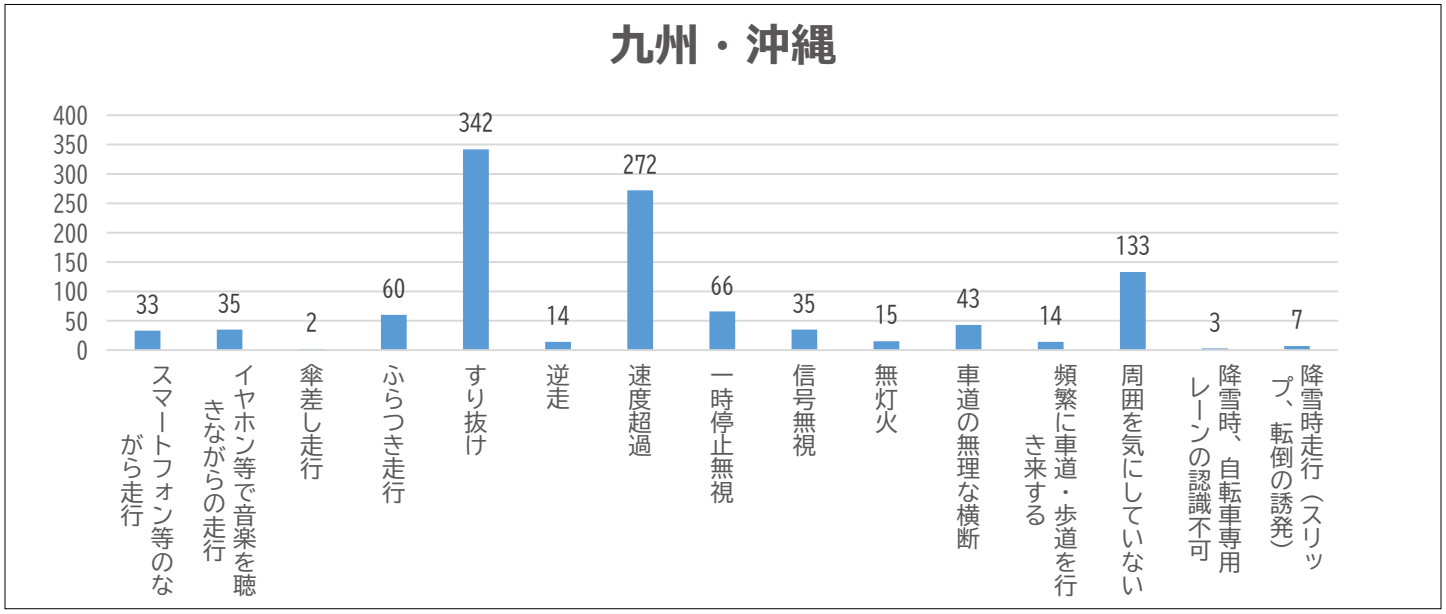

４．安全を守るための当面の施策について

「街頭での指導・取り締まり強化」「法規制の強化」の諸対策に対する項目に加え、「運営会社への指導強化」「事故などの企業責任の明確化」の中食デリバリーの運営会社に関する項目が高い数値を示す回答となった。

また、「自転車の車道走行の原則の見直し」「免許制・反則制度の導入」「営業ナンバー制の導入」といった自転車に関する法制度の見直しについても高い数値を示している。

■自転車および中食デリバリーなどから安全を守るために、行政に対して求めるべき考え
※最大３つまで回答可

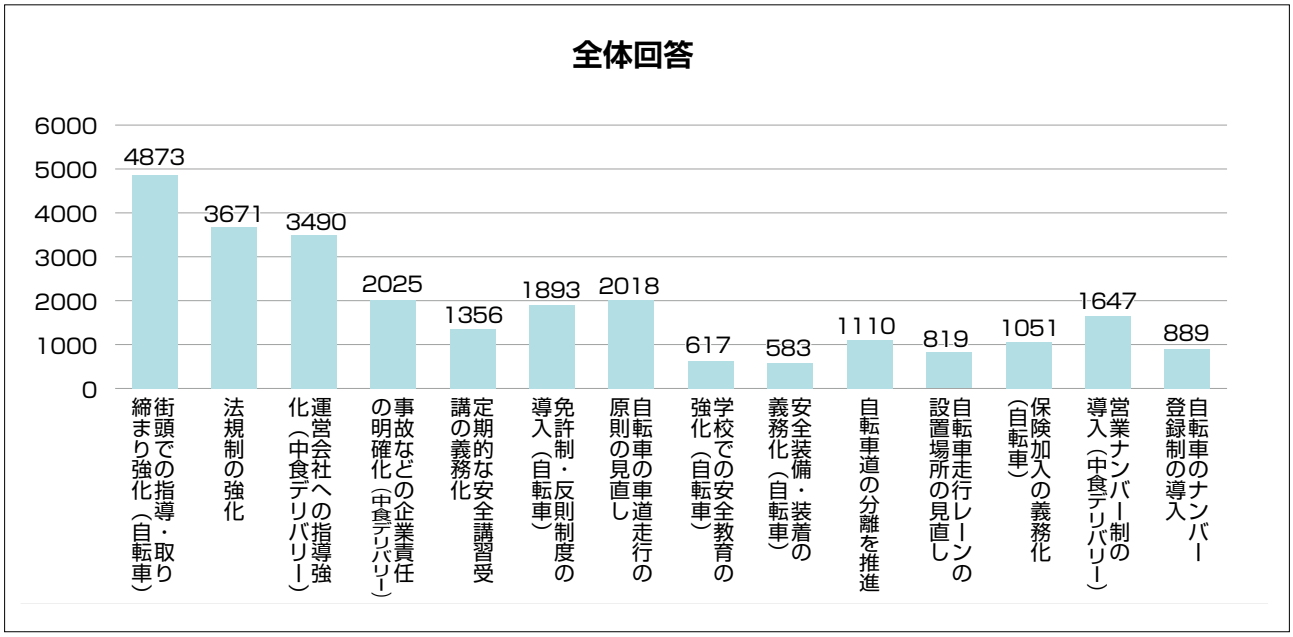

５．自由回答欄・ご意見（抜粋）

No.	【自転車全般】
1	自転車レーンが無い道路でも車道を走行する自転車が有り、危険に思う事が多々有る。
2	自転車の自動ライト点灯装置をつけてほしい。
3	大型車両に乗り都会に行く時、特に二輪車の動向に気を使う。特に車両間への割り込み走行や後方から擦り抜け走行は、非常に神経を使い走行、事故リスクが非常に高い。
4	歩道より急に後方を確認しないで車道に出てくる自転車が多く危険。重大事故になるため何とかしてほしい。
5	自転車走行者の都合のいいように、車道や歩道を走行する事で、こちらからは予測出来ないのがストレスに感じる。
6	自転車走行レーンのない場所で歩道に歩行者の少ない地域、特に田舎方面は歩道に戻すか、一律に自転車が車道を走る事を決めず、自転車が安全に自転車走行レーンを走れる様に、各自治体が整備を進めた所から自転車走行レーンにする様、自転車の事故が増える前に考えてほしい。法律で決まったばかりなら、気になって注意すると思うが、時間が経って車道に自転車が走るのが当たり前になると事故が増えてくると思う。
7	自転車側が自動車から見てどの様な運転・状況が危険と感じられているかの認識が欠落している事も大きな原因と思う。
8	自転車は原則、車道を走行しなければならないとなっているが、車道走行はそもそも安全なのか。歩道幅が広い所では、自転車通行可の所もあるが、歩道での走行が可能の場合は車道ではなく歩道走行の方がいいのではないか。また、自転車専用道路に駐車車両が非常に多い。
9	自転車は車道ではなく歩道を通ったほうがいいと思う。都合が良い時は軽車両で、都合が悪ければ自転車の扱いになる。自転車は自転車として扱うべき。
10	自転車が車道を走行する事に疑問がある。自転車は気をつけて歩道を走ることが、車側からも自転車側からも安全であると考える。ただし歩道はあくまで歩行者が最優先。歩行者に十分注意しながら自転車は歩道を走るべきだと思う。
11	自転車が自動二輪などと同じという意識が低すぎる現状。平気で逆走し、我が物でいる。
12	自転車安全利用五則の「自転車は車道が原則」というのが間違っていると感じる。スピードが出る幹線道路でトラックやトレーラーの横を自転車が通るのは危険。自転車と車は走行路は明確に分離すべき。
13	自転車の車道走行の時は、ヘルメット着用の義務化をお願いしたい。
14	特に自転車は、車道を走る際はケースバイケースで歩道と車道を使い分けてほしい。
15	自転車がヘルメットもかぶらず体を露出させた状態で自動車と同じ道路を走行することは全く理解できない。事故が発生しても不思議ではない状況を一日も早く改めてほしい。
16	中食デリバリーの二輪車等も危険と感じるが、高齢者の自転車の運転にとても気を使う。
17	道路交通法を知らなくても自転車に乗れる事が問題。道路交通法がまったく意味をなさない。自転車に乗る人よりも国が悪いのか。
18	国道等交通量の多い道路での自転車の車道走行は、大型車両が困るため止めてもらいたい。
19	自転車やバイクの動きが分からず、事故につながる走行が非常に多いと思う。自動車、トラックを運転していて事故になった場合、こちらが悪くなくとも罰則がある。安全運転していてもこちらが悪くなることは納得いかない。
20	自転車のすり抜け・逆走・信号無視をよく見かける。又原付でのすり抜け・車道歩道を行き来する等、免許を持っているとは思えない運転を見かける。無関係の人を巻き込む事故を誘発しそうで危険。
21	自転車も前後にライトを取り付けないと、小さな反射板一枚などでは全く見えない。夕方、雨天時など路面と同化している。
22	車道側に自転車走行レーンを作っているが、歩道がある所は歩道側に自転車と歩行者の区分けをしてほしい。教習所では自転車とは何メートルかあけて走行しなさいと言っているのに、レーンを走行してると近すぎる。
23	特に横断歩道で、車道を走る自転車の信号無視。子供の送り迎え時の逆走が非常に危険。
24	自転車のニーズが増えるにつれ迷惑行為も増えている。子供の方がマナーが良い。特に外国人の方でマナーが分かっていない人がおり危ない。
25	自転車走行レーンが有る場合、子供達の走行が危険だと思う。
26	車のドライバーが避けてくれるだろうと思い込む自転車が非常に多いと感じる。自転車も、軽車両であるという認識が甘い。
27	自転車専用レーンがない所は車道を走らないでほしい。原付も同じ車道を走りづらい、スピードが中途半端で中々抜けないし、付いていくには遅すぎる。
28	自転車が専用レーンを走行すること事態、自動車側からすると危険と考える。自転車専用道路などの普及を推奨する。

29	自転車走行レーンの見直しをお願いしたい。幹線道路では走行レーンはほとんど走ってない、走っているのはロードバイク（自転車）のみ。
30	自転車にも責任がある事を周知してほしい。自動車事故と同じで、事故をおこすと生活が変わる事も理解してほしい。
31	自転車走行レーンでも赤信号で止まってくれないと、車の右左折時とても焦る。
32	欧米と比較して、自転車に関しては行政の取り組みが無いに等しいのが日本の現状である。中食デリバリーの問題は、その縮図となって表面化しているのであって、自転車走行全体に対して向き合う時期にある。
33	自転車にミラーをつけたらどうか。後方の確認・車線変更時の確認をしてない自転車が多いと思われる。
34	自転車の配達は地球環境にも優しく、これから増やしていくべき、国などが欧州などを見習い、車道と自転車道を分離して安全に走れる環境を作る事も必要と思う。
35	自転車の逆走は、歩道から確認もせず車道に飛び出すため、車の前を急に横ぎる。歩行者用信号・車用信号を都合の良い方の信号で走行し、３車線道路で車と一緒に右折している。
36	目前で自転車が後方を確認せず反対車線に渡ったのを目にした。とても危険な行動で命をどう思ってるのかと思った。
37	遮断機をかいくぐってまでの無理な走行をしている自転車がいる。中食デリバリー内での自転車の教育を徹底していただきたい。
38	バイクのデリバリーは危ないと感じた事はないが、とにかく自転車が危ない。車道をスマホを見ながらのふらつき走行や、急停車・Ｕターンをする。
39	自転車専用レーンはやめてもらいたい。追い抜く時が怖く、おそらく自転車に乗ってる人も怖いと思っている。
40	自転車にもナンバー等個人を特定出来る物が付けば、運転者の意識も変わるのではないか。
41	日本は道路幅がせまいため、無理矢理、自転車通行帯を作る必要は無いと思う。歩道を広げてセンターラインで分ければ良いと思う。車道を自転車が通行する場合、ヘルメットの義務化をお願いしたい。
42	車が止まってるからとすり抜け信号無視で横断してきたり自分勝手な運転が多い。
43	中食デリバリーのすり抜けで、私が乗っている車両のミラーに当たったことがある。ドライブレコーダーもついていない車両のためスルーしたが、いかがなものかと思う。
44	デリバリー配達員の中には、ルールを守りちゃんと行えている人もいるが、大半数は危険な運転であることや、危ない経験が運転中にあった。デリバリーの方が自ら危険運転しているのにもかかわらず、こちら側が悪くなるのも納得はいかない部分でもある。

No.	【自転車（ロードバイク）】
1	特にスポーツタイプの自転車に乗っている方々の走行マナーが悪い。道路はレース場ではないと思う。
2	ロードバイク（自転車）の隊列走行が危険である。市街地で行うべきではない。ユニフォームを着ているので競技者の練習と思われる。
3	原付より速い自転車の取締り、ロードバイク（自転車）は車道を走らせないでほしい。
4	タイヤの細いロードバイク（自転車）が車道を並走して走る為、追い越しや追い抜きが多く、事故リスクが大きいと取れるので対応検討を願う。
5	ロードバイクのナンバー登録制を希望する。
6	スポーツタイプの自転車に乗っている方々がマナーやルールに対して意識が低い、危険。
7	競技自転車はスピードを出し、レーンを無視するなどマナーが悪い。自転車は軽車両なのでルールを守ってほしい。
8	スポーツタイプ（クロスバイク）等、バイクに乗務してる人は平均的にマナーが悪く危険な運転をしている。原動機付自転車と同等以上の速度を出し、危険な運転をしている。スポーツタイプバイク等は、原付のように免許制度にした方が良いと思う。
9	最近、ロードバイクが多くスピードの出し過ぎや、並走するのがいる。
10	中食デリバリーを配達している方の殆どがスポーツサイクル車を利用し、スピードを出している方が多いため、事故の事を考えると規制を考えてほしい。

No.	【原動機付自転車・自動二輪車全般】
1	中食デリバリー配送者のバイクは、常にスマートフォンを見ながら運転しているのでかなり危ない。特に急いでいる時は、お店から出てくる時に一時停止もせず、周りも見ずに、飛び出してくる場面が多い。
2	原付・自動二輪車におけるすり抜け、追い越しによる危険運転が多い。
3	高齢者の自転車、原付バイクで危険を感じることがあるので安全講習をしっかりしてほしい。
4	四輪も二輪も同じ車道を使用するので分離する事が望ましいが、せめて自動二輪車は車両である事を認識させて欲しい。
5	自動二輪はスピード超過、前のヘッドライトは灯火しているが、後方のライトは無灯火の整備不良が多い。
6	原動機付自転車と自動二輪車も専用の車道を作って欲しい。
7	自動車専用道路によく原付が走行しているのを見かけるので、取り締まりを強化してほしい。
8	スマホをいじりながら走行してる原付と接触しそうになった事があり、怖さを感じる。
9	バイク等が自転車レーンの走行や無理な逆走はしないで欲しい。
10	二輪（自転車）に対する道路交通法の罰則の強化をお願いしたい。
11	原付も高齢者講習の安全教育をしてほしい。
12	中食デリバリーに遭遇する機会は少なく、むしろ早朝の新聞配達等の原付自転車に危険を感じる事が多く、無灯火、歩道走行、無理な横断を各地で見かける。

No.	【交通ルール・マナー】
1	中食デリバリーについて危険を感じる事が多々ある。配達員のモラルの低さが目にあまる。交通ルールの遵守を求む。企業に対しても誰でもＯＫではなく、適材な人物を雇用してほしい。
2	自転車、特に学生のマナーが悪い。交通ルールを逸脱していると感じる。事故を引き起こす可能性が有る。飛び出し、並走等、学校での安全講習を望む。
3	自転車のマナーが悪すぎる。夜間ＬＥＤライトが眩しくて迷惑している。
4	弱者保護をいいことに交通ルールやマナーを守らない自転車ばかりである。守っている方が少ない、きびしい罰則を作らなければ事故はなくならない。
5	ルールを守って、一生懸命頑張ってくれている人も沢山いると思うので、今の状況を良く考えた上で、安全に通行できる様になれば良いと思う。
6	そもそも、歩道さえまともに確保できてない現状で自転車が走れるスペースは無い。歩道は危ないため、街の構造的問題として国や役所が動かないと解決できない。免許制、反則制よりモラル向上。
7	自転車の運転者に対して交通ルールをしっかり学ばせる。中食デリバリーなどで人を雇う際にはしっかり交通ルールの指導講習の受講時間を決めてしっかり行う。
8	自転車マナーが悪く、事故が起きても自動車が悪くなるのが厳しい。特に自転車のマナー（特に傘さし・ふらつき）で危険な場面が多々ある。
9	中食デリバリー等も社会貢献をしている事は理解できるが社会に対する責任感が乏しい。交通ルールの知識とマナー教育を運営会社にお願いしたい。
10	自転車の交通ルールの教育。自転車などの宅配にも営業ナンバー等の導入を。
11	自転車のマナーの悪さには日々危険を感じている。降雨時の傘差し運転、信号無視、等悪質な違反を徹底して取り締ってもらいたい。
12	外国人はルールやマナーは関係なく、ながら走行や逆走等が特に目立つ。
13	人混みの中でも自転車に乗ったままジグザグ運転を止めさせてほしい。交通ルールの遵守、マナーを守らせてほしい。
14	自転車やバイクを弱車とみなす法律に無理がある。特に自転車に対して甘すぎる。逆走、信号無視、飛び出し事故は、車が悪くなるから自転車のマナーが良くなるはずがない。
15	運転免許を持っている、もしくは持っていそうな人が、自転車に乗るといい加減な走行をするという事も大変問題だと思っている。基本的なルールの広報が必要だと思う。

No.	【指導・取り締まり強化】
1	町中や狭い道路などは危険なので、自転車走行禁止があってもいいと思う。時間帯指定など。
2	中食デリバリーを禁止にするべき。営業行為であるので、仮にこのようなビジネス形態を認める場合であっても、営業ナンバー車両での配達を義務付けるべき。
3	自転車の法令、ルール無しが多発しており危険である。指導・取り締まりの強化とともに、免許制や反則制度を導入し、自分の運転に責任をもってもらいたい。滋賀県での琵琶一の自転車走行レーン（青色ライン）は道幅を広げていないのに自転車走行レーン（青色ライン）を設置することは、大変危険であり、道幅を広げてから行うべきである。
4	自転車の逆走や歩車道の行き来をよく目にする。子供への安全教育を徹底し、中学生以上の反則制度等を導入していかなければ、何が違反であるのかも知らない人が多いのではないかと感じる。
5	ドライバーに対する運営会社の安全教育は必要だと思う。手軽に出来るとは言え、公道を利用して収入を得ている以上、そのドライバーには指導が不可欠。自動二輪以上は営業ナンバーが必要ではないか。
6	自転車、原付、自動二輪は気軽な乗り物で、気軽にハンドルを握ってる人が多いので、もっとルールの義務化が強化すればよいと感じている。
7	イヤフォンを付けている二輪車の取締を強化して頂きたい。聴えていない様に思える。講習などの義務化を願いたい。
8	自転車も安全講習の義務化、反則制度を導入して、事故に対する意識を深めてほしい。
9	自転車は車両扱いなのに、幼児でも乗れる自転車の教育を幼少の頃よりするべきだと思う。車やバイクのような点数制が望ましい。
10	自転車は車両等の種類に入ることを深く認識させるとともに、交通ルールを厳守させることを実施させるとともに、自転車の保険に必ず加入させるべき。
11	スマホを見ながら、イヤホンを付けたままの走行が多いので取り締まりを強化してほしい。
12	自転車に対する警察の取り締まりを、人によって取り締まる時と、取り締まらない時がある。
13	デリバリー会社社員は、自己の利益のためなら何をしてもよいとの考えが有り、また会社側も配達すればするほど自社の利益が上がるため、それを黙認している。このような会社は（特に外資系）しっかり取り締まらなければならないと思う。
14	自転車にも講習・年齢制限を設けるべき。
15	自転車だから何をしてもいいという風潮を変えて頂きたい。特に中食デリバリー運営会社の指導や、取り締まりを強化して欲しい。
16	自転車の右側走行を取り締まってほしい。右側走行で渋滞も発生している。自転車は何をして守られてるとの意識者が多い。自己責任をもっと法令で定めてほしい。
17	自転車のナンバー登録制は画期的だと思う。盗難防止にも役立ちそう。営業車にドライブレコーダーの義務化をお願いしたい。
18	自転車の夜間走行でいまだに無灯火が多い様に思えるので強化してほしい。すり抜けも強化してほしい。
19	二輪車の無灯火は、危険過ぎるので指導もしくは取り締まりを厳しく行って欲しい。
20	狭い私道を近道でかなりのスピードで走っているデリバリーのバイクが危ない。横断歩道を使ってのUターン。警官に止められている所も見た事がある。指導して頂いたほうが良いと思う。
21	街中だけでなく、一歩入った裏路地でも自分本位での自転車運転をする人が危ないので、交通ルール違反の取締を兼ねて注意をしていただきたい。
22	自転車の左走行を守っていない為、走行中左側に特に注意しなければならないことに対する指導強化、取り締まりをしてほしい。
23	最近良く見られるのが、縦断歩道の信号を無視し、車道の信号で縦断したり、曲がったりする自転車やロードバイクの走行が目立つ。スマートフォンを持ったまま見ながら走行している自転車や歩行者に対し、自転車の罰金制や違反制度の導入などが必要なのではないか。
24	需要がある以上、今後とも増えるのであれば、指導や教育の強化をしていただきたい。また、直接雇用していないデリバリー運営会社は、指導側（指導者）の強化が必要だと思う。
25	自転車指導員等で街頭での取り締まりや指導等を行う。狭い道に無理に自転車走行レーンを作ったので運転しづらい。
26	最近、自転車を使用する事が多くなっていると思うので警察等に指導してもらう事や反則制度の徹底してもらいたい。
27	電動アシスト付き自転車に子供を乗せている人に対し、安全講習を受講してもらいたい。
28	自転車は幅広い人が利用するので難しいとは思うが、自動車免許のように登録制にして、すべての人に道路交通法の自転車に対するルールの認知から始めるべき。
29	街中でかなり強引な行動また無謀な運転をしている所をよく見かける。取り締まりや、指導を強化すると共に中食デリバリーの方々の安全に対する意識改革が強く必要です。

30	行政として、自転車の交通法規に関する講習会の開催（事業主に対して）自転車に対する、罰則の強化。
31	社会全体で考えれば今や中食デリバリーの使用率は多くなる。とにかく営業所での指導や規則や保険に対しての義務をもう少し考えればいいと思う。
32	中食デリバリーは身近に見かけないが、自転車の違法行為は目に余るものがあるし、「自転車通行可」にすれば良いと思う場所はたくさんある。
33	明らかな悪質なルール違反は自転車、歩行者とはいえ注意ではなく取り締ってほしい。

No.	【法規制】
1	中食デリバリーの営業ナンバー制にし、その業務に関わる自転車にナンバープレートを付けるよう、法の整備をした方がよい。
2	中食デリバリーの運営会社に重い責任を科し、ドライバーの事故などは、運営会社が責任をもって処理するように法律を制定してほしい。
3	今のままの法律では自動車側の分が悪すぎるため、自転車に対する法規制の強化を強く求める。
4	車道を走っている自転車は信号を守らせるべき、スマホ・自転車の没収くらいの法律をつくるべき。
5	今まで自転車に対する交通法規を曖昧にしてきた部分があるので、歩道の走行や逆走をする人がいる。多くの人は自由に走行し、正しい法規を知らないと感じる。公道を走行する以上、死亡事故が起きる前に法規を定め、周知してもらう必要がある。
6	スマホのながら歩き・運転に対して罰則がつくような法改正を望む。
7	取り締まりや法規制の強化を早急にお願いしたい。ただし、安全講習受講の義務化等、国民の負担増となることは止めてほしい。免許制や保険加入の義務化等、自動車学校や保険会社等、一部の者が儲かるようなシステムも止めてほしい。
8	イヤホン等を使用しながらの運転をよく見かける、法規制の強化をお願いしたい。
9	自転車も法規則の対象にして、危険運転に対して厳しく罰則を適用すべき。インフラの整備は国土の狭い日本では、費用もかかるし難しいと思うので、指導や取締りで対応するほうがよいと思う。
10	便利、利益を追及する前に法整備をととのえてから実施してほしい。
11	二輪車の取締りを自転車をより厳しくしてほしい。交通マナーが悪く、現状の事故は減らないと思う。罰則強化など、法令を改正する必要があるのではないか。
12	自転車、原付の法規制の見直しを行った方がいいと思う。（原付３０ｋｍは逆に遅すぎて危ない）
13	誰でも自由にデリバリーに参加している状況では、法規制等で制限しなければマナーの向上や事故の防止は無理。
14	中食デリバリーの自転車は、斜め横断等のルールを無視した危険運転を繰り返しており、大きな事故につながる要因となる。事業者に対し、罰則等も必要だと思う。
15	自転車が車両でありながら、交通法規を守っていないのに、検挙や摘発がされていない事が無謀な運転に歯止めがかからず、事故の原因となっている。交通法規に違反した自転車からは、バイクや車と同様に罰金をとって無謀な運転を抑止して欲しい。
16	歩道からいきなり車道へ来たり、後続車の確認もせず車線変更したり、猛スピードで横断歩道への侵入が多い。自転車の反則制度の導入をしていただきたい。
17	中食デリバリーに限らず自転車の安全意識の低さは目にあまる。夜間の「自分が見えているから良し」のような意識は、自動車ドライバーがどれだけ注意していても、事故の原因にしかならない。法規制や事故時の自動車に対する罰則の緩和等の法改正が必要と思う。
18	自転車走行レーンがない県や区域での車道走行は車を運転している側からすると本当に危険、自転車を運転する側も恐怖を感じながらも、法律なので仕方なく走っていると思う。重大事故が起こる前に見直しを求める。

No.	【免許関連】
1	自転車は反則制度がない為、道路によっては無法地帯化している所もあり、非常に危ないと感じている。免許制、反則制度の導入を強く希望する。
2	交通ルールを理解していない自転車が多い気がするので免許制（講習受講の義務化）にした方が良いと思う。
3	自転車は車両である意識が低すぎると思います。罰則がほとんど無いと思っていることが世の大半の認識だと思うので、自転車にも自由に乗れすぎないように、免許制度にすべき。
4	自転車は特に周囲を気にせず走行しているように思う。自分を守る為にも特に自転車の免許制とナンバー導入に力を入れて頂きたい。
5	中食デリバリーで働く人は危険運転の風潮があるので、免許制・資格制あれば良いと思う。
6	中食デリバリー等で自転車を使う際には、自動車免許取得、並びに警察の取締強化を行ってほしい。

7	自転車も人の命を奪う可能性がある為、免許制を導入し、違反点数や罰金を取ることも必要。
8	自転車でも免許制にした方がいいと思う。免許が難しい場合には、講習制の導入をした方がいい。
9	自転車について、学校での安全教育だけでなく、各校独自に運転許可証を発行し、常時携帯して運転する様にした方が良いと思う。

No.	【歩行者】
1	歩行者になった時、特に危険を感じる事が多々あるので、車道との分離を行政を中心として推進してもらいたい。
2	歩行者、自転車ともに自動車運転者も注意していかなければならない。
3	歩行者なども横断歩道による信号無視の指導、取り締まりをお願いしたい。車道の自動車の渋滞で交差点内に入らない、入って横の信号が変わると通行できないので指導してほしい。

No.	【その他】
1	中食デリバリー等の運行者は独立自営体制になっている為、運営会社に事故責任がいかない今の状態はおかしい。運行する人間は、営利目的のプロである為営業ナンバーは義務。
2	同じ車道でも道路交通法を知っている車両と知らない車両が、同じ道路を通行する事が事故のリスクが高いと考える。
3	運転手、デリバリー配達員双方で今後も公道を使用する限り気を付けなければならない。交通弱者という意識をドライバーは持たなければならないし、交通ルール意識も高め合えたらと思う。
4	個人に識別できるナンバー等を見える所に貼り、危険な行為をしていたらナンバーと内容をセンターに連絡できる様にしたら、個人が意識しやすいと思う。
5	ながら運転を監視できるシステムがあればいいと思う。
6	ウインカーを左にだすと「左にまがります、御注意下さい」の自転車版を作ったらどうか。例えばトラックの左側を自転車が通過する時「危険です。近よらないで下さい」のようなもの。
7	仕事として行うのであれば、コンプライアンスなどを遵守すべき。被害者が加害者になるなど有り得ない。
8	自転車や自動二輪車専用信号を作っていただきたい。巻き込み事故が少しでもなくなってほしい。
9	自動車・自転車運転者がそれぞれ、互いの交通ルールを理解していないことが円滑な交通に妨げになっていると思う。
10	安全対策センターにて、自転車走行の危険性を講習してほしい。
11	弱者保護は分るが自転車と車の事故においては自転車の責任も大きく考えるべき。
12	アンケート対象を貨物だけでなく、自家用（連絡車）も含めるべき、トラックだけがリスクを負っているわけではない。
13	自転車は手軽で誰でも利用出来るが、１６才未満や免許がない人は交通ルールの知識がとても浅い状態。この現状をどのように補うか又は禁止するのか決める必要を感じる。高齢者が利用する小型電動自動車も、これからをしっかり考える必要がある。
14	中食デリバリー運営会社に公共の道路を使っている事をもっと理解してもらいたい。ドライバーの意識も低いので、安全教育を中食デリバリー運営会社がする様に義務化する。我々も初任や一般など、運転診断を受けている。同じ土俵で仕事をするならそれくらいの事はさせるべき。
15	危険走行車両が増えているので気を付けながら運転する様になり、気が休まらない事が多い。
16	中食デリバリー配達員は個人事業主だという運営会社の対応が、あまりにも他人事過ぎる。
17	事故のない社会というのは現実的には無理な事なので、事故を少なくするために、お互いが相手の車両の動きをよく見て尊重する事が大事だと思う。
18	中食デリバリーの需要が増えていく中で、運営会社が定期的に走行中のマナーや安全性について指導、教育し、交通事故を未然に防いでいく必要がある。
19	自動車側も自分たちが優先という考え方を捨てなくてはならない。道路を含め交通システムを再構築する必要がある。
20	自転車を含む二輪車による配達が急増しているので、事故の際、二輪より四輪の立場が弱い（特に自転車）現状をもっと見直すべきだと思う。
21	テレビＣＭ等で注意喚起等をお願いしたい。例えば．老人は無理に車道走行しないようとか、自転車が車両と同じと思い車の右折レーンにいる事など。
22	中食デリバリーの箱は反射板すらついていないので、反射板が必要。
23	中食デリバリー自体を否定するものではないが、事故が起きた場合、ドライバー個人ではなく企業側の責任を強めるべき。

【2020. 11】

自転車および中食デリバリーの危険走行に関する ドライバーアンケート

自転車による交通事故は、規制の強化などにより全体的には年々減少していますが、「自転車対歩行者」や「自転車相互」の事故は横ばいか微増という状況にあります。
また、自転車は、原則、車道を走行しなければならないことから、「自転車専用レーン」の設置が進められていますが、道路幅の狭い「車道混在」区間においては、自動車との接触または走行を妨げる事案が増えており、交通事故の誘発が懸念されます。
さらには、コロナ禍による外出自粛で、自転車やバイク等（原動機付自転車、自動二輪車）を使用してのいわゆる「中食デリバリー（飲食料の配達）」が急増し、悪質な運転や事故の発生等の新たな課題が生じています。

本アンケート調査は、ドライバーから見た自転車走行や中食デリバリーの問題点を把握し、道路利用者の交通ルールの遵守や今後の道路政策などへの政策要求につなげることを目的に実施します。

地連・ 都府県連名		単組名	
運転歴	１．３年未満　２．３～５年未満 ３．５～10 年未満　４．10～20 年未満 ５．20 年以上	車両の種類	１.台車（自転車によるけん引も含む） ２.バンタイプの貨物車（軽貨物を含む） ３.総重量 5t 未満の普通トラック（～2t 車） ４.総重量 8t 未満の中型トラック（～4t 車） ５.総重量 8t 超の単車（積載 4t 超） ６.トレーラー
年　齢	１．10 歳代　２．20 歳代　３．30 歳代 ４．40 歳代　５．50 歳代　６．60 歳代以上	主な積荷	１.宅配　２.航空貨物　３.貸切（区域） ４.雑貨　５.生鮮　６.食品 ７.現金　８.貴重品　９.美術品 10.その他（　　）

Ⅰ．自転車および中食デリバリー（原付、自動二輪等）について

１．二輪車等の走行マナーについて

（1）四輪車両から見た二輪車等の走行について

運転中に二輪車等が「危ないな」と感じることがありますか。 〈該当する番号１つに○をつけて下さい〉 ⇒	１．よくある	２．たまにある	３．ない	４．わからない

（2）（1）で「よくある・たまにある」と回答された方にお聞きします。

走行中の乗務車両（台車含む）から見た走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為をお選びください 〈以下から、危険と思われる番号を３つまで記入して下さい〉 ⇒	危険行為	番号を３つまで記入

１．スマートフォン等のながら走行　２．イヤホン等で音楽を聴きながらの走行　３．傘差し走行
４．ふらつき走行　５．すり抜け　６．逆走　７．スピードの出しすぎ　８．一時停止無視
９．信号無視　10．無灯火　11．車道の無理な横断　12．頻繁に車道・歩道を行き来する
13．周囲を気にしていない　14．並走　15．影・死角からの飛び出し　16．無理な割り込み
17．降雪時、自転車専用レーンの認識不可　18．降雪時の走行（スリップ、転倒の誘発）

２．自転車専用レーン付近および車道混在区間などで気をつけていることについて

（1）自転車専用レーン付近および車道混在区間などで運転を行う際、
自転車に対して危険を感じさせてしまったと思うことはありますか。
〈該当する番号１つに○をつけて下さい〉

１．よくある	２．たまにある	３．ない	４．わからない

（2）自転車走行レーン付近および車道混在区間などで自動車運転を行う際、
自転車に対して危険と思われる行為を３つまでご記入ください。

〈1〉	〈2〉	〈3〉

１．右左折　２．追い越し　３．並走　４．接近　５．速度超過　６．無灯火
７．ドアの開閉　８．自転車専用レーンを踏んでの走行　９．駐停車　10．路面店などへの出入り

３．中食デリバリー（自転車、原付、自動二輪）の走行マナーについて

※中食デリバリーがそもそも無いという県の方は、「無し」とご記入ください。

運転中の乗務車両（台車含む）から見た自転車・原動機付き自転車・自動二輪車それぞれの走行ルール・マナー違反で危険を感じる行為をお選びください 〈それぞれの項目（自転車、原動機付き自転車、自動二輪車）で以下から、危険と思われる番号を３つまで記入して下さい〉	⇒	危険行為	**①自転車**
			②原動機付き自転車 （ペダル付き電動自転車（＝モペット）、電動キックスケーター含む）
			③自動二輪車

【自転車・原付・自動二輪車　共通】

１．スマートフォン等のながら走行　２．イヤホン等で音楽を聴きながらの走行　３．傘差し走行
４．ふらつき走行　５．すり抜け　６．逆走　７．速度超過　８．一時停止無視　９．信号無視
10．無灯火　11．車道の無理な横断　12．頻繁に車道・歩道を行き来する　13.周囲を気にしていない
14．降雪時、自転車専用レーンの認識不可　15．降雪時走行（スリップ、転倒の誘発）

４．安全を守るための当面の施策について

自転車および中食デリバリーなどから安全を守るために、
行政に対して求めるべき考えを３つまでご記入ください。

〈1〉	〈2〉	〈3〉

１．街頭での指導・取り締まり強化(自転車)　２．法規制の強化
３．運営会社への指導強化（中食デリバリー）　４．事故などの企業責任の明確化（中食デリバリー）
５．定期的な安全講習受講の義務化　６．免許制・反則制度の導入(自転車)
７．自転車の車道走行の原則の見直し　８．学校での安全教育の強化(自転車)
９．安全装備・装着の義務化(自転車)　10．自転車道の分離を推進
11．自転車走行レーンの設置場所の見直し　12．保険加入の義務化(自転車)
13．営業ナンバー制の導入（中食デリバリー）　14．自転車のナンバー登録制の導入

〈その他、ご意見等がありましたら以下に記入してください〉

～　ご協力ありがとうございました　～